

JILPT 資料シリーズ

No. 49 2008年12月

諸外国における労働保険及び 社会保険の徴収事務一元化を めぐる実態と課題に関する 調査研究



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

諸外国における労働保険及び社会保険の
徴収事務一元化をめぐる実態と課題に
関する調査研究

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

まえがき

本資料シリーズは、厚生労働省の要請を受け、平成18年度及び19年度に実施した「諸外国における労働保険及び社会保険の徴収事務一元化をめぐる実態と課題に関する調査研究」の結果をとりまとめたものである。

我が国の社会保険（健康保険及び年金）は厚生労働省社会保険庁が、また労働保険（労災保険及び雇用保険）は同省の労働関係部局が、その運営を管轄している。各保険の運営は、保険者機関が給付業務と保険料徴収業務を一体的に行っているのが特徴であるが、こうした状況に対し、行政の効率点な運営、コスト削減などの観点から保険料の徴収一元化の議論が近年各方面から提起されている。他方、厚生労働省も事業主の利便性向上や行政事務の効率化のため、保険料申告等の届出の一括受付や事業所調査の共同実施などの一定の措置を講じてきているが、行政改革の方針を受け、今後一層の保険料徴収事務の一元化を進めていくこととしている。

このため、本調査研究では、すでに徴収事務を一元化した欧米諸国の状況をその背景とともに実施経過、課題等を明らかにし、厚生労働省における今後の検討に資することを目的とした。

調査研究の対象としたのは、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、カナダ及びスウェーデンの6カ国である。対象国の多くは、かつて保険種類別あるいは徴収対象者別等に保険料の分立した徴収制度を持っていたが、様々な背景、理由から現在徴収事務の一元化を実現している。これらの国の保険料徴収制度の詳細、一元化の具体的な状況を把握するために、執筆者は文献調査にとどまらず当該国の保険料徴収機関をはじめ保険給付を担当する機関、徴収事務のあり方に意見を持つ事業主団体及び労働者団体等を幅広く訪問し、ヒアリングを行った。

本資料シリーズが社会保険及び労働保険の徴収事務一元化をめぐる議論の参考になれば幸いである。

2008年12月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 稲 上 毅

執筆担当者（執筆順）

氏名	所属	執筆担当
<small>まつお よしひろ</small> 松尾 義弘	労働政策研究・研修機構 主任調査員	序章、第1章、第4章
<small>きたざわ けん</small> 北澤 謙	労働政策研究・研修機構 主任調査員補佐	第2章
<small>おおしま ひでゆき</small> 大島 秀之	労働政策研究・研修機構 主任調査員補佐	第3章
<small>たかはた</small> 高畑 いづみ	労働政策研究・研修機構 国際研究部研究交流課	第5章
<small>まちだ あつこ</small> 町田 敦子	労働政策研究・研修機構 主任調査員補佐	第6章

※執筆者の職名は、平成20年3月31日時点のもの。

目 次

序章 調査研究の概要

第1節 調査研究の背景、目的	1
第2節 調査研究結果の概要	2
1 徴収一元化の状況	2
2 一元化の理由、背景	3
3 一元化のプロセス	3
4 一元化に対する評価・問題点	6
5 各国の調査結果の概要	6

第1章 イギリスにおける社会保険・労働保険の徴収事務一元化の実態と課題

第1節 社会保険及び労働保険の保険料徴収制度	15
1 国民保険制度を中心としたイギリスの社会保障制度	15
2 保険料の徴収制度	15
3 保険料徴収の実際	22
第2節 社会保険及び労働保険の保険料徴収事務一元化	25
1 保険料徴収事務の一元化された背景	25
2 一元化のために行った措置	27
3 一元化による徴収効率化の状況	30
4 一元化後の問題点、課題の発生状況など	32

第2章 アメリカ合衆国における社会保険・労働保険の徴収事務一元制度の実態と課題

第1節 アメリカ合衆国における社会保険・労働保険の保険税制度	35
1 アメリカ合衆国における社会保障制度の概要	35
2 本稿の対象領域	39
3 保険制度に係る根拠法令	41
4 運営機関・体制	41
5 適用対象と任意拠出	43
第2節 社会保険・労働保険の保険税徴収事務の制度	46
1 財源と税率	47
2 保険料徴収制度の概要	49
3 保険料徴収に係る根拠法令	50
4 保険料納付の手続き・方法・時期	50
第3節 税徴収業務における問題点、課題等	51

1	社会保険税徴収事務の一元化された背景	51
2	徴収一元制度の問題点、課題の発生状況、見直しの動きなど	52
第4節	本調査でわかったこと—まとめ—	53
1	メリーランド州での労働保険・社会保険徴収の枠組み	53
2	ニュージャージー州での労働保険・社会保険徴収の枠組み	53

第3章 ドイツにおける労働保険及び社会保険の徴収事務一元化をめぐる実態と課題

第1節	社会保険及び労働保険制度の現状	68
1	ドイツの社会保障制度の概要	68
2	社会保険及び労働保険の概要	68
第2節	保険料徴収制度の状況	74
1	保険料徴収制度の概要	74
2	保険料徴収機関の概要	74
第3節	保険料徴収事務の実際	77
1	現行保険料徴収制度の概要	77
2	2007年医療改革	82
第4節	保険料徴収制度の評価・課題	84
1	連邦地区疾病金庫連合会（AOK）ボン本部	85
2	ベルリン州地区疾病金庫（ベルリンAOK）	86
3	連邦企業疾病金庫連合会（BKK）	87
4	ドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険組合（KBS）	87
5	連邦労働社会省	88
6	雇用エージェンシー（AA）ベルリン・ミッテ地区	89
7	ドイツ法定労災保険組合連合会（DGUV）	89
8	ドイツ労働総同盟（DGB）	90
9	ドイツ使用者団体連盟（BDA）	92

第4章 フランスにおける社会保険・労働保険の徴収事務一元化の実態と課題

第1節	社会保障制度の概要	95
第2節	社会保険料等の徴収制度	96
1	「一般制度」における社会保険料の徴収制度	96
2	一般制度以外の社会保険料の徴収制度—自営業者を中心に—	103
3	失業保険料の徴収制度	106
第3節	保険料徴収制度（一般制度）の推移	108
第4節	保険料徴収をめぐる最近の動き	109

1	職域により分立した制度の統合問題	109
2	職業紹介機関と UNEDIC の統合に伴う社会保険料及び失業保険料徴収一元化の動き	110
第5章 カナダにおける社会保険・労働保険の徴収事務一元化の実態と課題		
第1節	社会保険及び労働保険の保険制度	114
1	カナダにおける社会保障制度の概要	114
2	年金保険制度	114
3	雇用保険制度	121
4	カナダの労災保険	125
第2節	カナダの社会保険・労働保険の保険料徴収制度	129
1	保険制度の運営と徴収	129
2	保険料徴収機関の概要	129
3	保険料徴収に係る根拠法令	129
4	保険料徴収機関の運営体制・組織	130
5	保険料収納（納付）記録システム	131
6	給付機関と必要な連携内容	131
7	保険料徴収事務の実際	133
第3節	社会保険及び労働保険の保険料徴収事務一元化	139
1	保険料徴収事務の一元化された背景	139
2	一元化のために行った法措置	141
3	一元化による徴収効率化の状況	141
4	現行の徴収制度の課題	141
第6章 スウェーデンにおける社会保険・労働保険の徴収事務一元化の実態と課題		
第1節	社会保険及び労働保険の保険料徴収制度	147
1	社会保障制度の概要	147
2	社会保険制度の概要	147
3	保険料の徴収制度	149
第2節	社会保険及び労働保険の保険料徴収事務一元化	153
1	保険料徴収事務の一元化された背景	153
2	一元化のために行った措置	154
3	一元化により発生した問題	154
4	現在の徴収システムに対する評価・課題	154

序章 調査研究の概要

第1節 調査研究の背景、目的

本調査研究の目的は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、カナダ及びスウェーデンにおける社会保険・労働保険の徴収事務の一元化の実態及び課題を明らかにすることである。

社会保険及び労働保険の徴収事務一元化については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）において当該一元化を図ることが規定され、「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）では「社会保険及び労働保険の事務処理の見直しを行い、平成13年度以降可能なものから逐次実施する」とされた。

これを受け、厚生労働省では、事業主の利便性向上や行政事務の効率化の観点から、保険料徴収事務を一元的に処理するため、平成15年10月1日より全国の社会保険事務所（312所）に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、社会保険の算定基礎届や労働保険の保険料申告書等の届出の一括受付や賃金・保険料額に関する事業所調査の共同実施などを行っているところである。

このように厚生労働省では、一元化に係る一定の措置が逐次講じられてきたが、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において、さらなる一元化の検討が求められたところである。

そこで、今後の一元化の検討を行う際にはすでに一元化を実施している諸外国の例を参考にすることが有益であるため、厚生労働省から独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）に対して要請があり、当機構において平成18年度及び19年度において当該調査研究を実施したものである。

本調査研究の対象としたのは、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、カナダ及びスウェーデンの6か国である。これらの対象国のうち、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ及びスウェーデンはかつて（保険種別あるいは徴収対象者別等に制度の違いはあるが）分立した徴収制度を持っていた国であるが、様々な背景、理由から徴収事務の一元化を実現している。これに対しアメリカは、社会保険・労働保険制度の導入に併せ特定の機関（徴税機関）に保険料徴収事務を一元的に担わせる措置を講じた国である。このように制度の経過に相違はあるものの、徴収事務の「一元化」を実現した国の一元化の背景、一元化の具体的な方法、その後の問題点、課題の発生などについて明らかにすることは、今後の徴収事務一元化を検討する我が国にとって有益な情報となると考えられる。

徴収事務一元化の実態、課題を把握するためには、一元化の背景をはじめ、その措置、一元化後の徴収率の状況、徴収コスト、人員削減、世論の動向などの発生や見直しの動き、さらに徴収と給付の分離に対するメリット及びデメリット等の評価等の点について明らかにす

る必要がある。そのため本調査研究では、各対象国の徴収担当機関のほか、社会保障給付を担当する行政機関、徴収事務のあり方に意見を持つ事業主団体及び労働者団体等に対しヒアリングを行った。なお、現地調査は平成18年度にイギリス、カナダ、スウェーデンを、平成19年度にアメリカ、ドイツ、フランスを行ったところである。

本資料の本編では、対象国別に、まず社会保険・労働保険制度の概要及び同保険料徴収制度について記述している。外国の社会保障制度を解説する文献は数多いが、徴収事務制度について述べた文献は数少ないため、可能な限り具体的に記述し徴収事務の実際を明らかとすることに努めた。次いで調査研究のポイントとなる徴収事務一元化について、その背景、プロセス、一元化後の状況、課題の発生などについて記述をしている。

第2節 調査研究結果の概要

1 徴収一元化の状況

保険料徴収事務の制度については、それぞれの国の社会保険・労働保険制度の成り立ちや仕組みにより違いがあるが、以下のILO/ISSAの類型に基づく大まかな分類が可能である。

- 税務当局が税とともに社会保険料を一元徴収している「中央一元化制度」
- 社会保障当局が各種の給付と徴収を一括して行っている「準中央一元化制度」
- 年金、医療、労災などの制度ごとに、それぞれの保険料を徴収する「分散型制度」

これらの類型をもとに対象国の制度を整理すると、イギリス、アメリカ、カナダ及びスウェーデンは概ね「中央一元化制度」に位置づけられる。

イギリス	<u>歳入関税庁</u> が社会保険及び労働保険を包括した国民保険の保険料を所得税とともに一括徴収
アメリカ	<u>内国歳入庁</u> が年金、医療に係る社会保障税と連邦失業税を所得税とともに一括徴収
カナダ	<u>歳入庁</u> が年金保険料及び雇用保険料を所得税とともに一括徴収
スウェーデン	<u>国税庁</u> が社会保険料を所得税とともに一括徴収

ただし、この類型化は年金、医療などの社会保険を中心に徴税制度との関係を念頭においた分類であるため、これに労働保険を加えて整理してみると、国により制度の違いが際立っている。アメリカでは失業保険税が連邦と州別に存在し、また労災保険料は内国歳入庁が徴収しておらず州によって運営が多様である。カナダについても労災保険は州政府により運営されている。スウェーデンは失業保険が業界団体により独自に運営されている。

ドイツ、フランスについては、「分散型制度」に分類されることが通例であるが、以下のとおり、(徴税機関ではないが、) 統一的な徴収機関により一括徴収されている。ただし、ド

イツでは加入する疾病金庫を原則自由選択できることから従業員が加入する疾病金庫の数に応じて納付先が増えるため実態としては一元化とは言えない面もある。また労災保険は業界団体が独自に運営している。他方、フランスでは失業保険は労使の団体により別に運営されており、また、自営業者、公務員、農業者などはそれぞれの保険制度が分立する複雑な制度となっている。

ドイツ	医療保険の保険者である <u>疾病金庫</u> が総合社会保険料（医療、介護、年金、失業）を一括徴収
フランス	公法人ACOSSの地方組織である <u>URSSAF</u> が被用者を対象とする「一般制度」の社会保険料（医療、労災、年金）を一括徴収

2 一元化の理由、背景

調査対象国のうち、アメリカは社会保険・労働保険の成立とほぼ同時に現行制度（徴収一元化）を導入している。イギリス、カナダ及びスウェーデンは徴収制度の見直しを行い徴税機関に保険料徴収を一元化している。ドイツは医療保険の保険者である疾病金庫に他の保険料を含め一括徴収させることとした。またフランスは社会保障機関が給付業務と徴収業務を一体的に行っていた制度から徴収業務に特化した機関を別に設けることで一元化を実施した。

従来制度の見直し等を行い徴収一元化を実施した国では、運営コストの軽減（ドイツ、カナダ）、保険料納付事務の効率化（ドイツ）、事業主等の納付事務負担軽減（イギリス、カナダ、スウェーデン）、徴収業務効率の向上（フランス、スウェーデン）などがその理由に挙げられている。なお、イギリスは制度の見直しの大きな要因となったものとして社会保険当局による未納率の高さや国民に対する職員の対応のまずさなどを挙げている。また、スウェーデンでは従来納付手続きが複雑¹であったため、その簡素化とともに、政府はその間の利子損失を問題視していた。

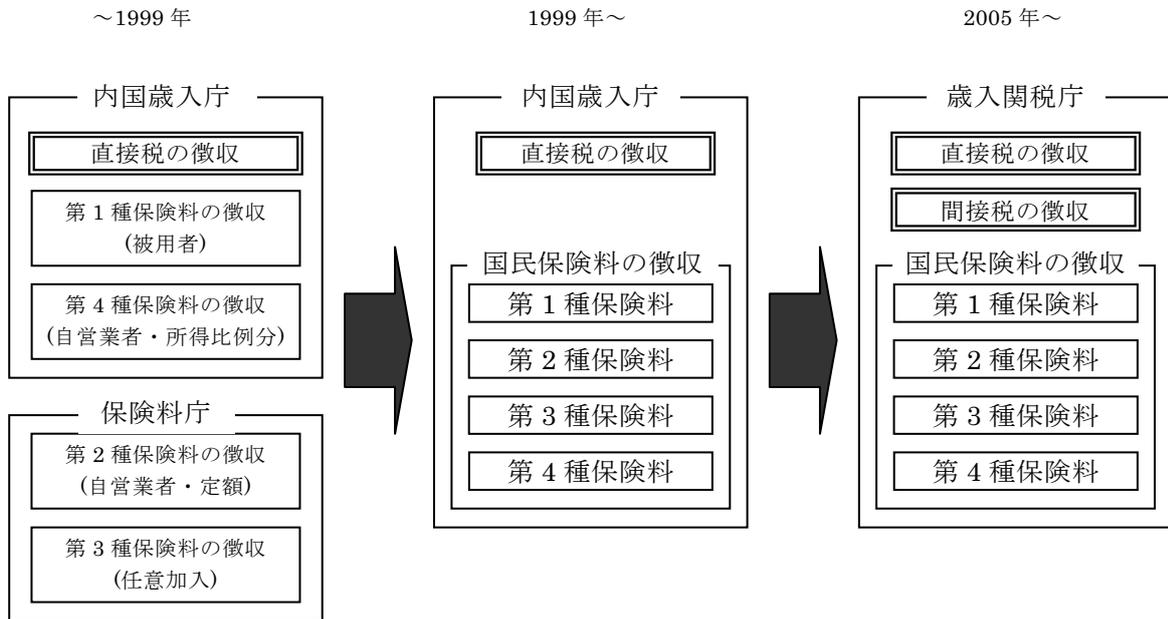
3 一元化のプロセス

イギリス、フランス、カナダ及びスウェーデンの徴収制度の見直しについて、その変遷をそれぞれ図に示すと以下のとおりとなる。

イギリスでは、国民保険料の被用者に係る保険料を徴税機関である内国歳入庁が徴収する一方、自営業者及び任意加入者の保険料は社会保障省（保険料庁）が徴収するという仕組みであったが、1999年に国民保険料の徴収権限を保険料庁から内国歳入庁に移管することにより一元化を図った。

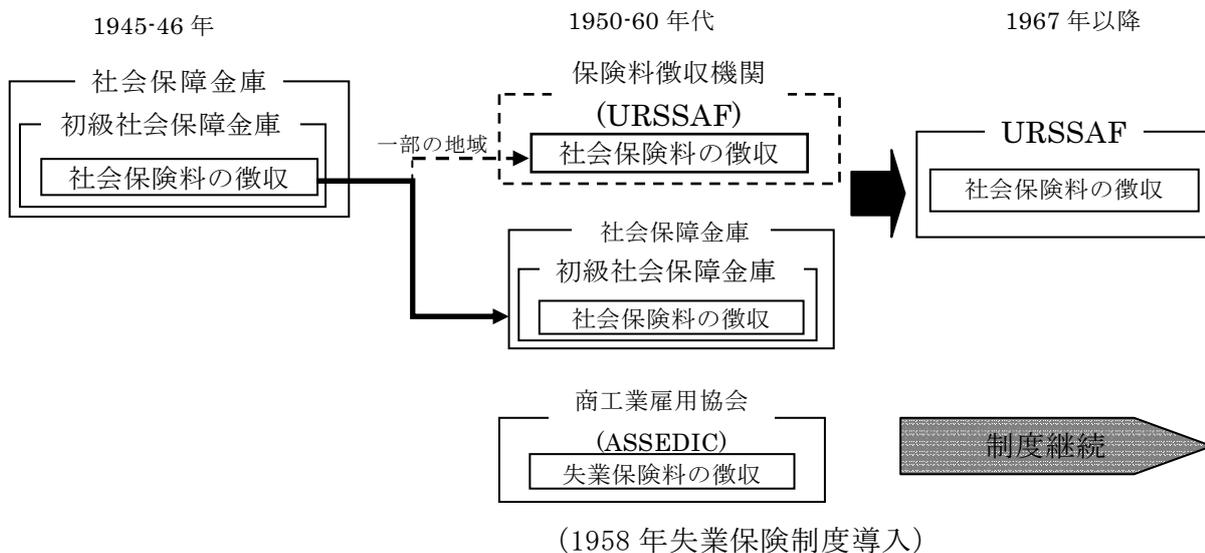
¹ 社会保険庁と国税庁による二重チェック等により徴収完了までに2年半程度かかっていた。

図1 イギリス徴収制度の変遷



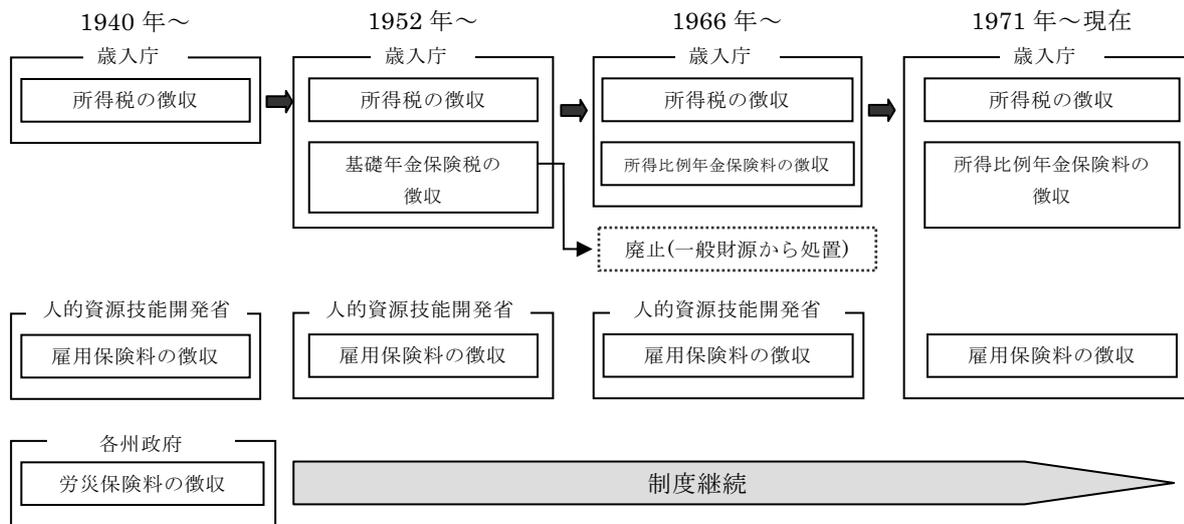
フランスでは、「一般制度」が構築された1945-46年当時は、保険者機関である社会保障金庫の地方組織である初級金庫が給付及び徴収業務を実施していたが、1950-60年代に給付、徴収双方の業務の効率化のため、一部の地域（県）で保険料徴収機関を設立し社会保険料の一括徴収を行う動きがあった。その後1967年にACOSSが設立され、ACOSS/URSSAF体制による一元徴収が全国で行われるようになった。

図2 フランス「一般制度」における徴収制度の変遷



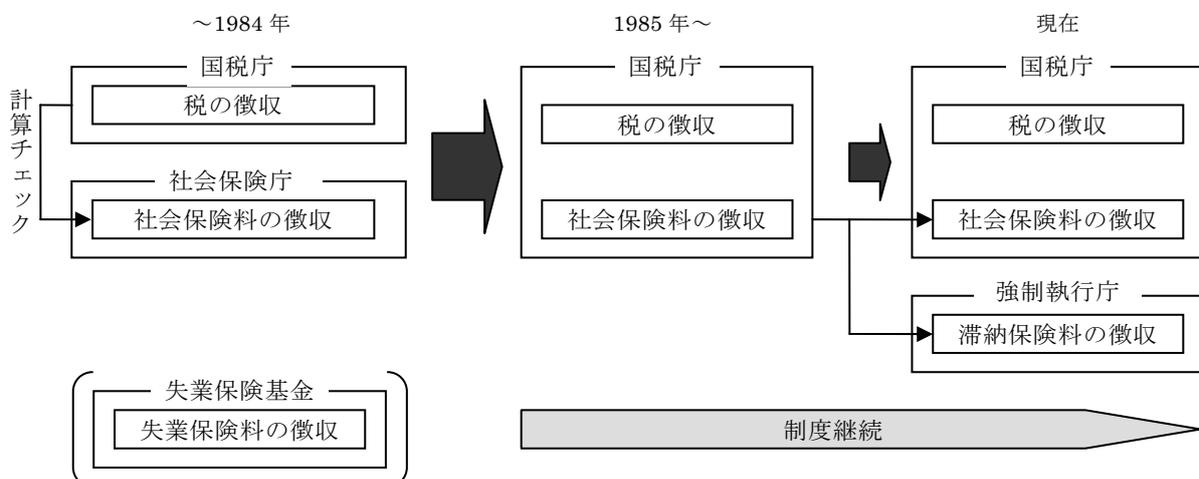
カナダの徴収事務の一元化は、主に事務効率の向上を目的に1952年から71年までの間に段階的に行われた。まず1952年の基礎年金制度の創設の際年金保険料を歳入庁に担当させることとし、次いで1966年の所得比例年金の制定時に当該保険料も歳入庁に徴収を担当させることとなった。その後1971年の雇用保険法の改正に伴い雇用保険料の徴収が歳入庁に移管されて現在に至っている。

図3 カナダにおける徴収制度の変遷



スウェーデンでは、1985年に社会保険料の徴収権限を社会保険庁から国税庁へ移管し、保険料と税の徴収の一元化を図った。さらに2006年7月からは国税庁から分離独立した強制執行庁が税や社会保険料等の滞納に対する督促・徴収業務を行っている。

図4 スウェーデン徴収制度の変遷



4 一元化に対する評価・問題点

徴収効率の向上、運営コストの低減が対象国共通に一元化の評価として挙げられている。ただし一元化による具体的なコスト低減については、フランス、カナダ及びスウェーデンは一元化当時の資料がないためその前後の比較は困難である。イギリスでは1999年に一元化が行われその後漸進的に国民保険料に係る徴収コストの低減がみられているが同時に電子納付が進展していることもあり、一元化によるコスト低減とは一概には言えない面がある。

なお、対象国共通に言える点であるが、徴収コストは徴収機関の職員が税と保険料の双方を扱っている場合が多く、また上記のとおり「一元化」制度の実態は国により多種多様であるためこれを単純比較することは難しい。

(統合に伴う配置転換)

徴税機関に一元化した国では組織統合等に伴う配置転換が行われているが、これについては国により評価が分かれている。イギリスは職員の配置転換による組織の活性化を評価する一方、カナダ及びスウェーデンでは配置転換の結果新しい職場環境になじめず不適応に至った事例があったことを挙げている。

(給付と徴収の分離に対する評価)

対象国のほとんどで一元化の結果、給付と徴収の分離が行われているが、これについてはイギリス、カナダでは給付当局の受給資格確認のためのデータ照会の際、双方の連携上の問題が生じているとしている。なお、フランスでは給付機関、徴収機関の双方が社会保障番号をもと検索できるデータベースがあるため受給資格確認のための納付データ確認をする必要はなく問題は生じていない。

5 各国の調査結果の概要

以下、対象国の調査研究結果の概要について略述する。

(1) イギリス

イギリスの社会保険・労働保険は、年金、疾病、失業、労災等の幅広い社会リスクを包括した給付制度からなる国民保険制度により運営されている。国民保険制度の下で納付される保険料は、国民保険料に包括され、歳入関税庁が一元徴収を行っている。なお、年金や失業手当などの給付及びサービス提供業務は雇用年金省が担当している（給付と徴収の分離）。

国民保険は、16歳以上の一定の所得のある被用者及び自営業者は原則強制適用され、保険料の納付義務が課せられる。なお、所得が一定基準に満たず適用除外となる場合は、任意加入により国民保険の適用を受けることができる。

保険料の種類は、第1種（被用者）、第2種（自営業者・定額）、第3種（任意加入）及び

第4種（自営業者・所得比例）に分けられる。

第1種保険料は、事業主に納付義務があり、毎月被用者の給与から保険料を源泉徴収し事業主負担分及び所得税とともに歳入関税庁に納付する。納付額が一定額以下の場合や定額給与からのみ源泉徴収する場合は四半期ごとの納付が可能となる。なお、被用者は年間の保険料納付額を事業主が発行する保険料納付に係る証明書（日本の源泉徴収票に相当）により確認することができる。第2種及び第3種保険料は定額であり、原則四半期ごとに歳入関税庁へ納付する。第4種保険料は、自営業者が所得税の申告納税と合せて納付される。

徴収事務が1999年に一元化された背景は、次の点が挙げられる。まず、国民保険料の徴収率及び額等が頻繁に変わることからくる納付義務を負う事業主の事務負担（納付協力コスト）増があった。同コストは企業の規模に逆進性があるため特に中小・零細企業の負担は著しく高いものであった。また、国民保険料庁の業務運営に対する懸念もあげられる。保険料庁（当時）は、国民保険料の徴収及び記録を独立した業務として行うため1991年に設立された機関であったが、年々増大する保険料の徴収記録業務に対応できなくなっていた。具体的には保険料庁が直接徴収していた自営業者に係る第2種保険料の未納額が当時の同保険料徴収額の約85%に相当していたことや、保険料に関する国民からの問い合わせ（照会に対する回答が長時間に及ぶ、照会にすべて回答できないなどの問題が生じていた。

こうした背景から、事業主団体等は税と国民保険料の統合を求めたが、政府は負担軽減として内国歳入庁と保険料庁の二つの機関に分かれていた徴収機関を統合することを選択し、1999年の社会保障保険料（機能移転）法により国民保険料の徴収権限を保険料庁から内国歳入庁（当時）に移管した。一元化は徴収権限の移管だけでなく、所得税と国民保険料との徴収に係る調整措置も併せて実施された。具体的には、所得税の滞納処分に用いられる簡易訴訟手続き等を一定の条件により国民保険料の滞納分について適用できることとしたこと。内国歳入庁職員の国民保険料に関する事業所への調査権限を明確にしたことが挙げられる。また、給付及び受給資格の確認等を行う社会保障省と内国歳入庁との間で保険料徴収等に関する情報を相互提供できることを明確にする規定が同法に設けられた。

さらに、事業主の納付負担軽減のために、国民保険料の徴収率表の簡素化、保険料納付下限所得を所得税の課税開始基準に合わせるなどの見直しも併せて行われた。

一元化の成果としては、次の点が挙げられる。徴収コストは一元化後概ね低減を示した。なおコストの低減は組織統合による事務処理の効率化によるものだけでなく、保険料納付の電子化も挙げられている（従業員250人以上事業所の電子納付義務化、250人未満の中小企業も2010年までに義務化予定）。人材面では、新たな業務分野に異動した旧保険料庁職員の顧客サービスの向上などの職務能力が高まり、また組織統合による業務の効率化は人員削減効果をもたらしたとされる。徴収コストも統合後低減傾向にある。ただしコストの低減は事務処理の漸進的な効率化だけでなく、納付申告書の電子化も挙げられる（従業員250人以上事業所の電子納付義務化、250人未満の中小企業も2010年までに義務化予定）。なおいわゆ

る行政コストではないが、事業主の納税協力コストに関しては、英国商工会議所が13億2,000万ポンド（1995年）から20億ポンド（2003年）に上昇したと主張しており、一元化は納税者の事務負担軽減をもたらしていないとの意見を持っている。

一方、一元化の問題としては、雇用年金省との業務連携上の問題点が指摘されている。歳入関税庁はこの問題を否定しているが、給付当局である雇用年金省は受給資格確認業務の際の必要な場合に行う歳入関税庁あての調査照会の回答がかなり時間を要することがある旨指摘している。

（2）アメリカ

アメリカの公的社会保険・労働保険は年金、健康保険、失業保険と労災補償保険がある。ただし、公的健康保険は給付対象が極めて限定的なものでしかなく、民間が担う役割が大きい。労災補償保険に関しても州別で運営され、民間保険会社が大きな役割を担い、連邦レベルの制度は職種を限定したものであるのみである。

アメリカの社会保障制度は、連邦政府と州政府、民間企業のそれぞれが大きな役割を担っており、それぞれの社会保障制度は枠組みとして様々な形態を有している。

年金だけは連邦レベルで一元的な制度である。失業保険は連邦と州政府の共同運営制度であり、主要な給付は州政府によって行われる。労災補償保険は州別の制度であり、州政府によって運営されている州もあれば、州政府の外庁のような公的機関が担う州や民間保険会社が大きな役割を担う州もあり様々である。

徴収に関しては、年金と健康保険（給付は高齢者と障害者のみ）に関する社会保障税と失業保険税の連邦部分は内国歳入庁によって他の諸税とともに一元徴収されている。年金の運営面、すなわち納付記録管理と給付は社会保障庁が担う。年金は徴収業務と給付業務が明確に分かれている一元的徴収制度である。なお、アメリカでは年金と失業保険は納付履歴に基づいて給付される実質的には保険料方式ではあるが、「税」という名称で呼ばれている。

失業保険の徴収に関して、連邦失業保険税は社会保障税とともに内国歳入庁によって徴収されて、州政府の職業紹介行政の運営管理の財源となる。失業保険給付に当てられる財源は州別に徴収される失業保険税による歳入が当てられる。州別失業保険税は州の歳入当局によって徴収されている州や労働省によって徴収されている州もあり様々である。更に、労災補償保険に関しては、既述のとおり保険主体は様々であり、失業保険税とは別途納付する必要がある州が大多数である。

以上のことからわかるように、徴収制度が連邦で一元化されているのは年金（徴収面では健康保険も連邦一元制度）と失業保険の連邦分にすぎない。国民の社会生活を担う大部分の面では州政府が担う役割が大きく、年金制度を除けば連邦レベルでの徴収と州政府レベルでの徴収が課されている。

保険税や保険料を納付する経営者側から見た場合、連邦社会保障税と連邦失業保険税、労

災補償保険のそれぞれに納付することになり、しかも各州で税率や給付内容が異なる。州を越えて事業を営む経営者にとって納付先が分かれていることとともに、制度の内容が州ごとに異なるため、複雑な事務手続きを強いられていることに不満の声も聞かれるという。ただ、州ごとの制度を連邦で一律にすることは連邦憲法に規定された連邦政府の限定的な役割を越える行為、すなわち州政府の権限を犯すことになり現実的ではない。

(3) ドイツ

ドイツの労働・社会保険制度は、医療保険、介護保険、年金保険、失業保険、労災保険の5つからなる。所得に応じた保険料負担と負担に比例した給付を特徴としている。

保険料の徴収は、医療保険の保険運営者である疾病金庫が、医療・介護・年金・失業保険の保険料（総合社会保険料）を毎月一括で徴収している。労災保険の保険料は、保険運営者の労災保険組合が独自に徴収している。

疾病金庫が総合社会保険料の徴収機関として機能する制度は1942年に開始された。疾病金庫は、政府や自治体から独立した「自治を備えた公法上の権利能力のある社団」であり、2007年4月現在、全国に241存在する（地区疾病金庫16、企業疾病金庫188、同業者疾病金庫16、農業疾病金庫9、海員疾病金庫1、連邦鉱員組合1、労働者代替金庫3、職員代替金庫7）。疾病金庫は介護保険の保険運営者である介護金庫も兼ねている。疾病金庫は徴収した総合保険料のうち、年金・失業保険分を各保険運営者に送金する。年金・失業保険の保険運営者は、保険料の徴収にかかる事務手数料を疾病金庫に対して支払う。疾病金庫は、医療・介護・年金・失業保険に係る届出も一括で取り扱っている。使用者は、労働者の就業の開始・終了に関する届出、賃金に関する報告を疾病金庫に対して行う義務がある。疾病金庫はそのデータを年金・失業保険の保険運営者に転送する。

月収400ユーロ以下の就労（いわゆるミニ・ジョブ）に対しては、税・社会保険料の労働者負担分が免除されており、使用者のみが30%（年金15%、医療13%、税2%）の税・社会保険料を支払う。ドイツ鉄道員・鉱員・海員年金保険組合に設置されたミニ・ジョブ・センターがこの税・社会保険料を一括で徴収し、医療・年金保険分を各保険運営者に送金している。医療・年金保険の保険運営者は、保険料徴収にかかる事務手数料をドイツ鉄道員・鉱員・海員年金保険組合に対して支払う。

疾病金庫は公法上の法人であるため、保険料の未納に対して、執行官吏を独自に雇って執行権を行使している。ドイツ鉄道員・鉱員・海員年金保険組合も同様の権限を有しているが、執行手続きを税関に委託している。

労災保険の保険料は、業種別及び地域別に組織された同業者組合（労災保険組合）が年1回徴収している。労災保険組合には、23の商業労災保険組合、32の公的部門の労災保険組合、20の農業労災保険組合がある。保険料は、労災保険組合ごとに前年度の支出をカバーする賦課方式で計算され、事故の多い事業所の保険料率が高くなるメリット・システムを採

用している。

現行の労働・社会保険料の徴収制度については、政労使ともに、総合社会保険料の一括徴収機関としての疾病金庫の役割を評価している。ただし、労働者が疾病金庫を自由に選択できるため、社会保険料の振込先が非常に多いことが使用者にとって大きな負担となっている。ミニ・ジョブにかかる税・社会保険料の徴収事務は、鉱員・鉄道員・海員年金保険組合がインターネットを活用して非常に効率的に実施している。労災保険の保険料徴収は年間1回であり、使用者からも最も効率的に行われていると評価されている。

総合社会保険料と労災保険の保険料の徴収事務一元化については、リスク度に基づく保険料算定など、労災保険がその他の労働・社会保険と全く異なるしくみで運営されているため、現段階では全く考慮されていない。労働・社会保険と税も種類の違うものであり、算定基準や計算方法が異なるため、徴収事務の一元化は全く想定されていない。

保険料徴収事務に関する今後の課題は、①2007年の医療改革によって、2011年1月以降、使用者が総合社会保険料の納付、届出を1カ所の疾病金庫でまとめて行えるよう体制を整備することが法律で決まったが、その具体的方法は規定されておらず、今後の検討に委ねられていること②使用者には社会保険料とは別に労働者の疾病時の賃金継続支払いや母性手当のための拠出が義務づけられているが、使用者は2011年以降もこの拠出金を労働者が加入するそれぞれの疾病金庫に対して支払わなければならないこと——などが挙げられる。

(4) フランス

フランスの社会保険は、社会保障法典に基づくものとして、疾病保険、労災保険、老齢年金及び家族手当があり、民間被用者や公務員、自営業者、農業者などの職域ごとに制度が分立している。商工業被用者を対象とする「一般制度」の社会保険はリスク分野ごとに組織された各保険機関によって運営される一方で、社会保険料の徴収は全国101か所に設置された徴収機関 URSSAF に一元化されている（徴収と給付の分離）。他方、その他の職域（公務員等、自営業者、農業者など）については各保険機関が給付、徴収の双方を行っている。なお、失業保険は法定制度ではなく、労使が独自に運営している。

「一般制度」の社会保険料は、医療保険料、老齢年金保険料、労災保険料及び家族手当保険料で構成される。これらはデクレにより保険料率が定められるが、労災保険料はいわゆるメリット制が採用されているため個々の企業の保険料率は地方疾病金庫（CRAM）が決定している。保険料の納付は企業規模により異なり、従業員10人以上企業は毎月納付、10人未満企業は四半期ごとの納付となる。

なお、フランスでは社会保障番号が使用されており、被用者ごとの保険料納付記録が URSSAF とともに同番号により各給付機関のデータベースにも記録される仕組みとなっている。そのため、給付機関は受給申請の際に URSSAF に納付記録の確認（受給資格確認）をする必要はない。

商工業自営業者、手工業職人、自由職業者などの自営業者の社会保険は職域ごとに分立していたが、近年制度の簡略化及び統合が進み、2006年に創設されたRSIにほぼ一元化される形となっている。これに伴い保険料の納付もRSIへの一括納付となる。

失業保険は、労使の団体である全国商工業雇用協会（UNEDIC）により運営されている。失業保険料は全国30か所に設置されたUNEDICの地方機関である商工業雇用協会（ASSEDIC）によって行われる。失業保険料の納付は、社会保険料と同様に従業員10人以上企業は毎月、10人未満企業は四半期ごとに行われる。

「一般制度」の社会保険料は、制度の創設当時は給付機関が徴収を行っていたが、その後保険料を専ら徴収する機関をつくるのが効率的と考えられ、1967年の社会保障制度改革に伴い現在のACOSS/URSSAF体制による社会保険料の徴収一元化が実施された。

フランスにおける徴収事務の問題は、徴収そのものよりは職域ごとに分立する制度の統合という議論が中心となっている。つまり、就業構造の変化に伴い就業者に占める被用者の割合が高まっている（→「一般制度」のシェアの増大）ことから、一般制度の中に他の制度（特に公務員や公益事業体の被用者を対象とする「特別制度」）を統合しようという議論となっている。

また、社会保険とは別に運営されている失業保険については、現在検討されている公共職業安定所（ANPE）とUNEDICの統合計画（職業紹介と失業給付サービスの融合）に併せ、失業保険料の徴収をURSSAFに担わせる計画が進行している。現在法案審議中であるが、失業保険料の徴収業務がURSSAFに移管されることに対しては、企業の納付窓口の一元化による負担軽減とともに失業保険料の不正に対する強化が図られるとの意見がある一方、懸念として、失業保険運営に対する労使の主体性がいかに保持されるか、また職員の処遇問題や社会保険と失業保険のデータベースの統合の問題などが提起されている。

(5) カナダ

カナダの社会保険・労働保険には、年金、雇用保険、労災保険がある。年金、雇用保険は連邦政府（人的資源技能開発省）が、労災保険は各州政府がそれぞれ管轄している。なお公的医療給付については各州が所管し財源は連邦・州の一般税収²で措置されている。年金及び雇用保険は所轄省が給付金の支給を行い、連邦政府の組織である歳入庁が事業主を通じて保険料を一元的に徴収するという「徴収」と「給付」の分離が行われている。歳入庁は連邦政府、州政府の代わりに事業主から税、社会保険料などの強制徴収権を持つ徴収業務の専門組織である。

なお、労災保険は州ごとに制度が異なり、事業主からの保険料徴収と補償金等の支給はいずれも州政府が所轄し州法により設置された労災補償局が運営している。

² 税財源だけで措置できない州は保険料を徴収しているところもある。オンタリオ州、ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州など。

年金保険料及び雇用保険料は、事業主が被用者の給与から控除し事業主負担分と一緒に同庁に納付する。事業主は過去1年間（1月から12月まで）の給与支払についての申告書を毎年2月末までに歳入庁へ提出しこの確定申告により調整する。自営業者も毎月暫定額を支払い年末の確定申告により調整する。

カナダの徴収事務の一元化は、「事務効率の向上」を目的として1952年から71年までの間に段階的に行われた。まず、1952年の基礎年金制度の創設（老齢保障年金法）にあたり当時国民から年金税として徴収していた保険料を所得税徴収機関であった歳入庁に担当させることとした。次いで1966年に所得比例年金（カナダ年金プラン法）が制定され、その保険料も歳入庁が徴収を担当することとなった。その後1971年の雇用保険法改正にあわせ雇用保険料の徴収が歳入庁に移管されて現在に至っている。なお労災保険は州ごとに保険料率など制度内容が異なるため、全国の事業主を統一的に管理する歳入庁が各州の労災制度に対応するには相当の費用がかかるとして現時点で一元化の計画はされていない。

現行の一元化された徴収制度について、人的資源技能開発省及び歳入庁のいずれも効率的である旨高く評価し、その効果を示す詳細なデータはないとしつつも「年金、雇用保険の運営費削減につながっている」と強調している。

ただし、徴収一元化には省庁間の情報共有が欠かせない一方で、プライバシー法による個人情報保護の厳しい規制があるため、税及び社会保険の情報管理には原則省庁間の情報共有が認められているものの共有可能な範囲については細かく省庁間の「覚書」で規定されている。したがって、歳入庁が行う年金又は雇用保険の受給資格判定のために他省庁に照会する場合や判定結果を提示する際などにこうした規定に逐一従う必要があり業務に支障をきたしている面があると言われる。

(6) スウェーデン

スウェーデンの社会保険は、2001年に施行された社会保険法において、財源が租税か保険料かを問わず、社会保険庁が「給付」するものとされ、また「居住に基づく給付」と「就労に基づく給付」の二つに分けられている。社会保険として位置付けられる給付は、①家族及び児童にかかる経済的保障②病気や障害にかかる経済的保障③高齢者に対する所得保障の3つに大別され、その種類は50種類以上にのぼる。なお、失業保険は国ではなく業界ごとの失業保険基金により管理運営されており、社会保険には含まれない。

社会保険料は、1985年以降、財務省の管轄下にある国税庁が所得税とともに一括徴収している。使用者及び自営業者は、毎月12日（1月と8月は17日）に所得税と一緒に社会保険料（老齢年金、遺族年金、傷病保険、両親保険、労災保険、労働市場保険、一般賃金税）を税口座からの引き落としという形で納付する。なお、国税庁職員の約8割が社会保険料と税の徴収を担当している。

使用者が支払う社会保険料は、暫定額ではなく確定した金額である。使用者は、年末に給

与明細を被用者本人と国税庁に送付する。国税庁は被用者本人に対し、使用者の届出による数字が記入された申告用紙を送付する。これにより被用者本人は、使用者が給与や社会保険料を正確に支払っているかどうかを確認することができる。一方、自営業者の場合、毎月支払う社会保険料は暫定額で、毎年の確定申告で調整される。なお、こうした手続きは全てオンラインで行うことができる。

税口座から税・保険料の引き落としができなかった場合、まず当該被用者もしくは自営業者に対し国税庁から通知される。2回続けて引き落としができなかった場合、国税庁から強制執行庁に連絡され、その後の督促は強制執行庁が担当する。強制執行庁は、2006年7月1日に国税庁から分離、全国をカバーする新庁として改編された組織で、公的請求だけでなく、私的請求に基づく強制執行も取り扱う。現在の職員数は1,800人で、そのうちの8割が徴収案件を担当している。徴収については、全国を5つに分けて事務所を設置、対応している。

徴収の一元化が求められた背景には、当時の徴収方法の複雑さ、非効率性が存在する。当時、社会保険料は社会保険庁が徴収し、同時に国税庁も数字をチェックする作業を行っていた。使用者は被用者の前年所得に基づき保険料の暫定源泉徴収額を決定し、その翌年、被用者の確定した所得金額に基づき再計算し、社会保険庁へ再申告する。その際に未納分があった場合は、さらにその翌年に徴収され、最終的に保険料の徴収完了までおよそ2年半もの期間を要した。この徴収方法に対し、使用者側からの手続きの簡素化を求める声に加え、国としても2年半という期間の利子分の損失が問題視されるようになった。そこで、保険料の徴収権限を社会保険庁から国税庁へ移管し、保険料と税の徴収の一元化が行われた。

一元化のためにまず、法律・行政制度の改革・整備のためのプロジェクトグループを設置、事業主登録や申告額のチェックなどの新システムを開発・構築するとともに、職員研修や事業主への説明会などを実施した。こうした移行措置は、一時的に新旧の保険料計算・納付システムが並存したため、若干の混乱は生じたものの、特に大きな問題もなく進められた。しかし、社会保険庁から国税庁へ移った職員の多くが、職場の「業務文化」の違いから新しい職場環境になじむことができずに、数年後に社会保険庁へ戻るということもあった。国税庁に税と保険料の徴収が一元化されてから20年以上経過しているが、効率化という面から労使ともに高く評価しており、現在、特に議論されるような問題は生じていない。また国民はもはや「税」と「社会保険料」とを区別して考えてはおらず、社会保険料についても「雇用税（雇用にかかる税金）」という税の一種と認識されている面もある。

<参考文献>

安田純子（2007）「欧米諸国（独・仏・米・瑞）における社会保険料徴収の仕組み－滞納対策のあり方の参考として－」『NRI パブリックマネジメントレビュー』、April 2007 vol. 45、野村総合研究所

渡部記安（2007）「年金保険料抛出義務遵守論序説」『週刊社会保障』2007年1月29日、法研

第1章 イギリスにおける社会保険・労働保険の徴収事務一元化の実態と課題

第1節 社会保険及び労働保険の保険料徴収制度

1 国民保険制度を中心としたイギリスの社会保障制度

イギリスは、年金、疾病、出産、失業、労災等を包括した給付制度からなる国民保険(National Insurance)をはじめ、その他無拠出給付金、及び所得比例給付金からなる包括的な社会保障制度を築いている。

国民保険制度は、1942年のベバリッジ報告に基づき1946年の国民保険法及び国民保険(業務災害)法の成立によって確立された。リスクごとに公的保険が組織・運営されている国が多いが、イギリスの国民保険は幅広い社会リスクに単一の制度で対応している。

こうした社会保障制度は、1992年の社会保障保険料及び給付法(Social Security Contributions and Benefits Act)及び社会保障管理法(Social Security Administration Act)を基本に運営されている。

国民保険の保険料納付に基づく給付金は、国民保険基金(National Insurance Fund: NIF)を財源としているが、その原資のほとんどは被用者及び事業主等が納付する国民保険料からなる。他方、保険料に基づかない無拠出給付金は税を財源としており、個々の状況(傷害、子供等)に基づき給付が行われる。住宅給付金、所得補助(非就業者向け)及び年金クレジット等の給付金も一般税収を財源としており、セーフティ・ネットとして機能している。なお、医療については、国民保健サービス(National Health Service: NHS)が全ての者に提供している。NHSの財源は、税収及び一部の国民保険料である。国民保険料徴収額の約2割が毎年NHSの財源にあてられている。

2 保険料の徴収制度

(1) 保険料徴収の実施機関－徴収と給付の分離－

国民保険制度の下で納付される保険料は、国民保険料(National Insurance Contributions)に包括されている。国民保険料の徴収事務は、歳入関税庁(HM Revenue and Customs: HMRC)が一元的に行っている。1999年の「社会保障保険料(機能移転)法」(Social Security Contributions (Transfer of Functions, etc.) Act 1999)により、国民保険料の徴収及び記録に関する権限と国民保険基金の管理運営に関する権限が保険料庁(Contributions Agency、当時)から内国歳入庁(Inland Revenue、当時)に移管された。

歳入関税庁は、2005年4月直接税、国民保険料の徴収等を担当していた内国歳入庁と関税、付加価値税等を担当していた関税消費税庁(HM Customs and Excise)とが統合されてできた機関である。同庁は徴税業務はもとより、現在社会保障に関する業務として国民保険料の徴収及び記録、並びに被扶養の子がいる家庭、及び低所得労働者に対する税控除の査定と支

払い、さらに児童給付金及び保護者手当の支給及び管理等³幅広い業務を担っている。一方、雇用年金省は、年金や失業手当など社会保障に関する給付金支給及びサービス提供業務に特化している。

(2) 保険料徴収の根拠法令

国民保険料に関する基本規定（種類、保険料率など）は、社会保障保険料及び給付法に設けられている。また、社会保障管理法では国民保険基金の収支状況により保険料額及び保険料率を変更する権限、保険料に関する歳入関税庁職員の検査権限、滞納保険料に関する強制執行などの規定が設けられている。

保険料に関する施行細則は、2001年の社会保障（保険料）規則（Social Security Contributions Regulations）において定められている。

(3) 保険の適用

16歳以上の一定の所得のある被用者及び自営業者はすべて強制適用され、保険料の納付義務が課せられている。ただし、被用者の所得又は自営業者の年間利益又は報酬が一定基準⁴に満たない場合は適用除外となる。なお、適用除外となった者は任意加入（第3種保険料（後述））により国民保険の適用を受けることができる。

保険料は、国民保険料（National Insurance Contributions）として一括して徴収される仕組みとなっている。

また、被用者が規準を満たす企業年金、個人年金等に加入している場合は、公的年金の二階建て分である国家第二年金（State Second Pension Scheme: S2P）への適用除外（Contracted-Out）が可能となり、その分保険料は減率される。

そのほか、所得額や年金受給の有無等により保険料納付が免除される場合があるが、詳細は後述する。

(4) 保険料の種類

保険料の種類（Class）は、社会保障保険料及び給付法に基づき以下のとおりとなっている。

³ そのほか、歳入関税庁は産業貿易省が管轄する最低賃金の履行確保業務（Enforcement）を行っている。

⁴ 被用者の場合：下限所得（Lower Earnings Limit :LEL、2006年度364ポンド（月額））、自営業者の場合：納付免除下限額（Small Earnings Exception: SEE、2006年度年間4,465ポンド）

- ア 第1種 (Class1) 被用者： 被用者負担分 (Primary Contribution)
事業業主負担分 (Secondary Contribution)
- イ 第2種 (Class2)： 自営業者 (定額拠出)
- ウ 第3種 (Class3)： 任意加入
- エ 第4種 (Class4)： 自営業者 (所得比例)

なお、これらのほか、被用者のために供される車や住宅、電話などの現物給付等⁵に係る保険料として事業主が納付する第1種A (Class1A) 保険料、さらに事業主が税務署と PSA (PAYE Settlement Agreement)⁶ 契約を締結している場合納付する第1種B 保険料 (Class1B) がある。

これら保険料のうち、第1種A、第1種B及び第4種については、当該納付に伴う特段の給付資格は生じない。

ア 第1種 (Class1) - 被用者

基準所得 (Earnings Threshold :ET、2006年度 420 ポンド (月額の場合)) を超える収入のある16歳以上の被用者は、第1種保険料を納付しなければならない。同保険料を納付し、要件を満たす者は国民保険の各種給付の適用対象となる。ETは所得税の徴収基準額と同額に設定されている。また、事業主は ET を超える被用者の所得について事業主負担分として保険料を納付しなければならない。なお、企業の経営陣も第1種保険料の納付義務を負う。

複数の事業主に雇用される被用者であって、それぞれの所得がETを超える場合はそれぞれに第1種保険料を納付しなければならない。当該被用者の年間の納付額が一定上限を超える場合は払い戻しができる。これとは反対に複数の事業主に雇用される被用者のそれぞれの所得がET未満の場合は合算をせず保険料納付の義務はない。

(給付金との関係)

原則すべての給付の対象となる。

イ 第2種 (Class2) - 自営業者 (定額納付)

年間利益又は報酬が納付免除下限額 (Small Earnings Exception: SEE、2006年度 4,465 ポンド) を超える16歳以上の自営業者は定額の第2種保険料を納付しなければならない。なお、被用者 (第1種保険料を納付している場合も含む) であっても余暇時間等に自営業を営んでいる者で SEE を超える利益又は報酬を得る者は第2種保険料を納付しなければならない。

⁵ 第1種A 保険料の対象となる現物給付等は、事業主が供する衣服・制服、従業員の私用に供する社用車の燃料代、食品・電化製品・家具など多岐にわたる。(歳入関税庁、CWG5 (2006) リーフレット参照)

⁶ 事業主が税務署と特定の経費や現物給付に係る税等について一括払いによる納付を行う契約をさす。PSA の対象となる経費や給付については第1種及び第1種A 保険料の納付義務対象から外れる。

(給付金との関係)

この保険料の拠出者は、国家第二年金 (S2P)、保険料拠出を条件とする失業給付及び労災給付を除く給付が対象となる。

ウ 第3種 (Class3) - 任意加入・定額納付

第1種又は第2種保険料の適用除外となる低所得者や無業者、学生等⁷が任意に納付することができる保険料である。

(給付金との関係)

基礎年金及び遺族給付金のみ給付対象となる。

エ 第4種 (Class4) - 自営業者 (所得比例)

第2種の納付をする自営業者のうち、下限利益 (Lower Profits Limit :LPL、2006年度5,035ポンド)以上の年間利益又は報酬のある自営業者が所得比例で納付しなければならない保険料である。

(給付金との関係)

この保険料納付による特段の給付資格は生じない。

(5) 保険料納付免除

LELを超える所得であってその額がET以下の被用者は、保険料納付を免除 (0%)される。この場合、LELの所得額に係る保険料を支払ったものとみなされ、当該被用者の国民保険料データに記録される。また、年金受給年齢 (男子65歳、女子60歳)以上の被用者及び自営業者は保険料納付を免除される。ただし、被用者について所得がETを超える場合の事業主負担分 (第1種保険料-被用者負担分)の納付義務は免除されない。

このほか、失業中や病気等により就労できない事情等があるときにその期間の保険料を納付しなくともLELの所得に係る保険料を納付したとみなされその期間が納付データに記録される「国民保険クレジット」制度がある。同クレジットは、失業や病気のほか、陪審員を務めた期間、出産休暇手当や介護者手当を受給した期間、就学中又は訓練受講中の期間、早期退職等した男子で年金受給開始65歳までの期間なども対象とされる。

(6) 既婚女性及び寡婦を対象とする減額措置

既婚女性及び寡婦の一部のうち1977年5月21日までに申請をした者は保険料の減額を受ける制度がある。減額保険料の適用を受ける場合、第1種保険料は減額保険料 (4.85%)で納付し、自営業者の場合は第2種保険料の納付義務はない。ただしこの場合、拠出制給付金

⁷ 病気や海外居住等のため保険料未納期間のある者が年金等の給付資格を満たすため納付することもできる。ただし、納付期限は当該未納のあった各年度期末から6年以内となる。

を受給することはできず、また年金額が減額される場合がある。なお、標準保険料に変更納付することは可能である。

(7) 滞納保険料の納付

滞納した保険料は、一定期間内に納付すれば、拠出制給付金の対象に算入することができる。また、就学等の理由で納付期間に空白がある場合は第3種保険料（任意加入）を後から納付することで受給資格を満たす手段とすることもできる場合がある。

保険料の納付義務があるにもかかわらず納付を怠っていた場合、罰金や訴追の対象となる場合がある。なお、被用者の保険料の納付義務は雇用者の義務であるため、被用者が訴追を受ける場合とは被用者が雇用者の滞納に加担していた場合となる。

(8) 保険料率及び額

各種の保険料に係る保険料率及び額は、社会保障保険料及び給付法に規定されている。この保険料率及び額は、社会保障管理法の規定により国の歳入や社会保障基金の収支の状況から必要がある場合は保険料率及び額を変更できることとされており（法第141条及び第143条）、毎年度⁸変更（通常4月）されている。

なお、保険料（第3種除く）の算定対象は次のとおりである。

○第1種保険料

各種手当を含む税控除前のグロス所得額が対象となる。

○第2種（定額）及び第4種（所得比例）保険料

自営業者が年間に得た課税対象となるすべての利益又は報酬が対象となる。

現在（2006/2007年度）の保険料率及び保険料額は以下の表のとおりである。

⁸ イギリスの税年度は4月6日から翌年4月5日まで。

表 1 国民保険料率・額

第一種	月当たり所得 364 ポンド未満	同 364～ 420 ポンド	同 420.01～ 2,795 ポンド	同 2,795.01 ポンド以上
被用者分	非適用	0%	11.0%	1.0%
事業主分	非適用	0%	12.8%	12.8%
第二種		第三種	第四種	
年間利益 4,46 ポンド未満	同 4,465 ポンド 以上	週当たり 7.55 ポンド	年間利益 5,035～ 33,540 ポンド	同 33,540.01 ポンド以上
非適用	週当たり 2.10 ポンド		8%	1%

(注釈) 本表の第 1 種保険料は、公的年金の二階建て分である S2P への拠出を行う者 (Not Contracted-Out) に対する保険料率である。S2P 適用除外 (Contracted-Out) の場合、被用者負担分 11.0%は 9.4%に、事業主負担分 12.8%は 9.3%に、それぞれ減率される。

また、事業主が負担する第 1 種 A 保険料及び第 1 種 B 保険料の率はともに 12.8% (2005/2006 年) となっている。保険料の額は、対象となる現物給付等の合計を現金換算し計算される。

(9) 被保険者数 (保険料納付者数) の状況

国民保険料の被保険者数 (保険料納付者数、2003/2004 年度) は次のとおりである。

表 2 国民保険 被保険者数の推移 (千人)

	1990-1991	1995-1996	1999-2000	2000-2001	2001-2002	2002-2003	2003-2004
第1種のみ	19,792	19,004	21,191	21,679	21,812	21,882	21,889
第2種のみ	1,844	1,913	1,789	1,851	1,907	1,931	1,898
第3種のみ	140	167	168	153	138	128	90
第1種及び第2種	50	43	43	51	60	68	66
第1種及び第3種	45	47	32	31	32	49	7
第2種及び第3種	9	7	7	5	7	12	2
第1種、第2種及び第3種	1	1	1	1	1	3	-
計	21,881	21,182	23,231	23,771	23,957	24,073	23,952

出所：年金雇用省データ

(注釈) 被用者が余暇時間等を利用し自営業を行っている場合、自営業者に係る保険料の納付義務が生じる者については、第 1 種及び第 2 種の双方を納付しなければならない。また、諸事情により保険料を納付しなかった期間がある者が年金給付などの資格要件を満たすため、任意加入保険料 (第 3 種) の納付ができることとなっているため (支払い義務のあった当該年度末から 6 年間は納付ができる)、1 種と 2 種及び (又は) 3 種を併せて納付する者が存在する。

(10) 徴収機関

先に述べたとおり、国民保険料の徴収機能は歳入関税庁が担っている。同庁は議会に対し直接答弁を行う、政府から独立した組織（Non-Ministerial Government Department）とされている。

歳入関税庁の所掌分野は、次のとおり幅広いものとなっている。

○国民保険料及び税関係の徴収、管理

－国民保険料、直接税（キャピタルゲイン税、法人税、所得税）及び間接税（物品税、関税、石油収入税、印紙税、付加価値税（VAT）など）

○各種手当での支払い、管理

－児童手当、子供信託基金（口座開設時の一定額の給付等）、税額控除

○その他

－違法商品等の水際取締、環境税、最低賃金（所管は貿易産業省）の履行確保など

(運営経費、職員数)

(2004年度の内国歳入庁の数字であるが、) 運営経費（ネット）は全体で126億9,290万ポンド、管理経費（グロス）は33億5,110万ポンド、そのうち人件費は19億5,120万ポンド（58.2%）となっている。また、職員数（内国歳入庁、2004年度）は80,505人、うち常勤職員数は75,939人（94.3%）となっている。そのうち、税及び国民保険料の徴収、査定業務に従事する職員の総数は73,863人、うち常勤職員が69,639人（94.3%）となっている。なお、国民保険料の徴収業務を専門に担当する職員はイギリス北部のニューカッスルにある国民保険料事務所に現在4,600人が配置されているが、歳入関税庁の本庁で税と国民保険料の両方を扱う職員も多数いるため、それぞれの職員の詳細な数を出すことは困難であると同庁は述べている。

(国民保険料徴収額)

2004年度における税及び国民保険料等の徴収総額は、約3,800億ポンドに上る。うち、国民保険料徴収額は802億ポンドとなっている。その他主な税では、付加価値税（VAT）は742億ポンド、所得税は1,309億ポンドの徴収となっている。

(国民保険料納付記録コンピュータ・システム)

納付された国民保険料は、歳入関税庁の国民保険記録システム（National Insurance Recording System: NIRS）と呼ばれるコンピュータ・システムで記録・管理されている。同システムは保険料徴収記録のほか年金等の拠出制給付の計算のため雇用年金省などの機関にデータを提供している。現在のシステム（1998/99年度に導入）はNIRS2と呼ばれ、イギリ

スがITプロジェクトとして初めて PFI (Private Finance Initiative) 方式⁹により導入したもので、民間会社であるアンダーセン・コンサルティング社が受託運営している。

(11) 保険料別徴収額

2004/2005 年度の国民保険料徴収総額は802億ポンドであり、そのうち615億ポンドが国民保険基金 (NIF) に割当てられている。残りは NHS 及び北アイルランドNIFに割当てられている。

保険料別の内訳は次のとおりである (注: NIF 財源 615 億ポンドの内訳)。

○第1種:	588億514万ポンド	(構成比: 95.5%)
○第1種A及びB:	8億3,355万ポンド	(1.4%)
○第2種:	2億1,998万ポンド	(0.4%)
○第3種:	9,034万ポンド	(0.1%)
○第4種:	16億2,088万ポンド	(2.6%)

3 保険料徴収の実際

国民保険料の徴収に関する規定は、2001年の社会保障 (保険料) 規則に設けられている。各保険料の納付は次のとおり行われる。

(1) 第1種 (被用者) 保険料

社会保障 (保険料) 規則 (Sec. 66) に基づき、保険料納付義務のある被用者は事業主の求めに応じ自身の国民保険番号を通告しなければならない。事業主は同保険番号を確認し原則給与からの源泉徴収 (Pay As You Earn: PAYE) により、所得税と国民保険料を徴収し歳入関税庁へ毎月納付する義務¹⁰がある。

従業員250人以上の企業は電子納付義務 (Mandatory Electric Payment) 規則の対象となる。この場合、納付期限は翌月22日となる。250人未満の企業が電子納付を選択した場合も同22日納付期限となる。企業 (従業員250人未満) が小切手による納付をする場合の期限は翌月19日となる (なお、銀行や郵便局を通じた振込みの場合は22日)。

また、所得税等を含めた納付額が一定額以下 (1,500ポンド未満) の場合や定額給与からのみ所得税を源泉徴収する場合は四半期ごとの納付が可能となる。この場合の納付期限は

⁹ 民間の資金、経営・技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるとされる。

¹⁰ 保険料の徴収過多があった場合は次回給与日に必ず被用者に払い戻されなければならない一方で、保険料の徴収不足の場合は一定の条件でその年度内での追加徴収が認められているが、最終的に徴収できなかった場合の支払い責任は事業主になるものとされている。(リーフレット CWG2 17 ページ参照)

各々の四半期末¹¹日の属する月の19日（振込みの場合は22日）となる。

（参考1）国民保険番号制度

国民保険番号は保険料の納付、給付金の請求等を記録することを目的に1948年に導入された。イギリスに生まれ居住する者は国民保険番号を付与され、一生を通じて、国民保険料の拠出や保険給付の際の本人確認に用いられる一人一人に固有の番号である。国民保険番号は最初にアルファベット2文字、そのあと数字6桁、最後にアルファベット1文字で構成される（例：AB123456C）。通常の場合、親が子供の児童手当を申請するときに自動的に国民保険番号が割当てられ、16歳の誕生日前に正式に登録され、同番号を付したプラスチックカード（NINOカード）が本人あて届けられる。なお、結婚などで氏名が変更になったときは新たな氏名による申請が必要なる。また転居、離婚、配偶者との死別、などの場合もDWPの給付事務所かHMRCのNICO事務所に報告する必要がある。

国民保険番号は、国民保険の手続きのみならず、徴税事務や銀行口座開設などの際に必要ななど幅広く利用されている。イギリスで就労しようとする外国人も原則として源泉徴収により保険料を納付する義務があるため、雇用年金省に申請し国民保険番号を取得する必要がある。

なお、NINOカードはそれ自体ID証明となるものではないが、IDカードを導入していないイギリスにあっては、国民保健サービス（NHS）番号とともに、事実上個人識別に利用されている。

（参考2）納付に係る年度末以降の事務手続－2006年度のケース

事業主は、2007年5月19日までに2006年度に徴収した各被用者に係る保険料額等に関する報告（様式 P14）及び年次申告（様式 P35）を歳入関税庁に提出しなければならない。期限までに提出されない場合の罰則がある。また事業主は5月31日までに各被用者に2006年度の保険料徴収に係る年度末証書（End of Year Certificate 様式 P60、わが国の源泉徴収票に相当）を配布しなければならない。

なお、第1種A保険料については、年次申告（様式 P11D (b)）を7月9日までに提出¹²（同日までに関係被用者に同写を配布）し、当該保険料を7月19日までに納付する。また、第1種B保険料は同10月19日までに当該保険料を納付しなければならない。

（2）第2種（自営業者一定額）保険料

自営業者は自営を開始した日を歳入関税庁/国民保険料事務所へ通知しなければならない¹³。

¹¹ 第一四半期の場合、期末日は7月5日となる。

¹² 不提出の場合、100ポンドの罰金（被用者50人まで）、50の整数倍の人数ごとに100ポンド加算。

¹³ 事業開始した月の末日から3か月以内にその旨を歳入関税庁に通告しなかった場合100ポンドの罰金。

これを受け、歳入関税庁は四半期ごと（請求書発行月は1月、4月、7月、10月）に保険料納付請求書（Bill）を納付義務者あて送付する。保険料納付義務者は同請求書の日付から28日以内に当該保険料を納付する。なお、年間利益又は報酬見込みがSEEを下回る者は、特例申請により納付免除（非適用）を受けることができる。

（3）第3種（任意加入）保険料

任意加入希望者は、納付開始を希望する日を歳入関税庁（国民保険料事務所）へ通知しなければならない。納付請求及び納付期限等は第2種保険料と同様である。

（4）第4種（自営業者—所得比例分）保険料

所得税の申告納税（Self-Assessment）と合せて納付義務者による申告により納付される。実際上は、前年度の利益又は報酬に基づき当該納付義務年度の1月31日と翌年度の7月31日の二回に分けて納付される。必要な場合には1月31日に前年度分の調整を行うことができる。

（5）納付猶予

保険料納付義務がある被用者（第1種）や自営業者（第2種及び第4種）のうち、他の保険料の納付義務が生じると見込まれる者は年度末以降に保険料納付義務額が確定するまで一方の保険料の納付猶予できる。ただし、猶予される場合であっても、ET（基準所得）を超える所得の1%、または第4種については下限利益（LPL）を超える利益又は報酬の1%は納付猶予されない。

（6）納付の方法

納付の方法は、歳入関税庁（国民保険料事務所）への直接納付や銀行振込みのほか、銀行口座引き落とし（Direct Debit）やデビットカード（Debit Card）による納付、小切手の郵送、郵便振込みなどが選択できる。また四半期納期分についてはインターネットによる振込みも可能となっている。なお、第2種及び第3種保険料は、定額のため銀行引き落としが一般的である。

（7）未納・滞納保険料の徴収業務

未納又は滞納保険料の徴収については、歳入関税庁の債務管理・銀行業務部門（Debt Management & Banking: DMB）において行われる。DMBは全国150箇所以上の地方ネットワークを持ち、被保険者の納付記録の更新や未納・滞納保険料の回収のための是正措置、納付に問題を抱える被保険者の支援などの債権管理業務を行っている。

第2節 社会保険及び労働保険の保険料徴収事務一元化

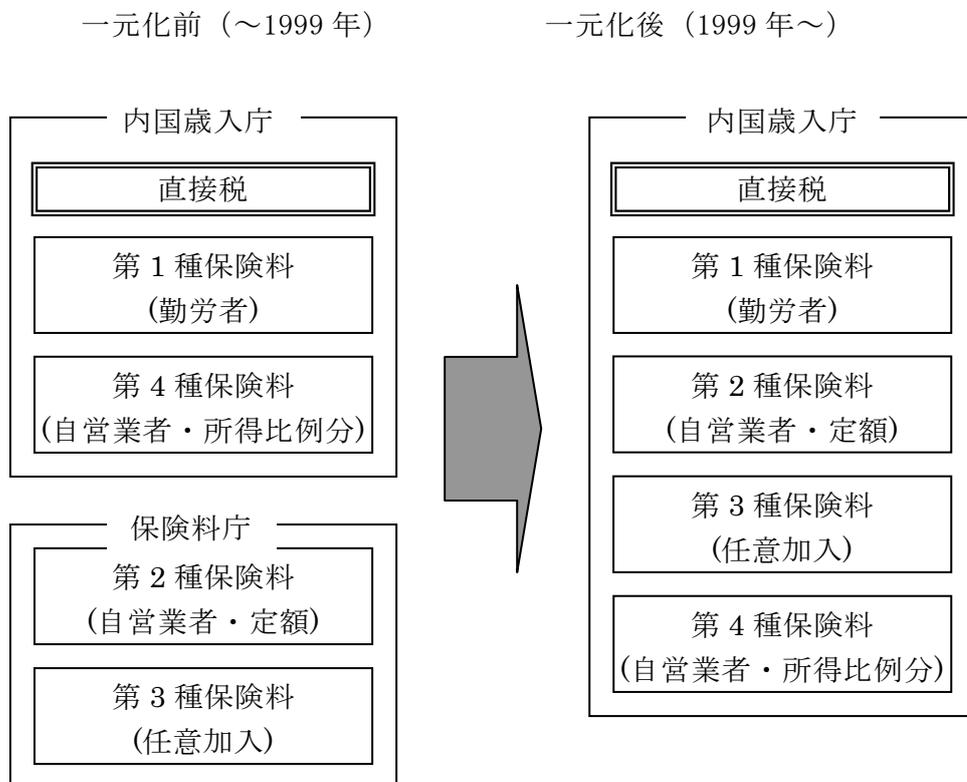
1 保険料徴収事務の一元化された背景

(1) 徴収制度の主な変遷

イギリスの国民保険制度は、1911年、疾病や失業などで所得が途切れる際の生計の維持を支援する、社会保障の一形態として発足したが、これは保険原則に則り拠出型給付をもとに運営されてきた。その後、1946年に老齢年金との統合が図られ、国民保険料という単一の定額保険料によって、医療、年金及び失業給付・疾病給付等の一連の受給資格を与えられる総合的な社会保険制度となった。1975年から保険料が所得比例となり、同時に被用者所得に係る保険料はPAYE（源泉徴収）により内国歳入庁が所得税と一体徴収することとなった。

1999年に徴収事務が一元化される前は、内国歳入庁が源泉徴収による第1種保険料の徴収と申告納税に合わせ自営業者の所得比例分である第4種保険料を徴収し、他方、保険料庁は定額納付である自営業者に係る第2種保険料及び任意拠出である第4種保険料を徴収していた。第1種保険料の全体に占める割合が極めて高いこともあり、統合前時点ですでに内国歳入庁は保険料徴収額の約94%を徴収していたという状況にあった。

図1 一元化前後の徴収区分



(2) 一元化の背景

こうした経緯の中で、保険の基本原理の一つである拠出保険料と給付金との直接相関関係が希薄となり、国民の意識、特に源泉徴収による納付事務をしている事業主からは国民保険料は賃金税 (payroll tax) であるとする、保険料と税との一体視が強まり、これらの統合を求める声が強くなるようになった。1995年に内国歳入庁と社会保障省が外部 (バース大学) に委託した調査報告では、税及び国民保険料に係る納付協力コストは総徴収額の1.3%、GDPの0.2%にあたる13億2,000万ポンドであった。この納付協力コストはまた従業員規模が小さいほど高いという逆進性を持ち、同報告では従業員1~4人企業が従業員一人あたり年間288ポンドであるのに対し、5,000人以上企業では同5ポンドにすぎないという結果になっている。このため、特に中小・零細企業の利害を代表するイギリス商工会議所は税と国民保険料の統合による事務負担軽減を訴えていたのである。

これに対し、イギリス政府は税と国民保険料を統合することには、①これまで半世紀にわたり保険原理という前提で運営してきたものを税に置き換えることは拠出を続けた国民に対する背信行為であり大きな混乱を招くことになること②国民保険料を所得税で置き換えた場合給与所得比率の小さい年金生活者などに大きな影響がでること、などから消極的であった。

そのため、事業主の要望及び政府の対応は、税と国民保険料の徴収の可能な限りの統合を図ることにより納付事務負担の最小化を図ることに向かった。事業主をはじめとした納付コストの軽減のためには、事業主等が保険料納付のため内国歳入庁と保険料庁の二つの機関を相手としている状態を一つの機関に統合するとした方が効率的であると考えられた。

こうした事実経過から、1999年の徴収事務権限の内国歳入庁への一元化が行われたとも考えられる。¹⁴「統合」法の議会審議において、政府側は統合の目的を「雇用者及び被用者に対する総合的なサービスの提供及びその向上を確保する」と述べている。

また、会計監査院の報告では、保険料庁が徴収する自営業者に係る第2種保険料の未納額は、95年度2億1,700万ポンド、96年度3億1,400万ポンド、97年度5億1,300万ポンド¹⁵と急増している。なお、内国歳入庁が徴収する第1種保険料の未納額は、96年度1億5,300万ポンド、97年度1億7,600万ポンド、98年度1億8,800万ポンドであったことから、徴収額全体の規模からみても第2種保険料の未納割合が高いことが理解される。このため当時の保険料庁の徴収能力に対しては強い懸念を持たれていたと考えられる。

さらに、国民保険料庁の業務運営に対する国民の不満の蓄積があったことも指摘される。保険料庁は、社会保障省 (当時) 内に細分化されていた国民保険料の徴収・記録業務を独立したユニットとして業務を行う行政庁として1991年4月設立された。しかし、その後同庁が、国民からの問い合わせへの対応に問題 (照会に対する回答が長時間に及ぶ、照会にすべ

¹⁴ 1990年代はじめから保守党政権の規制緩和イニシアティブの一環として、企業の納税及び国民保険料納付コストの負担軽減を図るため内国歳入庁と国民保険料庁の統合の検討が行われていた経緯がある。当時はその統合は否決されたものの、両機関の相互協力関係はその後強化されていた。

¹⁵ 97年度の第2種保険料未納額は、同年度同保険料納付実額の約85%に匹敵する高さである。

て回答できないことなど)を有していることが指摘されるようになった。さらに行政(特に内国歳入庁など)の不適切な業務対応(通知の遅れや誤り、職員の態度、守秘義務違反など)についての国民の苦情を中立的立場で処理する行政から独立した機関である「苦情処理裁定所」は1995年から国民保険料庁の業務についても苦情申立ての対象にしたが、同庁に対する報告の最初の年となった1996年報告では、国民からの苦情の取扱いについて極めて不適切と指摘しており、同所が苦情について調査した事案のうち苦情申立者有利の判定率80%と対象機関中最悪であった(統合前の判定率は70~80%と明確な改善はみられなかった)。こうした問題も二つの徴収機関の統合の背景になったと考えられる。

2 一元化のために行った措置

(1) 統合のための法措置

1で述べたように、1999年の統合は、国民保険料庁の内国歳入庁への組織統合であり、これにより内国歳入庁は国民保険料に関する諸権限を与えられることとなった。内国歳入庁への権限移譲を規定した社会保障保険料(機能移転)法(Social Security Contributions (Transfer of Functions, etc.) Act 1999)に基づく。同法は、国民保険(料)制度に関する基本法である、1992年の社会保障保険料及び給付法(Social Security Contributions and Benefits Act)及び社会保障管理法(Social Security Administration Act)における保険料庁の権限を内国歳入庁に移管する内容となっている。

また、権限移管の規定だけではなく、組織統合に伴う必要な措置も規定されており、その主なものは次のとおりである。

ア 滞納保険料に対する措置

統合を機に、徴収権限が移る自営業者に係る定額保険料(第2種)については、税及び既に内国歳入庁が徴収を行っている第1種保険料及び第4種保険料等と同じように滞納に対する措置(所得税の滞納分についてとられている下位裁判所(郡裁判所及び治安刑事裁判所など)での簡易訴訟手続き等を当該保険料にも可能とすることなどを規定する必要があるため、次の2点を認める所要の改正が行われている。

①2,000ポンド未満の滞納保険料については、治安判事裁判所での簡易訴訟手続きを認める(なお、高額な未納保険料については高等法院での訴訟手続き)。

②弁護士ではない職員に対し郡裁判所での訴訟手続きを行う権限が認める。

それまでの保険料庁の滞納保険料に対する唯一の手段は社会保障省の弁護士による郡裁判所(スコットランドの場合は州裁判所)での訴訟手続きであった。社会保障省所属の弁護士が全国各地に出張し手続きを行う必要があったため、実態としては非常に非効率であり財源の浪費と見られていた。

また、2001年度より自営業開始の報告義務(3か月以内)を怠った者に対する罰金(100

ポンド) が課せられることとなった。なお、未納・滞納対策と一概に言えないが、2000年度に第2種保険料額が99年度の6.55ポンドから2.00ポンドに引き下げる一方で、税の申告納税で納付されるため捕捉がし易い第4種保険料は6%から7%に増率され併せてその算定範囲も拡大するという見直しも行われている。¹⁶

イ 事業所への調査権限

これも統合に伴い、保険料に対する事業所等への立入調査権限等が付与される改正が行われている。現行では、保険料庁職員の事業所等への調査は、給付金請求者の資格確認のため給付庁の求めに応じて行われていたところであり、同じ社会保障省内の組織であるため、この連携についての特別の権限措置をする必要はなかったが、保険料庁が内国歳入庁に移管されるに伴い、保険料に対する内国歳入庁の調査権限が明記される改正が行われている。

ウ 保険料納付に係る情報提供

雇用保障省は、保険料徴収からの権限は外れたものの、給付及び受給資格の確認を行う任務を遂行することになるため、円滑な運営のために互いにそれぞれが所掌する情報を相互提供（保険料の徴収記録はコンピュータ・システムで管理されておりこれを共有する必要がある）できるよう情報提供に関する規定が所要の改正のうえ設けられている。

(2) 雇用者の負担軽減のための国民保険料との所得税の調整

1999年の保険料徴収に係る組織統合は、国民保険という単一の制度の中での統合であり、具体的には任意拠出の保険料である第3種保険料と自営業者の所得比例分に係る第4種保険料の徴収事務が保険料庁から内国歳入庁になったことである。これは保険の統合というよりは、事業主の納付負担軽減を目指した所得税徴収当局との統合の側面が強い。このため、徴税当局との統合にあたって雇用者へのサービス向上の観点から、所得税と国民保険料との一定の調整が行われている。その内容は以下のとおりである。

事業主が別々に納付する税と国民保険料の納付負担の軽減措置として、政府は複雑な国民保険料の徴収率表の簡素化や納付義務下限所得を所得税控除額水準に合わせるなどの見直しを行っている。

ア 保険料率表の簡素化等

徴収率については、1998/1999年の国民保険料の保険料率（一般被用者）は以下のとおりであった。

¹⁶ 少なくともこれにより自営業者に係る保険料の徴収総額を減らすことなく、第2種保険料の未納額を減らすという効果はあると考えることができる。

○第1種保険料	週所得	保険料率
被用者負担分	0～64 ポンド	2%
	65～485 ポンド	10%
事業主負担分	64～110 ポンド	3%
	111～155 ポンド	5%
	156～210 ポンド	7%
	211 ポンド～	10%

以上のとおり、被用者の給与所得に対する国民保険料は、被用者負担分と事業主負担分の計算において大きな違いがあり、事業主は給与に合わせ、個々に保険料を計算し納付する必要がある煩雑であった。そのため、1999年の組織統合の際に国民保険料率区分の「簡素化」が図られるとともに、事業主負担分については所得税の徴収開始水準に合わせることで事務負担の軽減が図られている。以下はその見直し後（1999/2000年）の保険料率である。

第1種保険料	週所得	保険料率
被用者負担分	0～66 ポンド	—
	66.01～500 ポンド	10%
雇用者負担分	0～66 ポンド	—
	66.01～83 ポンド	0%
	83.01 ポンド～	12.2%

被用者負担分については、下限賃金（Lower Earnings Level: LEL）の66ポンド（週給の場合）を超える給与について一律10%の保険料率に簡素化された。一方、事業主負担分についてはUELを超えた分から納付開始所得である83ポンド（同）までは保険料0%とし83ポンド（同）を超える給与から実際上の納付義務が生じるように当時の所得税控除限度額（83ポンド）に合せる見直しが図られている。なお、国民保険料と所得税の徴収開始額の調整はその後も行われ、2001/2002年からは、国民保険料の被用者及び事業主双方の納付開始所得が所得税控除限度額に合わせられた。

イ 現物給付に係る所得税との調整

また、所得税との調整では、1999年から経費や現物給付に係る所得税について税務署に一括納付する事業主が納付義務を負う第1種B保険料が設けられ、さらに2000年には従業員又は役員用の車及びその燃料に限られていた第1種A保険料の納付対象となる現物給付が、衣服・制服、食料・電化製品・家具などの通常の課税対象となる現物給付に拡大される措置が設けられるなど、所得税との調和策が一層進められた。ただし、現物給付については現

在も課税と保険料納付の対象に違いがあるため、ある給付について国民保険料は免除されるが所得税は課税されるものがあるなど制度がまだ複雑であるとする経営者団体の意見は強い。

(3) 人員配置転換など

1999年の組織統合に際しては、人員削減が行われることはなかった。統合により内国歳入庁の職員となった旧保険料庁の職員数は約8,400人であり、そのうち約5,000人が引き続き国民保険料の記録・管理業務を行うためイギリス北部のニューカッスル及びその周辺地域に配置された。残りの3,400人は各地域の窓口事務所に配属され、雇用者や自営業者、個人等の対応をすることとなった。

上述の所得税と保険料との調整が図られたことから、調査や検査業務の職員については一部統合が図られている。その後、各部門の活性化のため配置転換も行われるようになり、分野間での職員の異動も行われるようになってきている。配置転換にあたっては、職員の知識・能力、技術を新たな職務とのマッチングに特に配慮したようである。

組織の活性化のため、職員の税業務と国民保険料業務間の配置転換が行われたが、両分野間の業務文化の違いを理解することが重要であったため研修では業務研修とともに職務の違いから生じる”文化”の違いをそれぞれが理解するプログラムに盛り込まれた。内国歳入庁による統合後の職員研修は同庁の労働組合¹⁷からも高い評価を受けている。

(4) システム開発

旧保険料庁では、増加する保険料徴収記録の処理にそれまでのコンピュータシステム(NIRS)が対応できなくなってきたため、新型のシステム NIRS2 を1998年に導入した。NIRS2は統合後内国歳入庁に引き継がれたが、これはあくまで国民保険料徴収記録システムであり、所得税のシステムとの統合は行われていない。現在稼動する NIRS2 は7,000万以上の国民保険料口座を管理しており、年間を通じて提出される5,000万件以上の個人記録を含む納付データを処理している。なお、歳入関税庁では、2008年に国民保険料、所得税及び付加価値税を包括した新たなシステムを構築し、単一の納付者記録を作る予定とのことである。

3 一元化による徴収効率化の状況

(1) 徴収コスト

歳入関税庁が公表している徴収コスト(単位:ペンス、徴収額1ポンドあたり)の統合後の推移は表3のとおりである。2004/2005年度の国民保険料徴収額は802億ポンドであることから単純推計すると徴収コストは約3億5,300万ポンドとなる。国民保険料に係る徴収コストは概ね統合以降低減している。国民保険料の徴収コストの低減は、組織統合による事務

¹⁷ 公務員労働組合(PCCS)の歳入関税庁担当者からのヒアリングによる。

処理の漸進的な効率化もあると考えられるが、歳入関税庁はむしろ事業主の申告書提出及び内部処理に係る電子化を反映したものであるとしている。実際、歳入関税庁の電子化に対する取り組みは積極的であり、10年前に1,500万件あった書類による納付件数は現在300万件と大幅に減少している。これは従業員250人以上事業所が電子納付を義務化（Mandatory Electric Payment）されたこと、250人未満の中小企業についても電子化を進めており奨励金を出していることがペーパーレス化につながっているとみられる。なお、250人未満事業所の電子納付義務化は当初2007年までとされたがその後2010年に延期されている。

表3 徴収コスト（1ポンド徴収あたり：ペンス）

	1999-2000	2000-2001	2001-2002	2002-2003	2003-2004	2004-2005
国民保険料	0.57	0.59	0.67	0.66	0.49	0.44
所得税	1.23	1.36	1.38	1.41	1.36	1.34
法人税	0.76	0.98	1.01	1.15	1.24	0.96
石油税	0.24	0.15	0.20	0.26	0.18	0.22
キャピタルゲイン税	1.49	1.33	1.44	2.73	2.09	1.95
相続税	1.46	1.23	1.21	1.38	1.21	1.14
印紙税	0.11	0.09	0.11	0.17	0.42	0.44
全体平均	1.10	1.02	1.06	1.11	1.04	0.97

出所：HMRC Annual report

※1ポンド=100ペンス

一方、いわゆる納税コンプライアンスと呼ばれる納税協力コストについては、経営者団体がその負担の大きさを強く指摘している。イギリス商工会議所（British Chambers of Commerce：BCC）の報告書によれば、税及び国民保険料に係る事業主の事務負担コストは、1995年度の13億2,000万ポンドから2003年度には20億ポンド¹⁸に上昇していると主張している。徴収の一元化に対する評価は厳しく、税と国民保険料の納付ルールが同じではないので統合は納税者の事務負担軽減はもたらしていないとの意見である。

（2）組織・人材の活性化など

統合により行われた配置転換の結果、新たな業務分野に異動した旧保険料庁の職員が対顧客サービスの向上など職務能力を高めていったと歳入関税庁は認識している。さらに、統合による効率化（上述の調査や検査業務の融合など）により全部門で人員が削減されていると歳入関税庁は述べている。ニューカッスルの国民保険料事務局は統合直後の約5,000人から

¹⁸ GDPに対するコンプライアンスコストが一定割合であると仮定し、1995年度から2003年度までのGDP名目成長率（推計53%増）をもとに算定されたもの。

The British Chambers of Commerce(BCC) “A new tax horizon” P15より。

現在の4,600人に縮小している。なお、ニューカッスルの職員は別として、現在、税と国民保険料の両方を扱う職員が多いため、それぞれの職員の詳細な数を出すことは困難であるとのことである。

(3) 苦情処理に対する評価

1の(2)の一元化の背景で述べた「苦情処理裁定所」の裁定の状況については、統合後においては40%後半台(2000~03)、20%後半台(2004~06)と改善傾向に推移しており、最近は全体の裁定率(35%=2004、45%=2005)をも下回る結果となっている。歳入関税庁では、統合後苦情処理のための取り組みを行い、まず苦情を受けた職員に対して、苦情に対処しどのようなものであれ誤りがあった場合は謝罪をするよう促すことを指示した。また、過去の苦情事例を教訓としその経験を他の顧客との対応に生かすなど苦情処理を改善するためのプログラムを地域レベル窓口で実施することにより、旧保険料庁の職員の接客体質を変えるような試みを実施している。

4 一元化後の問題点、課題の発生状況など

(受給資格確認のための連携上の問題点)

歳入関税庁は、保険料徴収と給付機関が分立していることの問題は発生していないことを強調している。雇用年金省との間には法令をもとにすべての関係領域における業務サービス協定が結ばれており、また両機関にまたがる国民からの問合せの処理についても厳格な手続きが定められていることから問題ないとしている。一方、給付当局である雇用年金省はやはり事案よっての連携上の問題を指摘している。雇用年金省における受給資格確認業務を行う職員はすべて歳入関税庁の国民保険料の納付記録システム(NIRS2)にアクセスできるようになっているため、通常ベースでは給付資格の確認のため納付記録の照会のための事務や電話連絡などの作業をする必要はないとしている。同システムでは、基礎年金支給開始年齢の4か月前にそれまでの納付記録を自動的に検索し当該者に年金請求証を送付するようになっている。問題となるケースは納付記録が十分ではなかったり、間違っていて記録されている場合に問題に受給申請者からの問合せに対し雇用年金省はその確認義務のあるHMRCあて調査照会をすることになるが、その確認にやはり時々長時間を要しているようである。(なお、雇用年金省は国民保険料事務所(NICO)との連絡調整を行う部署を同じニューカッスルに置いている。)

<参考文献>

岩間大和子（2004）「諸外国の二階建て年金制度の構造と改革の動向－スウェーデン、イギリスの改革を中心に－」『レファランス』国立国会図書館、平成16年1月号

自治体国際化協会（1996）「イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制度」『Clair Report』No.124, October 31, 1996

武川正吾，塩野谷祐一編（1999）『先進諸国の社会保障1 イギリス』東京大学出版会

松田直樹（2005）「国税と社会保険料の徴収一元化の理想と現実」『税大論叢』47号、税務大学校、平成17年6月29日

British Chambers of Commerce, 2004, A New Tax Horizon

Antony Seely, 1999, Social Security Contributions (Transfer of Functions, etc) Bill[HL], Library Research Papers 99/12, House of Commons

<参照ウェブサイト>

厚生労働省/海外情勢報告及び諸外国の年金制度 Web <http://www.mhlw.go.jp>

HM Revenue & Customs <http://www.hmrc.gov.uk/>

Department for Work and Pensions <http://www.dwp.gov.uk/>

National Audit Office <http://www.nao.org.uk/>

Adjudicator's Office <http://www.adjudicatorsoffice.gov.uk/>

第2章 アメリカ合衆国における社会保険・労働保険の徴収事務一元制度の実態と課題

第1節 アメリカ合衆国における社会保険・労働保険の保険税制度

1 アメリカ合衆国における社会保障制度の概要

アメリカ合衆国（以下、アメリカ）における狭義の社会保険とは、老齢・遺族・障害年金保険（OASDI：Old-Age Survivors and Disability Insurance）を指す。広義には、老齢・遺族・障害年金保険のほかに、メディケア（Health Insurance for Aged and Disabled）、一時的障害保険（Temporary Disability Insurance）、失業保険、労働災害補償保険、黒肺病給付（the Black Lung Benefits Program）、退役軍人給付（Veterans Benefits）、所得支援プログラム（Income Support Program）、民間年金プラン（Private Pension Plan）を指す¹。

また、アメリカには包括的な公的扶助はないものの、貧困家庭への一時的扶助（Temporary Assistance to Needy Families）、補足的保障所得（Supplemental Security Income（SSI））、要扶養児童家族扶助（Aid to Families with Dependent Children =AFDC）、食料スタンプ（Food Stamp）等の社会保険制度がある。ただし、これらは一般財源によって運営されているものであるため、保険方式による制度をテーマとする本稿の対象ではない。ちなみに周知のとおり、年金の分野では私的年金制度、企業年金制度が発達している。

社会保険である年金、健康保険と一時的障害保険等は連邦政府によって担われている。労働保険のうち失業保険については、連邦政府によって担われる部分と州政府によって担われる部分がある。失業保険給付や職業紹介業務に関しては州政府が行っている。労災保険については、連邦政府による連邦政府職員の制度、炭鉱労働者を対象とする制度、港湾労働者を対象とする制度などとともに、各州において州政府が監督する制度がある。州別労災補償制度は州政府自身が運営する州もあれば、州の公的機関が運営する州、民間保険会社が一部運営の役割を担う州もあれば、民間保険会社のみが運営主体となっている州もある。

(1) 社会保険制度の概要

ア 年金

アメリカの公的年金制度は、老齢・遺族・障害保険（OASDI）と称し、適用対象者となる被用者や自営業者が保険料に相当する社会保険税（Social Security Tax）を一定期間以上納めることによって受給要件を満たし、その受給要件に基づいて支給開始年齢に達したときから死亡するまで年金給付を支給する社会保険制度である²。

¹ U. S. Social Security Administration, 2007

² 藤田伍一ら（2000）p86

アメリカの公的年金制度には、一般的制度である老齢・障害・遺族年金の他に、連邦公務員や鉄道職員と、多くの州・地方公務員に適用される個別の年金制度に大別される。

イ 健康保険

アメリカは全国民をカバーする公的医療保障制度がないという点で主要先進諸国の中で唯一例外の国である。65歳以上の高齢者と一定の障害者を対象とする連邦政府による公的保障、すなわちメディケア（Medicare：高齢者医療保険制度）および、低所得者を対象とし州政府が実施する公的保障、すなわちメディケイド（Medicaid：医療扶助制度）があるのみである³。

メディケアは①病院保険（Hospital Insurance：HI＝パート A）②補足的医療保険（Supplementary Medical Insurance：SMI＝パート B）③その他、メディケア（パート C）④処方箋プラン（パート D）からなる。

病院保険には入院患者サービス、ナーシングホーム・サービス、結核、精神病院サービス、在宅医療サービスなどがある。補足的医療保険は、パート A 適用を受ける者で任意に保険料を支払うことによって内科医、外科医によるオプション治療、在宅治療を受けられるサービスである。パート C は、パート A による病院保険の入院患者サービスの上限日数を越えてしまった場合の追加的な保険である。処方箋薬プランは、2006年1月に施行された任意加入の保険である。病院保険、医療保険、複合メディケアプランのいずれかに加入していれば処方薬プランに加入する権利を持ち、加入者は月額保険料を支払うことで、医師の処方する薬剤に対して給付を受けられる⁴。

病院保険は社会保障税（Social Security Tax）が主たる財源である。補足的医療保険以下は任意加入の保険である⁵。

メディケイドはすべての州で実施しているが、州政府が自主的に実施し、連邦政府が補助金を給付する。約 54%が連邦政府の支出、約 46%が州政府の支出である⁶。

(2) 労働保険制度の概要

ア 連邦失業保険

連邦政府による失業保険制度と各州政府による失業保険制度がある。

連邦政府による失業保険は以下のとおりである⁷。これらは一般財源⁸による運営である。

³ 藤田伍一ら（2000） p185

⁴ 橋都（2006）

⁵ 藤田伍一ら（2000） p189

⁶ 藤田伍一ら（2000） p197

⁷ 出所：連邦労働省ホームページ（<http://www.dol.gov/dol/topic/unemployment-insurance/index.htm>）

⁸ ここで言う「一般財源による」とは所得税や法人税として徴収され国庫に収められて一般財源化されたものを原資として運営されるプログラムのことである。

- (ア) 傷害失業支援 (Disaster Unemployment Assistance=DUA)
就業機会が大統領の認める災害によって失われてしまった者に対する金銭面での支援
- (イ) 元連邦政府職員のための失業保険
(Unemployment Compensation for Ex-Servicemembers)
元軍関連職員の中で有資格者に対する給付プログラム
- (ウ) 失業率が高い時期に、通常失業保険給付が終了してしまった労働者に対して行われる延長給付
- (エ) 再調整手当 (Trade Readjustment Allowances=TRA) :
失業給付期間を満了してしまい、しかも外国製品の輸入の影響を受けたために職を失った労働者を対象とする所得支援手当
- (オ) 自営業者支援
早期再就職機会を促進するための自営業者支援
- (カ) 拡大失業保険給付
失業保険給付を満了してしまった労働者に対して、州別の失業保険を財源として拡大給付されているが、この財源うち 50%が連邦失業保険税による歳入が当てられている。連邦失業保険税は主に州別労働省における失業保険給付行政の運営費に当てられる。

イ 州別失業保険制度

アメリカにおける一般的な失業保険給付は州政府によって行われている。各州の失業保険制度の枠組みについては表 1 に示した。

- (ア) 州別の特別プログラムの一例
上記のような一般的な失業保険給付のほかに、ニュージャージー州では以下のような給付が用意されている⁹。
障害保険 (Disability Insurance)、労働力開発・追加的労働力基金 (Workforce Development/Supplemental Workforce Funds)、健康保険助成基金 (Health Care Subsidy Fund)。

⁹ 出所：連邦労働省ホームページ (http://lwd.dol.state.nj.us/labor/forms_pdfs/ea/UC45%202007.pdf)

表1 米国州別失業保険の類型

	給付期間 (週)	週給付額(ドル)		課税対象所 得(ドル)	適用	保険税率(%)		
		最低額	最高額			最低率	最高率	新規
アラバマ州	15-26	45	235	8,000	同連邦	0.44	6.04	2.7
アラスカ州	16-26	44-68	248-320	31,300	全て	1.0	5.4	1.5
アリゾナ州	12-26	60	240	7,000	同連邦	0.02	5.4	2.0
アーカンソー州	9-26	73	409	10,000	※	0.1	10.0	2.9
カリフォルニア州	14-26	40	450	7,000	※	1.3	5.4	3.4
コロラド州	13-26	25	413-455	10,000	同連邦	0.0	5.4	1.7
コネチカット州	26	15-30	501-576	15,000	同連邦	0.5	5.4	3.1
デラウェア州	24-26	20	330	10,500	同連邦	0.3	8.2	2.1
ワシントンDC	19-26	580	359	9,000	全て	1.3	6.6	2.7
フロリダ州	9-26	32	275	7,000	同連邦	0.12	6.6	2.7
ジョージア州	6-26	44	320	8,500	同連邦	0.03	5.4	2.7
ハワイ州	26	5	523	13,000	全て	0.0	5.4	1.7
アイダホ州	10-26	58	364	32,200	同連邦	0.262	5.4	1.0
イリノイ州	26	51-70	369-511	12,000	同連邦	0.2	5.4	2.8
インディアナ州	8-26	50	390	7,000	同連邦	1.1	6.6	2.7
アイオワ州	9-26	51-62	347-426	22,800	同連邦	0.0	5.6	1.0
カンザス州	10-26	101	407	8,000	同連邦	0.0	8	4.00又は6.00
ケンタッキー州	15-26	39	415	8,000	同連邦	0.5	7.4	2.7
ルイジアナ州	21-26	10	258	7,000	同連邦	0.1	9.5	
メイン州	14-26	57-85	331-496	12,000	同連邦	0.42	6.2	1.53
メリーランド州	26	25-65	380	8,500	全て	0.3	5.4	2.4
マサチューセッツ州	10-30	32-48	600-900	14,000	※	1.26	7.5	2.83
ミシガン州	14-26	113-143	362	9,000	※	0.06	12.27	2.7
ミネソタ州	10-26	38	※	25,000	全て	0.4	10.3	2.32
ミシシッピ州	13-26	30	210	7,000	同連邦	0.4	9.3	2.7
ミズーリ州	8-26	45	320	12,000	同連邦	0.0	5.4	2.7
モンタナ州	8-28	114	386	23,800	※	0.13	6	平均値
ネブラスカ州	14-26	30	298	9,000	同連邦	0.0	6.3	1.29
ネバダ州	12-26	16	362	24,600	※	0.25	5.4	2.95
ニューハンプシャー州	26	32	427	8,000	同連邦	0.1	5.4	2.7
ニュージャージー州	1-26	85-97	560	27,700	※	0.1825	6.5	2.6825
ニューメキシコ州	-26	66-99	355-455	19,900	同連邦	0.03	5.4	2.0
ニューヨーク州	26	40	405	8,500	※	0.5	5.4	3.4
ノースカロライナ州	13-26	39	457	18,600	同連邦	0.0	8.5	1.2
ノースダコタ州	12-26	43	385	22,100	同連邦	0.2	5.7	1.17
オハイオ州	20-26	103	365-493	9,000	同連邦	0.5	9.86	2.7
オクラホマ州	18-26	16	392	13,600	同連邦	0.1	9.2	1.5
オレゴン州	3-26	108	463	30,200	※	0.9	5.5	2.4
ペンシルバニア州	16又は26	35-43	539-547	8,000	全て	0.3	9.2	3.5
ロードアイランド州	8-26	68-118	513-641	14,000	全て	1.69	9.79	2.43
サウスカロライナ州	15-26	20	326	7,000	同連邦	0.54	5.4	2.64
サウスダコタ州	15-26	28	285	9,000	同連邦	0.0	8.5	1.2
テネシー州	13-26	30	275	7,000	同連邦	0.3	10	2.7
テキサス州	10-26	57	378	9,000	同連邦	0.22	6.22	2.7
ユタ州	10-26	26	427	25,400	全て	0.1	9.1	1.1
バーモント州	26	61	409	8,000	同連邦	0.8	6.5	1.0
バージニア州	12-26	54	363	8,000	同連邦	0.1	6.2	2.5
ワシントン州	1-26	122	515	31,400	全て	0.38	6.02	平均値+15
ウェストバージニア州	26	24	408	8,000	同連邦	1.5	7.5	2.7
ウィスコンシン州	12-26	53	355	10,500	同連邦	0.0	8.9	3.4
ワイオミング州	11-26	28	387	20,100	全て	0.27	9.03	平均値

出所：連邦労働省ホームページ、EMPLOYMENT AND TRAINING ADMINISTRATION, Office of Workforce Security
(SIGNIFICANT PROVISIONS OF STATE UNEMPLOYMENT INSURANCE LAWS JANUARY 2008)

<http://www.dol.gov/esa/regs/statutes/owcp/stwclaw/stwclaw.htm>

※詳細については、上記のホームページアドレスを参照。

ウ 労災補償保険

(ア) 連邦労災補償保険

労災補償保険制度は、連邦政府によるものには、大きくわけて 4 つのプログラムがある。すなわち、

- ▽ 連邦政府職員補償 (the Federal Employees' Compensation Program)
- ▽ 港湾・造船労働者補償 (the Longshore and Harbor Workers' Compensation Program)、
- ▽ 黒肺病補償給付 (the Black Lung Benefits Program) = 炭鉱労働者補償
- ▽ エネルギー従業員労働災害補償 (The Energy Employees Occupational Illness Compensation Program) である¹⁰。

(イ) 州別労災補償保険

その他の一般的な労働者は州別の労災補償保険制度の適用を受ける。ほとんどの州で労災補償保険は強制加入となっている。運営主体（保険者）は州政府による場合、州の基金や外庁が行う場合、民間の保険会社による場合、民間保険会社と事業主またはそのグループによる組み合わせの場合があり、各州によってさまざまである¹¹。

なお、各州での労災補償保険制度の枠組みについては表 2 を参照。

2 本稿の対象領域

本稿は政府が主たる役割を果たす社会保険、労働保険を対象とする。その中でも一般財源による運営ではなく、事業主や労働者の拠出によって成り立っている制度を対象とする。関連する民間によって担われている保険制度については参考程度の記述にとどめる。

¹⁰ 出所：連邦労働省ホームページ (<http://www.dol.gov/dol/topic/workcomp/index.htm>)

¹¹ 出所：連邦労働省ホームページ (<http://www.dol.gov/esa/regs/statutes/owcp/stwclaw/stwclaw.htm>)

表 2 米国州別労災補償保険の類型 (2006 年 1 月現在)

	強制／ 選択	適用免除 の有無	州運営の基金	民間保険 の可不可	自家保険		従業員数によ る適用除外
					単一企業	企業集団	
アラバマ州	強制	無	無	可	可	可	5人
アラスカ州	強制	有	無	可	可	不可	無
アリゾナ州	強制	有	有(民間と競合)	可	可	可	無
アーカンソー州	強制	有	無	可	可	可	3人
カリフォルニア州	強制	無	有(民間と競合)	可	可	可	無
コロラド州	強制	無	有(民間と競合)	可	可	可	1人
コネチカット州	強制	有	無	可	可	可	無
デラウェア州	強制	無	無	可	可	不可	無
ワシントンDC	強制	無	無	可	可	不可	無
フロリダ州	強制	有	無	可	可	可	4人
ジョージア州	強制	有	無	可	可	可	3人
ハワイ州	強制	無	有(民間と競合)	可	可	可	無
アイダホ州	強制	無	有(民間と競合)	可	可	不可	無
イリノイ州	強制	無	無	可	可	可	無
インディアナ州	強制	無	無	可	可	不可	無
アイオワ州	強制	有	無	可	可	可	無
カンザス州	強制	無	無	可	可	可	無
ケンタッキー州	強制	有	有(民間と競合)	可	可	可	無
ルイジアナ州	強制	有	有(民間と競合)	可	可	可	無
メイン州	強制	有	有(民間と競合)	可	可	可	無
メリーランド州	強制	有	有(民間と競合)	可	可	可	無
マサチューセッツ州	強制	無	無	可	可	可	無
ミシガン州	強制	有	無	可	可	可	3人
ミネソタ州	強制	無	有(民間と競合)	可	可	可	無
ミシシッピ州	強制	無	無	可	可	可	5人
ミズーリ州	強制	無	無	可	可	可	5人
モンタナ州	強制	有	有(民間と競合)	可	可	可	無
ネブラスカ州	強制	無	無	可	可	不可	無
ネバダ州	強制	無	無	可	可	可	無
ニューハンプシャー州	強制	無	無	可	可	可	無
ニュージャージー州	選択	無	無	可	可	不可	無
ニューメキシコ州	強制	有	有(民間と競合)	可	可	可	3人
ニューヨーク州	強制	無	有(民間と競合)	可	可	可	無
ノースカロライナ州	強制	無	無	可	可	可	3人
ノースダコタ州	強制	無	基金による独占	不可	不可	不可	無
オハイオ州	強制	有	基金による独占	不可	可	不可	無
オクラホマ州	強制	無	有(民間と競合)	可	可	可	無
オレゴン州	強制	無	有(民間と競合)	可	可	可	無
ペンシルバニア州	強制	無	有(民間と競合)	可	可	可	無
ロードアイランド州	強制	有	有(民間と競合)	可	可	可	無
サウスカロライナ州	強制	有	無	可	可	可	4人
サウスダコタ州	強制	有	無	可	可	可	無
テネシー州	強制	有	無	可	可	可	5人
テキサス州	選択	無	有(民間と競合)	可	可	可	無
ユタ州	強制	無	有(民間と競合)	可	可	可	無
バーモント州	選択	有	無	可	可	不可	無
バージニア州	強制	有	無	可	可	可	3人
ワシントン州	選択	無	基金による独占	不可	不可	可	無
ウェストバージニア州	強制	無	基金による独占	不可	不可	不可	無
ウィスコンシン州	選択	無	無	可	可	不可	3人
ワイオミング州	強制	無	基金による独占	不可	不可	不可	無

出所：連邦労働省ホームページ (State Workers' Compensation Laws, Table 1)

<http://www.dol.gov/esa/regs/statutes/owcp/stwclaw/stwclaw.htm>

(Table 2. Numerical Exemptions)

<http://www.dol.gov/esa/regs/statutes/owcp/stwclaw/tables-pdf/table2.pdf>

3 保険制度に係る根拠法令

(1) 年金保険

老齢・障害・遺族保険は1935年社会保障法（Social Security Act）タイトルⅡに規定されている。

(2) 健康保険

アメリカの医療保険メディケアは1965年社会保障法タイトル XVIII として成立し、1966年7月から実施されている¹²。

(3) 連邦失業保険制度

連邦失業保険は、1935年社会保障法タイトルⅢに規定されている。州別失業保険制度は各州の失業保険法に基づく。一例を挙げればニュージャージー州では、New Jersey Unemployment Compensation Law¹³に基づく。

(4) 労災補償保険制度

一般的な労災補償保険は、各州法で定められている。一例を挙げれば、ニュージャージー州ではWorkers' Compensation Law¹⁴に基づく。

連邦政府の特別プログラムについて、連邦政府職員補償プログラムは The Federal Employees' Compensation Act を根拠法とし、港湾・造船労働者補償プログラムは The Longshore and Harbor Workers' Compensation Act、黒肺病補償給付プログラムは Black Lung Benefits Act、エネルギー従業員労働災害補償プログラムは Energy Employees Occupational Illness Compensation Act が根拠法である。

4 運営機関・体制

(1) 老齢年金運営機関

年金給付を運営、すなわち適用対象者（被保険者）の登録、社会保障税納付の記録および転職に伴う通算措置や年金給付額の算定、老齢年金、遺族年金、障害年金の申請手続き等の管理・運営を行うのは、社会保障庁（Social Security Administration）である。

社会保障庁の本部はメリーランド州ボルチモアにあり、この本部でOASDIに係る行政機構と社会保障税納付記録と年金給付計算に係る計算センター（The Office of Central Records Operations）がある¹⁵。職員数は約62,000人、15の中央事務所、10の地域事務所、6つのプロセスセンター（processing centers）、約1,300の社会保障事務所（field

¹² 藤田伍一ら（2000）p187

¹³ 出所：ニュージャージー州労働省ホームページ（<http://nj.gov/labor/uimod/pdfs/UI.pdf>）

¹⁴ 出所：連邦労働省ホームページ（http://lwd.dol.state.nj.us/labor/forms_pdfs/wc/pdf/wc_law.pdf）

¹⁵ 藤田伍一ら（2000）p95

offices) を設置している¹⁶。

老齢年金の積立金の管理を一般財源から分離して行なっているのが老齢年金・遺族年金保険信託基金 (Old-Age and Survivors Insurance Trust Fund)¹⁷である。

また、老齢・障害・遺族年金の運営コストは納付額7,449億ドルのうち0.9% (2006年) である¹⁸。

(2) 健康保険の運営機関

メディケアについては保健社会福祉省 (Department of Health and Human Service) が運営している (実際の運営は関係組織であるメディケア・メディケイド・サービス・センター、Centers for Medicare & Medicaid Services¹⁹による。)

保健社会福祉省の年間予算は6,975億ドル (2007年度)、職員数は66,890人である。メディケア・メディケイド・サービス・センターの年間予算は、5,698億ドル、職員数は4,538人である²⁰。

(3) 失業保険制度の運営機関

連邦失業保険制度を運営するのは連邦労働省雇用訓練局 (Employment & Training Administration) である。

州別失業保険制度を運営するのは各州の労働省または独立した部局や委員会である。一例を挙げれば、ニュージャージー州では、労働・労働力開発省 (Department of Labor and Workforce Development) の失業保険部 (Division of Unemployment Insurance) が担当し、メリーランド州では、労働・ライセンス・規制省 (Department of Labor, Licensing and Regulation) の失業保険部 (Division of Unemployment Insurance) が担当している。

(4) 労災補償保険の運営機関

連邦労災補償制度の運営機関は以下の通りである。連邦政府職員補償プログラムは雇用基準局 (Employment Standards Administration) の労災補償プログラム室 (Office of Workers' Compensation Programs)、連邦職員労災補償部 (Division of Federal Employees' Compensation) である。港湾・造船労働者補償プログラムは同局同室の港湾・造船労働者労災補償部 (Division of Longshore and Harbor Workers' Compensation) である。鉱山労働者労災補償部 (Division of Coal Mine Workers' Compensation) である。黒肺病補償給付プログラムは同局同室の鉱山労働者労災補償部 (Division of Coal Mine

¹⁶ 出所：社会保障庁ホームページ (<http://www.ssa.gov/otherssasites/>)

¹⁷ 藤田伍一ら (2000) p88

¹⁸ U. S. Social Security Administration, 2007, p3

¹⁹ 出所：同省ホームページ (<http://www.cms.hhs.gov/>)

²⁰ 出所：同省ホームページ (<http://www.hhs.gov/about/whatwedo.html/>)

Workers' Compensation) である。エネルギー従業員労働災害補償プログラムは同局同室のエネルギー従業員職業病補償部 (Division of Energy Employees Occupational Illness Compensation) である。

一般的な労働者に関する労災補償保険制度については既述のとおり、運営主体が様々である。ノースダコタ州やワイオミング州などでは州政府が労災保険制度の運営までを行っている。だがこれらは少数例であり、多くの州では、各州の労働省及び労災補償委員会が監督行政を担当しているだけで、運営自体 (保険者) はさまざまである。

一例を挙げれば、メリーランドにおいて労災補償委員会²¹ (Workers' Compensation Commission) が監督し、運営主体は IWIF (The Injured Workers' Insurance Fund)²² という公的機関を前身とする組織や、民間保険会社、特に大企業は自家保険とさまざまである。労災補償委員会は会長 1 人、委員 10 人、理事 (Executive Director) 1 人、職員数 145 人からなる。組織運営の財源は企業の労災補償保険料の一部による。会長と委員は州知事によって任命される²³。IWIF はメリーランドにおいて労災補償保険を運営する最大手でシェアは 32% を占める。職員数 384 人。年間保険料収入は 3 億 2, 124 万ドル強、投資収入 6, 682 万ドル、保険請求による支出が 2 億 7, 866 万ドル強である²⁴。ちなみに労災補償委員会の年次報告に示されている 2007 年のメリーランドにおける保険請求ベースの保険者別の占有率の構成は以下のとおりである。IWIF が 22.5%、民間保険は 48.2%、自家保険利用者 27.6% (政府関係機関 18.3%、病院 2.9%、その他自家保険経営者 5.0%、企業グループによる自家保険 1.4%)、その他非保険者 1.7%²⁵。また、保険未加入の経営者に雇用される労働者が労働災害に見舞われた場合、労働者を救済するためにあるのが Uninsured Employers' Fund²⁶ である。

ニュージャージー州に関しては、運営主体は民間あるいは自家保険であり、労働省労災補償部 (Division of Workers' Compensation) が監督する。

5 適用対象と任意拠出

(1) 社会保険

ア 公的年金 (老齢・障害・遺族年金)

老齢・障害・遺族年金の納付適用対象者は、アメリカに居住し有償活動に従事する企業経

21 出所：同委員会ホームページ (<http://www.wcc.state.md.us/Index.html>)

22 出所：IWIF ホームページ (http://www.iwif.com/html/comp/06_01.shtml)

23 Maryland Workers' Compensation Commission Annual Report Fiscal Year 2007 : (http://www.wcc.state.md.us/Gen_Info/Publications.html#brochures)

24 IWIF Annual Reports 2006 :

(<http://www.iwif.com/pdf/06%20reports/2006%20IWIF%20Annual%20Report%20Complete%20Version.pdf>)

25 直前脚注と同出典 (p13)

26 出所：同基金ホームページ (<http://www.qis.net/~uef/>)

営者、被用者、年収400ドル以上の自営業者である²⁷。

イ 健康保険

メディケアの給付適用対象は年金受給資格のある65歳以上の高齢者、65歳未満の障害年金受給者、終末期腎不全者である。

(2) 労働保険

ア 失業保険制度

一般的に以下の場合、事業主は連邦・州別失業税を支払わなければならない。すなわち①暦年で4半期ごとに総計1,500ドル以上の賃金を従業員に支払っている事業主、②暦年で20週以上の期間、1週間に1日、少なくとも1人以上の従業員を雇っている経営者。これは連続していようとなかろうと適用を受ける。ただし、州によっては異なる適用を設けているところもある²⁸。

(ア) 家庭内労働者 (Domestic Employers) の適用

家庭内労働者の事業主は四半期に1,000ドル以上の現金給与を支払っている場合に連邦・州別失業保険税を支払わなければならない。家庭内労働者とはベビーシッターや介護労働者、清掃人、運転手、などを指す²⁹。

(イ) 農業関連従業員の事業主

次の事業主に該当すれば連邦失業税を支払わなければならない。①四半期に20000ドル以上の現金賃金を支払っている。②20週ごとの少なくとも1日、10人以上の従業員を雇って農業労働に従事させている。20週というのは連続した期間である必要はない。10名の従業員というのは同一である必要はないし、全ての従業員が同時に就労している必要もない。例外もあるが、原則として農業関連の事業主は州別失業税を支払う義務がある³⁰。

²⁷ 社会保障庁のホームページ参照：

http://ssa-custhelp.ssa.gov/cgi-bin/ssa.cfg/php/enduser/std_adp.php?p_faqid=172&p_created=955651537&p_sid=ikX5T4i&p_accessibility=0&p_redirect=&p_lva=&p_sp=cF9zcmNoPTEmcF9zb3J0X2J5PSZwX2dyaWRzb3J0PSZwX3Jvd19jbnQ9NCw0JnBfcHJvZHM9JnBfy2F0cz03LDcwJnBfcHY9JnBfy3Y9Mi43MCZwX3N1YXJjaF90eXB1PWfuc3dlcnMuc2VhcmNoX25sJnBfcGFnZT0x&p_li=&p_topview=1

ちなみに、橋都（2006）によると臨時的農業労働者や1984年以前に雇用された一部の連邦公務員等は除外される。

²⁸ 連邦労働省雇用訓練局「Unemployment Insurance Tax Topic」参照：

<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/uitaxtopic.asp>

²⁹ 出所：連邦労働省ホームページ (<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/uitaxtopic.asp>)

³⁰ 出所：連邦労働省ホームページ (<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/uitaxtopic.asp>)

(ウ) 州別失業保険

各州の失業保険制度の適用範囲については表 1 を参照。

受給資格、給付額、支給期間等については各州法が規定している。一般的に、給付額は直近の 52 週の個人所得の一定割合にもとづいて算定されて、州の定める限度額まで支払われる。多くの州の最長支給期間は 26 週である。

(エ) 州別制度：ニュージャージー州における失業保険適用範囲

事業を開始し 1 人以上を雇用し、支払い給与が暦年で 1,000 ドルを超えた場合に適用となる (New Jersey Unemployment Compensation Law, the law N. J. S. A. 43:21-(19) (h) (1). に規定)³¹。

イ 労働災害補償制度

米国の一般的な労働者を対象とする労災補償制度は州法に委ねられ、各州の労災補償法で強制適用が明記されている。ただし、ごく一部の州を除く³²。適用除外など各州の制度の主な特徴に関しては表 2 を参照³³。例えば、アラスカ州では非営利企業の職員は適用が免除されている。フロリダ州では企業の事務職社員は適用免除を選択することは可能である。ただし建設業に関しては社員 2 人以下の企業でその社員が 10% 以上の会社所有権を証明できれば適用免除される。

適用範囲は大部分の州で 1 人以上の被用者を使用する全ての使用者とされているが、一部の州では 3 人から 5 人という最低基準を設けており、それを下回る使用者は適用を受けない (表 2 参照)。

³¹ 出所：連邦労働省ホームページ (<http://lwd.dol.state.nj.us/labor/employer/ea/empreg/ealiability.html>)
ニュージャージー州ホームページ (<http://nj.gov/labor/uimod/pdfs/UI.pdf>)

³² 中窪 (1995) p259、連邦労働省労災部ホームページ：State Workers' Compensation Laws, Table 1. Type of Law and Insurance Requirements for Private Employment (<http://www.dol.gov/esa/regs/statutes/owcp/stwclaw/stwclaw.htm>)
Table 2. Numerical Exemptions (<http://www.dol.gov/esa/regs/statutes/owcp/stwclaw/tables-pdf/table2.pdf>)

³³ 出所：連邦労働省のホームページ、下記のアドレスを参照 (2007 年 11 月 29 日アクセス)
(<http://www.dol.gov/esa/regs/statutes/owcp/stwclaw/tables-pdf/table1.pdf>)

第2節 社会保険・労働保険の保険税徴収事務の制度

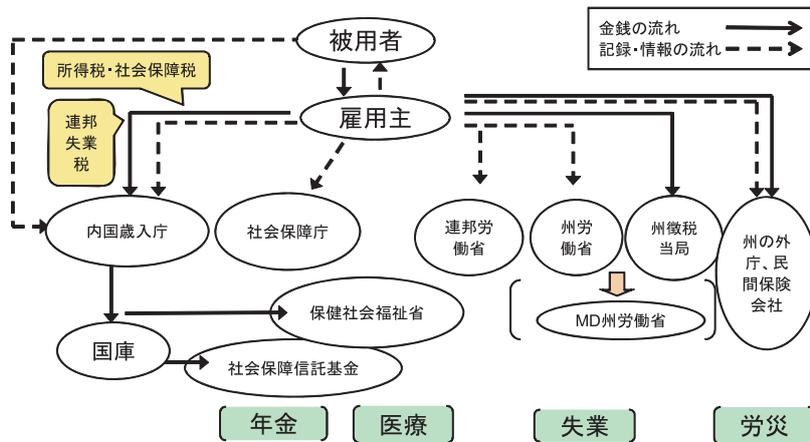
保険の種類別に納付者、徴収機関、税率をまとめたものが表3である。

表3：社会保険・労働保険別の特徴

	保険税(料)名	給付プログラム名	税納付者	徴収機関	税率(%)	
					事業主	労働者
年金	社会保障税	老齢・障害・遺族年金	労使折半	内国歳入庁	6.2	6.2
医療		メディケア	労使折半		1.45	1.45
失業	連邦失業税	連邦失業保険	事業主	各州の徴収機関または労働省	0.8	—
	州失業税	州失業保険	3つの州以外は事業主負担(アラスカ、ニュージャージー、ペンシルバニアのみ労使から徴収)		0.0(コロラド、アイオワなど) ~ 12.27(ミシガン)	0.3825(ニュージャージー)
労災	連邦労災補償	連邦政府職員補償	事業主	—	—	—
		黒肺病補償			—	—
		港湾・造船労働者補償			—	—
	州別労災補償	州別労災補償保険		各州で異なる(州のエージェンシー、民間保険会社、企業の自己保険)		

アメリカにおける社会保険・労働保険徴収の概要を示したのが図1である。連邦及び州別の徴収と納付記録の流れを、保険種別に示してある。詳細については第2節1以下で記述する。

図1：社会保険・労働保険の徴収の枠組み



1 財源と税率

(1) 年金の財源

老齢・障害・遺族年金に関する社会保障税率は所得の6.2%（労使折半）、自営業者は12.4%である。

老齢・障害・遺族年金の年間予算は7,449億ドル（2006年）で、そのうち、社会保障税（The Federal Insurance Contributions Act (FICA) tax）の税収が84%、給付総額を上回る歳入分を信託基金に積み立てて運用した収入が14%、年金給付に対する課税が2%から成っている³⁴。

ここで予めことわっておくが、アメリカにおいて社会保険と後述する失業保険の納付は「保険料」とは呼ばず、それぞれ「社会保障税」「失業保険税」と「税」として徴収される。ただ、年金や失業保険は納付実績に応じて給付が決定されるように実質的には保険方式をとっている。藤田ら（2000）によれば、税方式であることが米国の社会保障制度の特徴の一つである。税方式を制度としてとらなければならなかった理由もある。その背景は3-2で述べる。

(2) 健康保険の財源

社会保障税を主たる財源とする³⁵。メディケアの病院保険（HI＝パート A）の財源は賦課方式であり、被用者および自営業者によって納付される社会保障税によって賄われている。税率は労使が所得の1.45%ずつを折半する。自営業者の場合は所得の2.9%である³⁶。ちなみに、パート B の財源は受給者の月々の保険料と連邦政府の負担からなる³⁷。

(3) 社会保障税の課税対象所得

2008年の社会保障税率は労使折半で7.65%ずつ負担する。自営業者は15.30%である。内訳として社会保障＝年金関連では課税上限所得（10万2,000ドル、2008年）に対して6.2%、メディケア関連として、上限なくすべての所得に対して1.45%である。ただし、税額上限は6,324ドル（2008年）である。ちなみに、年金関連の課税対象所得は年々上昇しており2006年9万4,200ドル、2007年9万7,500ドルであった³⁸。

社会保障税は他の税とともに一括して徴収し、いったん国庫に納入した後、老齢・遺族保

³⁴ U. S. Social Security Administration, 2007

³⁵ 藤田(2000)

³⁶ U. S. Social Security Administration, 2007

³⁷ 藤田(2000)

³⁸ 出所：社会保障庁ホームページ

(http://ssa-custhelp.ssa.gov/cgi-bin/ssa.cfg/php/enduser/std_adp.php?p_faaid=215&p_created=956064531&p_sid=72fjkXWi&p_accessibility=0&p_redirect=&p_lva=&p_sp=cF9zcmNoPSZwX3NvcnRfYnk9JnBfZ3JpZHNvcnQ9JnBfcm93X2NudD0yNSwyNSZwX3Byb2RzPSZwX2NhdHM9NyZwX3B2PSZwX2N2PTEuNyZwX3N1YXJjaF90eXB1PW Fuc3dlcnMuc2VhcmNoX25sJnBfcGFnZT0x&p_li=&p_topview=1)

険信託基金に10.6%、障害保険信託基金に1.8%、メディケア信託基金に2.9%と、自動的に振分け預託される³⁹。

(4) 失業保険の財源

財源は事業主が支払う連邦及び州の失業保険税である。税の負担はほとんどの州で事業主側のみである。現在、アラスカ、ニュージャージー、ペンシルバニアの3州を除いて被用者負担はない。課税基準は被用者に支払われる賃金で、連邦失業税は年間賃金の7,000ドルを課税基準の上限としている。連邦失業保険税率は1988年から2007年まで6.2%、2008年以降は毎暦年、6.0%⁴⁰となる。ただ、2007年現在税率は6.2%であったが、州に税を支払う事業主は5.4%分の相殺控除を受けるため、ネットの税率は0.8%である。すなわち税額上限は56ドルである。連邦失業税は州の失業保険や雇用サービスプログラムの運営にあてられる⁴¹。その他には拡大失業給付の費用の一部や、州の借入にも一部用いられる。

ア 州別失業保険

各州の失業保険制度の税率については表1を参照。連邦労働省が推計した州別失業税の経営者負担全国平均は2.56%（2007年）である⁴²。被用者負担のある州について、ニュージャージー州では、2007年7月から2008年6月の税率は0.3825%である⁴³。

(5) 労災補償保険の保険料

労災保険の保険料は州別、産業別、企業ごとの過去の労災事故経験によって設定されている。藤田（2007）によれば、平均的なコストは給与支払額の1.71%（2003年）とされている。

³⁹ 関（2007）

⁴⁰ IRS Code TITLE 26--INTERNAL REVENUE CODE, Subtitle C--Employment Taxes, CHAPTER 23--FEDERAL UNEMPLOYMENT TAX ACT Sec. 3301

(http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=browse_usc&docid=Cite:+26USC3301)

⁴¹ 橋都（2006）及びU. S. Social Security Administration, 2006

⁴² 連邦労働省のホームページ参照：<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/finance.asp>

⁴³ 出所：ニュージャージー州労働省ホームページ

(<http://lwd.dol.state.nj.us/labor/employer/ea/rates/ea2008.html>)

2 保険料徴収制度の概要

ISSAやILOなどの先行研究によれば、アメリカは社会保険料徴収が中央に一元化されていると類型化されている⁴⁴。その対象の中心は年金と医療であるため、労働保険まで視野に入れて類型化した場合、アメリカが一元徴収制度とは言えない。

すなわち、失業保険と労災保険の徴収は分かれており、さらに失業保険は連邦税と州税に分かれて別々に徴収されている。連邦失業税の徴収機関も州ごとに様々である。後述するメリーランド州とニュージャージー州の二つも前者は労働省が失業保険税を徴収し、ニュージャージー州では州の歳入当局が徴収する。

(1) 保険税徴収機関の概要

社会保障税と連邦失業保険税は内国歳入庁（IRS）が徴収している。内国歳入庁は財務省の一つの部局である。

内国歳入庁は内国歳入法典（Internal Revenue Code）セクション7801に基づき財務省の職員としての責務を実行している。職員は内国歳入関連法規を監督、施行する権限をもつ。内国歳入庁長官は内国歳入法典セクション 7803 に基づき内国歳入放棄を実行、適用するための監理・監督権が付与されている⁴⁵。

ア 組織体制

4つの主要な部局、賃金・投資部局（Wage and Investment）、大企業・中堅企業部局（Large and Mid-Size Business）、小企業・自営業部局（Small Business/Self-Employed）、非課税・政府部局（Tax-Exempt and Government Entities）とその他の諸々の部局（Office of Chief Counsel、Taxpayer Advocate Service、Office of Professional Responsibility（OPR）、Criminal Investigation、Appeals、Communications and Liaison、Whistleblower Office）からなる。

大企業・中堅企業部局は、産業別に、重工業、情報通信、小売・食品等など担当の部署が分担されている⁴⁶。

イ 徴収額

内国歳入庁の2006年度総徴収額は2兆5,186億8,023万ドルであり、そのうち、源泉徴収所得税・社会保障税の徴収額は、1兆6,065億5,178万ドル（63.7%）、連邦失業保険税の徴収は、75億3311万9,000ドル（0.3%）である⁴⁷。

⁴⁴ 日本総研（2006）、松田（2005）、安田（2007）などにも同様の記述が見られる。

⁴⁵ 出所：内国歳入庁のホームページ（<http://www.irs.gov/irs/article/0,,id=98141,00.html>）

⁴⁶ 出所：内国歳入庁のホームページ（<http://www.irs.gov/pub/irs-utl/lmsborg.pdf>）

⁴⁷ 出所：内国歳入庁のホームページ（<http://www.irs.gov/taxstats/article/0,,id=168593,00.html>）

3 保険料徴収に係る根拠法令

(1) 年金

被用者に関しては、内国歳入法典（IRS Code）セクション3101以下に規定されている。事業主に関しては同法典セクション3111以下に規定されている⁴⁸。

(2) 健康保険

内国歳入法典（IRS Code）セクション3121に規定されている。

(3) 失業保険

連邦失業保険税に関しては内国歳入法典（IRS Code）セクション3301以下に規定されている⁴⁹。州別失業保険に関しては各州法に基づく

(4) 滞納

内国歳入法典セクション6651に滞納税を規定している⁵⁰。

4 保険料納付の手続き・方法・時期

事業主は社会保険関連では、フォーム941を内国歳入庁に四半期ごと（中小企業は年に1回）に提出する。フォーム941は、事業主用の連邦税確定申告のための書式である。失業保険関連では、フォーム940（事業主用の年間連邦失業税の確定申告用の書式）を提出する。またW2シートを内国歳入庁に提出する。フォームW2は、賃金・税申告（Wage and Tax Statement）で、内国歳入庁へ提出のほか、複写は社会保障庁へ提出分、州、市、地方政府へ提出分、被用者が連邦税還付を行なうための複写、従業員記録のための複写、従業員が州、市、地方政府に対して行なった還付書類に添付するための複写、事業主保管用の複写が添えられている。

事業主は社会保障庁に対してフォームW2とW3を提出することになる。W3シートは事業と源泉徴収額に関する情報を記載するフォームである。

被用者は年に1回フォーム1040（個人の所得税確定申告用の書式）とフォームW2を内国歳入庁に提出する。失業保険関連では、フォームW4（個人が源泉徴収するために事業主に

48 出所：コーネル大学ロースクールホームページ
(http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode26/usc_sup_01_26_10_C_20_21.html)

49 出所：コーネル大学ロースクールホームページ
(http://www.law.cornell.edu/uscode/html/uscode26/usc_sup_01_26_10_C_20_23.html)

50 出所：コーネル大学ロースクールホームページ
(http://www.law.cornell.edu/uscode/26/usc_sec_26_00006651----000-.html)

提出する書式) を内国歳入庁に提出する⁵¹。

社会保障税は所得税とともに原則として毎月納付する。連邦失業保険税は四半期ごとの納付である。四半期ごとに納付とは、課税対象期間、申告期限、納付期限については、以下の通りである。

表 4 : 社会保障税および失業保険税の納付期限

期間	申告	納付
1月1日～3月31日	4月30日	4月30日
4月1日～6月30日	7月30日	7月30日
7月1日～9月30日	10月30日	10月30日
11月1日～12月31日	1月30日	1月30日

第 3 節 税徴収業務における問題点、課題等

1 社会保障税徴収事務の一元化された背景

本節では、年金制度のみが中央一元化された理由、失業保険制度はごく限定的に中央一元化され州別失業保険制度が併設されている理由、及び労災補償保険制度が州別に多様な制度となっている理由について説明する。

(1) 年金制度が保険方式ではなく租税方式である理由

藤田ら(2000)によれば、年金保険は保険料方式ではなく、租税方式をとっていることがアメリカの公的年金制度の特徴の一つである。これは連邦政府と州政府の役割分担が影響している。アメリカ連邦憲法第1条(第8節)によって、連邦政府の役割は国防や通貨発行、外交や外国貿易、州際通商の規制等に限定されており、福祉問題をはじめとする国内的な市民生活の問題は州政府の所管する事項であるとされる。社会保障法が創設された1930年代当時のルーズベルト大統領はアメリカ社会に社会保険の枠組みをもつことを強く要請したものの、上記のような理由から、連邦政府が保険者になるような制度の創設は違憲であると判断される可能性が高かった。年金制度や失業保険制度に関しても、保険料を徴収する保険料方式では違憲判決を受ける可能性が高く、制度創設ができないことが懸念された。しかしながら、社会保険であるとするれば、連邦政府が保険料を徴収しなければならず、違憲判決を回避するために外形的には保険料方式をとらず租税方式にしたとされる。

⁵¹ 松田(2005)および安田(2007) a、(2007) bを参照。

(2) 年金保険に関する税の徴収制度が一元制度である理由

年金制度は長期の納付記録管理が必要であり、州を越えた労働者の移動を想定した場合、州ごとに異なった制度を構築することは技術的に困難であったとされる。そのため、ルーズベルト政権において社会保障法の立案にあたった経済保障委員会は、連邦全体で一つの年金制度をつくることに固執したのである（藤田 2000）。

(3) 失業保険が連邦と州別に分かれている理由

失業保険制度は、連邦による社会保障制度構築時に、州別の失業保険制度が既に存在していたことが州別制度を温存するかたちで連邦制度を創設することになったとされる⁵²。州別失業保険制度がいくつかの州で整備されつつあり、連邦レベルでの制度と州レベル制度の両者の調整が困難であったことが挙げられている⁵³。

また、記述のとおり失業保険の拠出が事業主負担のみの州と労使拠出の州が混在している。このことは、当時、整備されつつあった州別失業保険制度のねらいが大きくわけて2つあったことを反映している。第2節1(4)で記述したとおり、州別失業保険税を拠出するのは多くの州で事業主側のみであるが、3つの州では労使から拠出する制度をなっている。1930年代に構築されつつあった失業保険制度には、次の2つのタイプが存在した。①事業主のみから拠出するウィスコンシン・プラン。この制度の主眼にあったのは失業防止である。②労使共同で拠出するオハイオ・プラン。この制度の主眼にあったのは失業救済である。結局、連邦制度は企業別の雇用安定化を図ることを主眼におき事業主負担による制度を創設し、既存の州別の制度は尊重されたため、オハイオ州、ニュージャージー州、アラスカ州では労使双方からの拠出という制度が残っている。

(4) 労災保険が州別に多様な制度になっている理由

藤田（1972）及び藤田（1973）によれば、労災補償保険は1910年代に各州で成立し、1930年代以前にアメリカで現実に作動した唯一の社会保障制度であった。労働大臣官房統計情報部（1962）によれば、1920年までに8州を除く多くの州で制度が成立していた。このようにアメリカにおいて労災補償制度はその他の社会保障制度に比べて州別制度の成熟度が高く、連邦政府としても州別制度を尊重する必要があったと考えられる。

2 徴収一元制度の問題点、課題の発生状況、見直しの動きなど

米国の社会保障制度は、プログラム内容の変遷はあるものの、徴収の仕組みという点に関して言えば、1930年代の創設当初からほぼ同じ制度的枠組みで運営されてきたために、運

⁵² 中川(1994)

⁵³ 藤田(1972)及び藤田(1973)

営当事者は制度に対する課題や問題意識を基本的にはもっていない。

ただ、メリーランド州では、他の多くの州とは異なり労働省が失業保険税を徴収し運営する、サービスを一貫して行っているということもあり、徴収と給付は同一組織で行うべきであるという問題意識は幾分強いように感じられた。これは現地での聞き取り調査の結果からわかった所感である。

現地調査でのヒアリング結果から、失業保険や労災保険は州別に税率（保険料）や給付内容が異なり、複雑である。このことに対する不満は経営者側に少なからずあるようだ。特に州を越えて事業を営む経営者にとってはその管理が負担になっているようである。ただ、連邦政府と州政府の役割分担のため、連邦制度に統一することも現実的ではない。

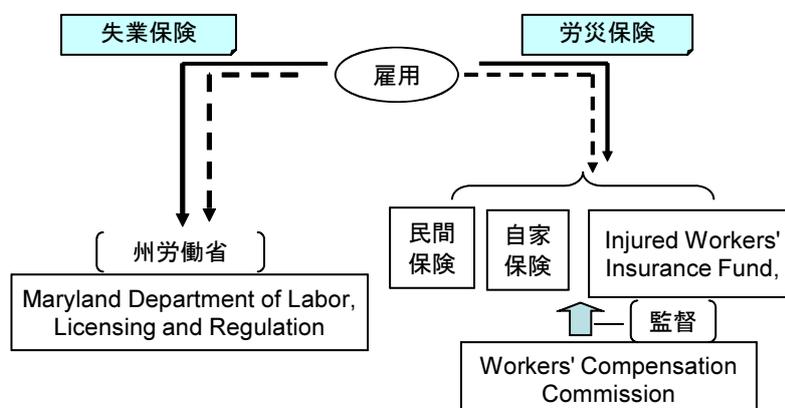
第4節 本調査でわかったこと—まとめ—

アメリカは一般的に社会保障制度に関する保険料が一括徴収されている国に類型化されている。本調査でわかったことは、一元的徴収されているという見解は、社会保険制度に限定した場合には正しいものの、労働保険を含めた視点では、一元的に徴収されているわけではないということである。しかも、州別に保険制度の枠組みは異なり、制度的にも一元的ではなく、様々である。

1 メリーランド州での労働保険・社会保険徴収の枠組み

メリーランド州では州別失業保険税の徴収も給付も労働省（Department of Labor, Licensing and Regulation）が行っている。すなわち、労働保険税は一元徴収されていない。図1で示した左側の州別の労働保険税（保険料）の納付の枠組みを示したのが図2である。

図2：メリーランド州の労働保険納付の枠組み

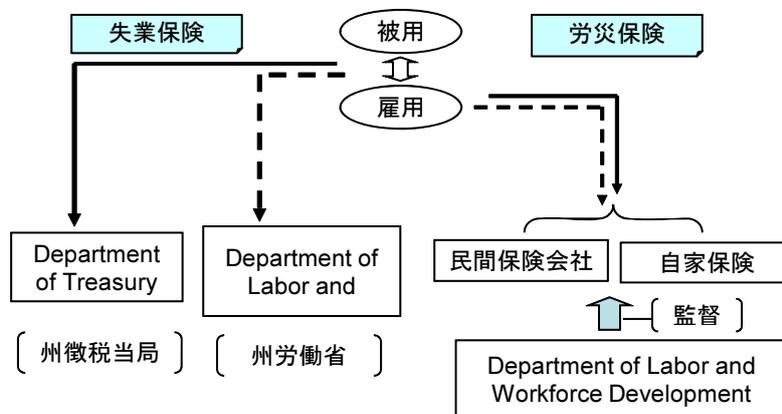


2 ニュージャージー州での労働保険・社会保険徴収の枠組み

ニュージャージー州では州別失業保険税は州の歳入当局（New Jersey Division of Revenue）によって徴収されている。これは連邦失業税が内国歳入庁による徴収作業とは別に行われている。すなわち、米国では労働保険税のうち連邦失業保険税は、連邦社会保障税やその他の諸税とともに一元的に徴収されているものの、州別失業保険税は一元的に徴収されているわけではない。また、ニュージャージー州は失業保険税を労使双方から徴収している数少ない州でもある。

図1で示した左側の州別の労働保険税（保険料）の納付の枠組みを示したのが図3である。

図3：ニュージャージー州の労働保険納付の枠組み



(1) 徴収手数料

徴収業務が一元化されている場合、制度を運営する組織は徴収業務を委託している形になるため、そのための手数料のようなものを支払っているのではないかと想定できる。今回、現地調査でもその点を質問した。だが、労働省の担当者は「徴収された連邦失業保険税のうち、数パーセントを吸い取られている」という表現に止まった。

<参考文献>

奥西好夫（2000）「雇用政策と労働保険」『アメリカ』藤田編著、東京大学出版会、第7章所収

（株）日本総合研究所調査部ビジネス戦略研究センター（2006）「国税・地方税・社会保険料徴収機関分立の問題と改革試案」『JRI news release』（ビジネス環境レポート No. 15）

小畑史子（2002）「アメリカ」（2002）『労災補償制度の国際比較研究』（日本労働研究機構研究所編）日本労働研究機構、調査研究報告書、第1章所収

小林均（2001）「アメリカにおける高齢者介護Ⅰ」甲南経済論集

- 小林均 (2003) 「アメリカにおける高齢者介護 II 民間介護保険の普及」『甲南経済学論集』、Vol. 43, No. 4、(2003年3月)、pp. 641-658
- 関ふ佐子 (2007) 『アメリカのパート労働者と年金～パート・アルバイト年金の拡充に向けて～』厚生労働省研究会 (2007年2月2日)
提出資料 : <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/02/dl/s0202-7b.pdf>
- 中川秀空 (1994) 「アメリカ 失業保険の現状」『日本労働研究雑誌』労働政策研究・研修機構、36巻(12号) [1994. 12]、p50～52
- 中窪裕也 (1995) 『アメリカ労働法』弘文堂
- 橋都由加子 (2006) 「アメリカにおける連邦・州・地方の役割分担」『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況』第2章所収、財務総合政策研究所研究部
(URL : <http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk079.htm>)
- 藤田伍一 (1972) 「アメリカ失業保険成立の一側面—失業防止理論の生成と限界」『一橋論叢』、日本評論社 / 一橋大学一橋学会一橋論叢編集所 編、68巻(6号) [1972. 12]、p76～83
- 藤田伍一 (1973) 「アメリカ失業保険成立の一側面—意図と機能の試論的検討」『一橋論叢』、日本評論社 / 一橋大学一橋学会一橋論叢編集所 編、69巻(1号) [1973. 01]、p 68～75
- 藤田伍一 (1977) 「アメリカ失業保険の政策分析」『日本労働協会雑誌』、日本労働協会編、19巻(10号) [1977. 10]、p27～34
- 藤田伍一・塩野谷祐一編 (2000) 『先進諸国の社会保障 7 アメリカ』東京大学出版会
- 藤田伍一 (2007) 「諸外国の社会保障の現状と動向 アメリカ」『社会保障年鑑 2007 年版』健康保険組合連合会編 (第6章所収) 東洋経済新報社
- 松田直樹 (2005) 「国税と社会保険料の徴収一元化の理想と現実」『税大論叢』47号、税務大学校、平成17年6月29日、
- 安田純子 (2007) a 「欧米諸国 (独・仏・米・瑞) における社会保険料徴収の仕組み—滞納対策のあり方の参考として—」『NRI パブリックマネジメントレビュー』、April 2007、野村総合研究所
- 安田純子 (2007) b 「社会保険料・公的料金徴収における効率的な仕組みづくり」『知的資産創造』2007年7月号、野村総合研究所広報部
- 労働大臣官房統計情報部 (1962) 「アメリカの労災補償制度」『海外労働経済月報』労働大臣官房統計情報部、12巻(1号) [1962. 01]
- 渡部記安 (2007) 「年金保険料拠出義務遵守論序説」『週刊社会保障』2007年1月29日、法研
- Hood, Jack B., Hardy, Benjamin A., and Lewis, Harold S., 2005, “Workers’ compensation and employee protection laws”, St. Paul, Minn. : West, Thomson

Business

- New Jersey Department of Labor and Workforce Development, 2007, "Employer Handbook, New Jersey's Unemployment & Disability Insurance Programs 2007", LWD
- O'Leary, Christopher J., and Stephen A. Wandner, editors, 1997, "Unemployment insurance in the United States : analysis of policy issues", Kalamazoo, Mich. : W.E. Upjohn Institute for Employment Research
- Rubin, Murray, 1983, Federal-state relations in unemployment insurance: a balance of power, Kalamazoo, Mich. : W.E. Upjohn Institute for Employment Research, c1983
- Stanford G. Ross, 2004, Theme 1: Efficient collection of social security contributions, Collection of social contributions: Current practice and critical issues, International Social Security Association, International Conference on Changes in the structure and organization of social security Administration, Cracow, Poland, 3-4 June 2004,
<http://www.issa.int/pdf/cracow04/2ross.pdf>
- U. S. Social Security Administration, 2007, Fast Facts & Figures About Social Security, 2007, (released September 2007),
http://www.socialsecurity.gov/policy/docs/chartbooks/fast_facts/2007/fast_facts07.pdf
- U. S. Social Security Administration, 2006, Social Security Programs Throughout the World: The Americas, 2005, (released March 2006)
<http://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2004-2005/americas/ssptw05americas.pdf>
- U. S. Social Security Administration, 2007, Social Security- A brief Description of the U.S. Social Security Program,
- U.S. Social Security Administration, 2004, Social Security throughout the World: The Americas, 2003.
- U.S. Social Security Administration, 2005, Fast Facts & Figures About Social Security 2005, Retrieved March 30, 2006 from
http://www.ssa.gov/policy/docs/chartbooks/fast_facts/2005/fast_facts05.pdf.
- U.S. Social Security Administration, 2006a, Online Social Security Handbook, Retrieved March 30, 2006 from
http://www.ssa.gov/OP_Home/handbook/ssa-hbk.htm.
- U.S. Social Security Administration, 2006b, Medicare, Retrieved March 30, 2006 from

<http://www.ssa.gov/pubs/10043.pdf>.

U.S. DEPARTMENT OF LABOR, Office of Workforce Security, Division of Legislation,
2007, “UNEMPLOYMENT COMPENSATION” , April 2007

<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/pdf/partnership2007.pdf>

U.S. Chamber of Commerce, “Analysis of Workers’ Compensation Laws, 2007” U.S.
Chamber of Commerce, Survey Research Center

UWC “Fiscal Data for State Unemployment Insurance System, 1997-2006”, August 2007,
UWC Strategic Services on Unemployment and Workers’ Compensation, Research
Bulletin

UWC, “Fiscal Data for State Workers’ Compensation System 1996-2005”, September
2007, UWC Strategic Services on Unemployment and Workers’ Compensation,
Research Bulletin

UWC, “Highlights of State Unemployment Compensation Laws” , January 2007, UWC
Strategic Services on Unemployment and Workers’ Compensation

別添

内国歳入庁（IRS）提出書式

- ・ フォーム 941
- ・ フォーム 940
- ・ フォーム W2
- ・ フォーム W3
- ・ フォーム 1040
- ・ フォーム W4

Form **941 for 2008: Employer's QUARTERLY Federal Tax Return**
 (Rev. January 2008) Department of the Treasury — Internal Revenue Service

950108

OMB No. 1545-0029

(EIN) Employer identification number -

Name (not your trade name)

Trade name (if any)

Address

Number Street Suite or room number

City State ZIP code

Report for this Quarter of 2008
 (Check one.)

1: January, February, March

2: April, May, June

3: July, August, September

4: October, November, December

Read the separate instructions before you fill out this form. Please type or print within the boxes.

Part 1: Answer these questions for this quarter.

1 Number of employees who received wages, tips, or other compensation for the pay period including: *Mar. 12* (Quarter 1), *June 12* (Quarter 2), *Sept. 12* (Quarter 3), *Dec. 12* (Quarter 4) **1**

2 Wages, tips, and other compensation **2**

3 Total income tax withheld from wages, tips, and other compensation **3**

4 If no wages, tips, and other compensation are subject to social security or Medicare tax . . . Check and go to line 6.

5 Taxable social security and Medicare wages and tips:

	Column 1		Column 2
5a Taxable social security wages	<input type="text"/>	× .124 =	<input type="text"/>
5b Taxable social security tips	<input type="text"/>	× .124 =	<input type="text"/>
5c Taxable Medicare wages & tips	<input type="text"/>	× .029 =	<input type="text"/>
5d Total social security and Medicare taxes (Column 2, lines 5a + 5b + 5c = line 5d)			<input type="text"/>

6 Total taxes before adjustments (lines 3 + 5d = line 6) **6**

7 TAX ADJUSTMENTS (read the instructions for line 7 before completing lines 7a through 7g):

7a Current quarter's fractions of cents	<input type="text"/>
7b Current quarter's sick pay	<input type="text"/>
7c Current quarter's adjustments for tips and group-term life insurance	<input type="text"/>
7d Current year's income tax withholding (attach Form 941c)	<input type="text"/>
7e Prior quarters' social security and Medicare taxes (attach Form 941c)	<input type="text"/>
7f Special additions to federal income tax (attach Form 941c)	<input type="text"/>
7g Special additions to social security and Medicare (attach Form 941c)	<input type="text"/>
7h TOTAL ADJUSTMENTS (combine all amounts: lines 7a through 7g)	<input type="text"/>

8 Total taxes after adjustments (combine lines 6 and 7h) **8**

9 Advance earned income credit (EIC) payments made to employees **9**

10 Total taxes after adjustment for advance EIC (line 8 - line 9 = line 10) **10**

11 Total deposits for this quarter, including overpayment applied from a prior quarter **11**

12 Balance due (If line 10 is more than line 11, write the difference here.) **12**

For information on how to pay, see the instructions.

13 Overpayment (If line 11 is more than line 10, write the difference here.) Check one Apply to next return. Send a refund.

▶ You **MUST** fill out both pages of this form and **SIGN** it. **Next** ➔

Name (not your trade name)

Employer identification number (EIN)

Part 2: Tell us about your deposit schedule and tax liability for this quarter.

If you are unsure about whether you are a monthly schedule depositor or a semiweekly schedule depositor, see *Pub. 15 (Circular E)*, section 11.

14 Write the state abbreviation for the state where you made your deposits OR write "MU" if you made your deposits in *multiple* states.

15 Check one: Line 10 is less than \$2,500. Go to Part 3.
 You were a monthly schedule depositor for the entire quarter. Fill out your tax liability for each month. Then go to Part 3.

Tax liability: Month 1	<input type="text"/>	▪
Month 2	<input type="text"/>	▪
Month 3	<input type="text"/>	▪
Total liability for quarter	<input type="text"/>	▪ Total must equal line 10.

You were a semiweekly schedule depositor for any part of this quarter. Fill out *Schedule B (Form 941): Report of Tax Liability for Semiweekly Schedule Depositors*, and attach it to this form.

Part 3: Tell us about your business. If a question does NOT apply to your business, leave it blank.

16 If your business has closed or you stopped paying wages Check here, and enter the final date you paid wages / / .

17 If you are a seasonal employer and you do not have to file a return for every quarter of the year . . . Check here.

Part 4: May we speak with your third-party designee?

Do you want to allow an employee, a paid tax preparer, or another person to discuss this return with the IRS? See the instructions for details.

Yes. Designee's name and phone number () -

Select a 5-digit Personal Identification Number (PIN) to use when talking to IRS.

No.

Part 5: Sign here. You MUST fill out both pages of this form and SIGN it.

Under penalties of perjury, I declare that I have examined this return, including accompanying schedules and statements, and to the best of my knowledge and belief, it is true, correct, and complete.

X	Sign your name here	<input type="text"/>	Print your name here	<input type="text"/>
	Date	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	Print your title here	<input type="text"/>
			Best daytime phone	(<input type="text"/>) - <input type="text"/>

Part 6: For paid preparers only (optional)

Paid Preparer's Signature	<input type="text"/>			
Firm's name (or yours if self-employed)	<input type="text"/>			
Address	<input type="text"/>	EIN	<input type="text"/>	
	<input type="text"/>	ZIP code	<input type="text"/>	
Date	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	Phone	(<input type="text"/>) - <input type="text"/>	SSN/PTIN
	<input type="checkbox"/> Check if you are self-employed.			

Form **940 for 2007:** Employer's Annual Federal Unemployment (FUTA) Tax Return

850107

Department of the Treasury — Internal Revenue Service

OMB No. 1545-0028

(EIN) Employer identification number -

Name (not your trade name)

Trade name (if any)

Address

Number Street Suite or room number

City State ZIP code

Type of Return
(Check all that apply.)

a. Amended

b. Successor employer

c. No payments to employees in 2007

d. Final: Business closed or stopped paying wages

Read the separate instructions before you fill out this form. Please type or print within the boxes.

Part 1: Tell us about your return. If any line does NOT apply, leave it blank.

1 If you were required to pay your state unemployment tax in ...

1a One state only, write the state abbreviation 1a

- OR -

1b More than one state (You are a multi-state employer) 1b Check here. Fill out Schedule A.
Skip line 2 for 2007 and go to line 3.

2 If you paid wages in a state that is subject to CREDIT REDUCTION 2 Check here. Fill out Schedule A (Form 940), Part 2.

Part 2: Determine your FUTA tax before adjustments for 2007. If any line does NOT apply, leave it blank.

3 Total payments to all employees 3

4 Payments exempt from FUTA tax 4

Check all that apply: 4a Fringe benefits 4c Retirement/Pension 4e Other
4b Group term life insurance 4d Dependent care

5 Total of payments made to each employee in excess of \$7,000 5

6 Subtotal (line 4 + line 5 = line 6) 6

7 Total taxable FUTA wages (line 3 - line 6 = line 7) 7

8 FUTA tax before adjustments (line 7 × .008 = line 8) 8

Part 3: Determine your adjustments. If any line does NOT apply, leave it blank.

9 If ALL of the taxable FUTA wages you paid were excluded from state unemployment tax, multiply line 7 by .054 (line 7 × .054 = line 9). Then go to line 12 9

10 If SOME of the taxable FUTA wages you paid were excluded from state unemployment tax, OR you paid ANY state unemployment tax late (after the due date for filing Form 940), fill out the worksheet in the instructions. Enter the amount from line 7 of the worksheet onto line 10 10

Skip line 11 for 2007 and go to line 12.

11 If credit reduction applies, enter the amount from line 3 of Schedule A (Form 940) 11

Part 4: Determine your FUTA tax and balance due or overpayment for 2007. If any line does NOT apply, leave it blank.

12 Total FUTA tax after adjustments (lines 8 + 9 + 10 = line 12) 12

13 FUTA tax deposited for the year, including any payment applied from a prior year 13

14 Balance due (If line 12 is more than line 13, enter the difference on line 14.)
• If line 14 is more than \$500, you must deposit your tax.
• If line 14 is \$500 or less and you pay by check, make your check payable to the United States Treasury and write your EIN, Form 940, and 2007 on the check 14

15 Overpayment (If line 13 is more than line 12, enter the difference on line 15 and check a box below.) 15

Check one Apply to next return.
 Send a refund.

▶ You **MUST** fill out both pages of this form and **SIGN** it.

Next →

Name (not your trade name)

Employer identification number (EIN)

Part 5: Report your FUTA tax liability by quarter only if line 12 is more than \$500. If not, go to Part 6.

16 Report the amount of your FUTA tax liability for each quarter; do NOT enter the amount you deposited. If you had no liability for a quarter, leave the line blank.

16a 1st quarter (January 1 – March 31) **16a** .

16b 2nd quarter (April 1 – June 30) **16b** .

16c 3rd quarter (July 1 – September 30) **16c** .

16d 4th quarter (October 1 – December 31) **16d** .

17 Total tax liability for the year (lines 16a + 16b + 16c + 16d = line 17) **17** **Total must equal line 12.**

Part 6: May we speak with your third-party designee?

Do you want to allow an employee, a paid tax preparer, or another person to discuss this return with the IRS? See the instructions for details.

Yes. Designee's name

Select a 5-digit Personal Identification Number (PIN) to use when talking to IRS

No.

Part 7: Sign here. You MUST fill out both pages of this form and SIGN it.

Under penalties of perjury, I declare that I have examined this return, including accompanying schedules and statements, and to the best of my knowledge and belief, it is true, correct, and complete, and that no part of any payment made to a state unemployment fund claimed as a credit was, or is to be, deducted from the payments made to employees.

X Sign your name here

Print your name here

Print your title here

Date / /

Best daytime phone () -

Part 8: For PAID preparers only (optional)

If you were paid to prepare this return and are not an employee of the business that is filing this return, you may choose to fill out Part 8.

Paid Preparer's name Preparer's SSN/PTIN

Paid Preparer's signature Date / /

Check if you are self-employed.

Firm's name Firm's EIN

Street address

City State ZIP code

22222		Void <input type="checkbox"/>	a Employee's social security number		For Official Use Only ▶ OMB No. 1545-0008	
b Employer identification number (EIN)			1 Wages, tips, other compensation		2 Federal income tax withheld	
c Employer's name, address, and ZIP code			3 Social security wages		4 Social security tax withheld	
			5 Medicare wages and tips		6 Medicare tax withheld	
			7 Social security tips		8 Allocated tips	
d Control number			9 Advance EIC payment		10 Dependent care benefits	
e Employee's first name and initial		Last name	Suff.	11 Nonqualified plans		12a See instructions for box 12
f Employee's address and ZIP code			13 Statutory employee <input type="checkbox"/> Retirement plan <input type="checkbox"/> Third-party sick pay <input type="checkbox"/>		12b	
			14 Other		12c	
					12d	
15 State	Employer's state ID number	16 State wages, tips, etc.	17 State income tax	18 Local wages, tips, etc.	19 Local income tax	20 Locality name

Form **W-2** Wage and Tax Statement

2008

Department of the Treasury—Internal Revenue Service

For Privacy Act and Paperwork Reduction Act Notice, see back of Copy D.

Copy A For Social Security Administration — Send this entire page with Form W-3 to the Social Security Administration; photocopies are **not** acceptable.

Cat. No. 10134D

Do Not Cut, Fold, or Staple Forms on This Page — Do Not Cut, Fold, or Staple Forms on This Page

DO NOT STAPLE

33333	a Control number	For Official Use Only ▶ OMB No. 1545-0008			
Kind of Payer	941 <input type="checkbox"/>	Military <input type="checkbox"/>	943 <input type="checkbox"/>	1 Wages, tips, other compensation	2 Federal income tax withheld
	CT-1 <input type="checkbox"/>	Hshld. emp. <input type="checkbox"/>	Medicare govt. emp. <input type="checkbox"/>	944 <input type="checkbox"/> Third-party sick pay	3 Social security wages
c Total number of Forms W-2	d Establishment number		5 Medicare wages and tips	6 Medicare tax withheld	
e Employer identification number (EIN)			7 Social security tips	8 Allocated tips	
f Employer's name			9 Advance EIC payments	10 Dependent care benefits	
			11 Nonqualified plans	12 Deferred compensation	
			13 For third-party sick pay use only		
			14 Income tax withheld by payer of third-party sick pay		
g Employer's address and ZIP code					
h Other EIN used this year					
15 State	Employer's state ID number		16 State wages, tips, etc.	17 State income tax	
			18 Local wages, tips, etc.	19 Local income tax	
Contact person			Telephone number ()	For Official Use Only	
Email address			Fax number ()		

Under penalties of perjury, I declare that I have examined this return and accompanying documents, and, to the best of my knowledge and belief, they are true, correct, and complete.

Signature ▶

Title ▶

Date ▶

Form **W-3 Transmittal of Wage and Tax Statements 2008**

Department of the Treasury
Internal Revenue Service

Send this entire page with the entire Copy A page of Form(s) W-2 to the Social Security Administration.

Do not send any payment (cash, checks, money orders, etc.) with Forms W-2 and W-3.

Reminder

Separate instructions. See the 2008 Instructions for Forms W-2 and W-3 for information on completing this form.

Purpose of Form

A Form W-3 Transmittal is completed only when paper Copy A of Form(s) W-2, Wage and Tax Statement, are being filed. Do not file Form W-3 alone. Do not file Form W-3 for Form(s) W-2 that were submitted electronically to the Social Security Administration (see below). All paper forms **must** comply with IRS standards and be machine readable. Photocopies and hand-printed forms are **not** acceptable. Use a Form W-3 even if only one paper Form W-2 is being filed. Make sure both the Form W-3 and Form(s) W-2 show the correct tax year and Employer Identification Number (EIN). Make a copy of this form and keep it with Copy D (For Employer) of Form(s) W-2 for your records.

Electronic Filing

The Social Security Administration strongly suggests employers report Form W-3 and W-2 Copy A electronically instead of on paper. SSA provides two e-file options:

- Free fill-in Forms W-2 for employers who file 20 or fewer Form(s) W-2.

- Upload a file for employers who use payroll/tax software to print Form(s) W-2, if the vendor software creates a file that can be uploaded to SSA.

For more information, go to www.socialsecurity.gov/employer and select "First Time Filers" or "Returning Filers" under "BEFORE YOU FILE."

When To File

Mail any paper Forms W-2 under cover of this Form W-3 Transmittal by March 2, 2009. Electronic fill-in forms or uploads are filed through SSA's Business Services Online (BSO) Internet site and will be on time if submitted by March 31, 2009.

Where To File Paper Forms

Send this entire page with the entire Copy A page of Form(s) W-2 to:

**Social Security Administration
Data Operations Center
Wilkes-Barre, PA 18769-0001**

Note. If you use "Certified Mail" to file, change the ZIP code to "18769-0002." If you use an IRS-approved private delivery service, add "ATTN: W-2 Process, 1150 E. Mountain Dr." to the address and change the ZIP code to "18702-7997." See Publication 15 (Circular E), Employer's Tax Guide, for a list of IRS-approved private delivery services.

For Privacy Act and Paperwork Reduction Act Notice, see the back of Copy D of Form W-2.

Cat. No. 10159Y

Label

(See instructions on page 12.) Use the IRS label. Otherwise, please print or type.

L A B E L H E R E

For the year Jan. 1–Dec. 31, 2007, or other tax year beginning , 2007, ending , 20
Your first name and initial Last name
If a joint return, spouse's first name and initial Last name
Home address (number and street). If you have a P.O. box, see page 12. Apt. no.
City, town or post office, state, and ZIP code. If you have a foreign address, see page 12.

OMB No. 1545-0074
Your social security number
Spouse's social security number
You must enter your SSN(s) above.

Presidential Election Campaign

Check here if you, or your spouse if filing jointly, want \$3 to go to this fund (see page 12) You Spouse

Filing Status

Check only one box.

- 1 Single
2 Married filing jointly (even if only one had income)
3 Married filing separately. Enter spouse's SSN above and full name here.
4 Head of household (with qualifying person). (See page 13.) If the qualifying person is a child but not your dependent, enter this child's name here.
5 Qualifying widow(er) with dependent child (see page 14)

Exemptions

If more than four dependents, see page 15.

6a Yourself. If someone can claim you as a dependent, do not check box 6a
b Spouse
c Dependents: (1) First name Last name (2) Dependent's social security number (3) Dependent's relationship to you (4) if qualifying child for child tax credit (see page 15)
d Total number of exemptions claimed

Income

Attach Form(s) W-2 here. Also attach Forms W-2G and 1099-R if tax was withheld.

If you did not get a W-2, see page 19.

Enclose, but do not attach, any payment. Also, please use Form 1040-V.

Table with 22 rows for income items: 7 Wages, salaries, tips, etc. Attach Form(s) W-2; 8a Taxable interest. Attach Schedule B if required; b Tax-exempt interest. Do not include on line 8a; 9a Ordinary dividends. Attach Schedule B if required; b Qualified dividends (see page 19); 10 Taxable refunds, credits, or offsets of state and local income taxes (see page 20); 11 Alimony received; 12 Business income or (loss). Attach Schedule C or C-EZ; 13 Capital gain or (loss). Attach Schedule D if required. If not required, check here; 14 Other gains or (losses). Attach Form 4797; 15a IRA distributions; 15b Taxable amount (see page 21); 16a Pensions and annuities; 16b Taxable amount (see page 22); 17 Rental real estate, royalties, partnerships, S corporations, trusts, etc. Attach Schedule E; 18 Farm income or (loss). Attach Schedule F; 19 Unemployment compensation; 20a Social security benefits; 20b Taxable amount (see page 24); 21 Other income. List type and amount (see page 24); 22 Add the amounts in the far right column for lines 7 through 21. This is your total income.

Adjusted Gross Income

Table with 15 rows for adjusted gross income items: 23 Educator expenses (see page 26); 24 Certain business expenses of reservists, performing artists, and fee-basis government officials. Attach Form 2106 or 2106-EZ; 25 Health savings account deduction. Attach Form 8889; 26 Moving expenses. Attach Form 3903; 27 One-half of self-employment tax. Attach Schedule SE; 28 Self-employed SEP, SIMPLE, and qualified plans; 29 Self-employed health insurance deduction (see page 26); 30 Penalty on early withdrawal of savings; 31a Alimony paid; b Recipient's SSN; 32 IRA deduction (see page 27); 33 Student loan interest deduction (see page 30); 34 Tuition and fees deduction. Attach Form 8917; 35 Domestic production activities deduction. Attach Form 8903; 36 Add lines 23 through 31a and 32 through 35; 37 Subtract line 36 from line 22. This is your adjusted gross income.

Tax and Credits

Standard Deduction for—

- People who checked any box on line 39a or 39b or who can be claimed as a dependent, see page 31.
- All others:
 - Single or Married filing separately, \$5,350
 - Married filing jointly or Qualifying widow(er), \$10,700
 - Head of household, \$7,850

38	Amount from line 37 (adjusted gross income)	38	
39a	Check if: <input type="checkbox"/> You were born before January 2, 1943, <input type="checkbox"/> Blind. <input type="checkbox"/> Spouse was born before January 2, 1943, <input type="checkbox"/> Blind. Total boxes checked ▶ 39a <input type="checkbox"/>		
b	If your spouse itemizes on a separate return or you were a dual-status alien, see page 31 and check here ▶ 39b <input type="checkbox"/>		
40	Itemized deductions (from Schedule A) or your standard deduction (see left margin)	40	
41	Subtract line 40 from line 38	41	
42	If line 38 is \$117,300 or less, multiply \$3,400 by the total number of exemptions claimed on line 6d. If line 38 is over \$117,300, see the worksheet on page 33	42	
43	Taxable income. Subtract line 42 from line 41. If line 42 is more than line 41, enter -0-	43	
44	Tax (see page 33). Check if any tax is from: a <input type="checkbox"/> Form(s) 8814 b <input type="checkbox"/> Form 4972 c <input type="checkbox"/> Form(s) 8889	44	
45	Alternative minimum tax (see page 36). Attach Form 6251	45	
46	Add lines 44 and 45 ▶	46	
47	Credit for child and dependent care expenses. Attach Form 2441	47	
48	Credit for the elderly or the disabled. Attach Schedule R	48	
49	Education credits. Attach Form 8863	49	
50	Residential energy credits. Attach Form 5695	50	
51	Foreign tax credit. Attach Form 1116 if required	51	
52	Child tax credit (see page 39). Attach Form 8901 if required	52	
53	Retirement savings contributions credit. Attach Form 8880	53	
54	Credits from: a <input type="checkbox"/> Form 8396 b <input type="checkbox"/> Form 8859 c <input type="checkbox"/> Form 8839	54	
55	Other credits: a <input type="checkbox"/> Form 3800 b <input type="checkbox"/> Form 8801 c <input type="checkbox"/> Form	55	
56	Add lines 47 through 55. These are your total credits	56	
57	Subtract line 56 from line 46. If line 56 is more than line 46, enter -0- ▶	57	

Other Taxes

58	Self-employment tax. Attach Schedule SE	58	
59	Unreported social security and Medicare tax from: a <input type="checkbox"/> Form 4137 b <input type="checkbox"/> Form 8919	59	
60	Additional tax on IRAs, other qualified retirement plans, etc. Attach Form 5329 if required	60	
61	Advance earned income credit payments from Form(s) W-2, box 9	61	
62	Household employment taxes. Attach Schedule H	62	
63	Add lines 57 through 62. This is your total tax ▶	63	

Payments

If you have a qualifying child, attach Schedule EIC.

64	Federal income tax withheld from Forms W-2 and 1099	64	
65	2007 estimated tax payments and amount applied from 2006 return	65	
66a	Earned income credit (EIC)	66a	
b	Nontaxable combat pay election ▶ 66b		
67	Excess social security and tier 1 RRTA tax withheld (see page 59)	67	
68	Additional child tax credit. Attach Form 8812	68	
69	Amount paid with request for extension to file (see page 59)	69	
70	Payments from: a <input type="checkbox"/> Form 2439 b <input type="checkbox"/> Form 4136 c <input type="checkbox"/> Form 8885	70	
71	Refundable credit for prior year minimum tax from Form 8801, line 27	71	
72	Add lines 64, 65, 66a, and 67 through 71. These are your total payments ▶	72	

Refund

Direct deposit? See page 59 and fill in 74b, 74c, and 74d, or Form 8888.

73	If line 72 is more than line 63, subtract line 63 from line 72. This is the amount you overpaid	73	
74a	Amount of line 73 you want refunded to you . If Form 8888 is attached, check here ▶ <input type="checkbox"/>	74a	
b	Routing number <input type="text"/>	c	Type: <input type="checkbox"/> Checking <input type="checkbox"/> Savings
d	Account number <input type="text"/>		
75	Amount of line 73 you want applied to your 2008 estimated tax ▶	75	
76	Amount you owe. Subtract line 72 from line 63. For details on how to pay, see page 60 ▶	76	
77	Estimated tax penalty (see page 61)	77	

Third Party Designee

Do you want to allow another person to discuss this return with the IRS (see page 61)? **Yes.** Complete the following. **No**

Designee's name ▶	Phone no. ▶ ()	Personal identification number (PIN) ▶ <input type="text"/>
--------------------------	------------------------	--

Sign Here

Joint return? See page 13. Keep a copy for your records.

Under penalties of perjury, I declare that I have examined this return and accompanying schedules and statements, and to the best of my knowledge and belief, they are true, correct, and complete. Declaration of preparer (other than taxpayer) is based on all information of which preparer has any knowledge.

Your signature	Date	Your occupation	Daytime phone number ()
Spouse's signature. If a joint return, both must sign.	Date	Spouse's occupation	

Paid Preparer's Use Only

Preparer's signature ▶	Date	Check if self-employed <input type="checkbox"/>	Preparer's SSN or PTIN
Firm's name (or yours if self-employed), address, and ZIP code ▶	EIN	Phone no. ()	

Form W-4 (2008)

Purpose. Complete Form W-4 so that your employer can withhold the correct federal income tax from your pay. Consider completing a new Form W-4 each year and when your personal or financial situation changes.

Exemption from withholding. If you are exempt, complete **only** lines 1, 2, 3, 4, and 7 and sign the form to validate it. Your exemption for 2008 expires February 16, 2009. See Pub. 505, Tax Withholding and Estimated Tax.

Note. You cannot claim exemption from withholding if (a) your income exceeds \$900 and includes more than \$300 of unearned income (for example, interest and dividends) and (b) another person can claim you as a dependent on their tax return.

Basic instructions. If you are not exempt, complete the **Personal Allowances Worksheet** below. The worksheets on page 2 adjust your withholding allowances based on itemized deductions, certain credits,

adjustments to income, or two-earner/multiple job situations. Complete all worksheets that apply. However, you may claim fewer (or zero) allowances.

Head of household. Generally, you may claim head of household filing status on your tax return only if you are unmarried and pay more than 50% of the costs of keeping up a home for yourself and your dependent(s) or other qualifying individuals. See Pub. 501, Exemptions, Standard Deduction, and Filing Information, for information.

Tax credits. You can take projected tax credits into account in figuring your allowable number of withholding allowances. Credits for child or dependent care expenses and the child tax credit may be claimed using the **Personal Allowances Worksheet** below. See Pub. 919, How Do I Adjust My Tax Withholding, for information on converting your other credits into withholding allowances.

Nonwage income. If you have a large amount of nonwage income, such as interest or dividends, consider making estimated tax

payments using Form 1040-ES, Estimated Tax for Individuals. Otherwise, you may owe additional tax. If you have pension or annuity income, see Pub. 919 to find out if you should adjust your withholding on Form W-4 or W-4P.

Two earners or multiple jobs. If you have a working spouse or more than one job, figure the total number of allowances you are entitled to claim on all jobs using worksheets from only one Form W-4. Your withholding usually will be most accurate when all allowances are claimed on the Form W-4 for the highest paying job and zero allowances are claimed on the others. See Pub. 919 for details.

Nonresident alien. If you are a nonresident alien, see the Instructions for Form 8233 before completing this Form W-4.

Check your withholding. After your Form W-4 takes effect, use Pub. 919 to see how the dollar amount you are having withheld compares to your projected total tax for 2008. See Pub. 919, especially if your earnings exceed \$130,000 (Single) or \$180,000 (Married).

Personal Allowances Worksheet (Keep for your records.)

A Enter "1" for **yourself** if no one else can claim you as a dependent. **A** _____

B Enter "1" if:
 { • You are single and have only one job; or
 • You are married, have only one job, and your spouse does not work; or
 • Your wages from a second job or your spouse's wages (or the total of both) are \$1,500 or less. } . . . **B** _____

C Enter "1" for your **spouse**. But, you may choose to enter "-0-" if you are married and have either a working spouse or more than one job. (Entering "-0-" may help you avoid having too little tax withheld.) **C** _____

D Enter number of **dependents** (other than your spouse or yourself) you will claim on your tax return **D** _____

E Enter "1" if you will file as **head of household** on your tax return (see conditions under **Head of household** above) . . . **E** _____

F Enter "1" if you have at least \$1,500 of **child or dependent care expenses** for which you plan to claim a credit . . . **F** _____

(**Note.** Do **not** include child support payments. See Pub. 503, Child and Dependent Care Expenses, for details.)

G **Child Tax Credit** (including additional child tax credit). See Pub. 972, Child Tax Credit, for more information.
 • If your total income will be less than \$58,000 (\$86,000 if married), enter "2" for each eligible child.
 • If your total income will be between \$58,000 and \$84,000 (\$86,000 and \$119,000 if married), enter "1" for each eligible child plus "1" **additional** if you have 4 or more eligible children. **G** _____

H Add lines A through G and enter total here. (**Note.** This may be different from the number of exemptions you claim on your tax return.) ▶ **H** _____

For accuracy, **complete all worksheets that apply.**
 { • If you plan to **itemize or claim adjustments to income** and want to reduce your withholding, see the **Deductions and Adjustments Worksheet** on page 2.
 • If you have **more than one job** or are **married and you and your spouse both work** and the combined earnings from all jobs exceed \$40,000 (\$25,000 if married), see the **Two-Earners/Multiple Jobs Worksheet** on page 2 to avoid having too little tax withheld.
 • If **neither** of the above situations applies, **stop here** and enter the number from line H on line 5 of Form W-4 below.

Cut here and give Form W-4 to your employer. Keep the top part for your records.

Form W-4		Employee's Withholding Allowance Certificate		OMB No. 1545-0074
Department of the Treasury Internal Revenue Service		▶ Whether you are entitled to claim a certain number of allowances or exemption from withholding is subject to review by the IRS. Your employer may be required to send a copy of this form to the IRS.		2008
1 Type or print your first name and middle initial.		Last name		2 Your social security number
Home address (number and street or rural route)		3 <input type="checkbox"/> Single <input type="checkbox"/> Married <input type="checkbox"/> Married, but withhold at higher Single rate. Note. If married, but legally separated, or spouse is a nonresident alien, check the "Single" box.		
City or town, state, and ZIP code		4 If your last name differs from that shown on your social security card, check here. You must call 1-800-772-1213 for a replacement card. ▶ <input type="checkbox"/>		
5 Total number of allowances you are claiming (from line H above or from the applicable worksheet on page 2)		5		
6 Additional amount, if any, you want withheld from each paycheck		6		\$
7 I claim exemption from withholding for 2008, and I certify that I meet both of the following conditions for exemption. • Last year I had a right to a refund of all federal income tax withheld because I had no tax liability and • This year I expect a refund of all federal income tax withheld because I expect to have no tax liability. If you meet both conditions, write "Exempt" here ▶		7		
Under penalties of perjury, I declare that I have examined this certificate and to the best of my knowledge and belief, it is true, correct, and complete.				
Employee's signature (Form is not valid unless you sign it.) ▶		Date ▶		
8 Employer's name and address (Employer: Complete lines 8 and 10 only if sending to the IRS.)		9 Office code (optional)	10 Employer identification number (EIN)	

For Privacy Act and Paperwork Reduction Act Notice, see page 2.

Cat. No. 10220Q

Form **W-4** (2008)

Deductions and Adjustments Worksheet

Note. Use this worksheet *only* if you plan to itemize deductions, claim certain credits, or claim adjustments to income on your 2008 tax return.

- 1 Enter an estimate of your 2008 itemized deductions. These include qualifying home mortgage interest, charitable contributions, state and local taxes, medical expenses in excess of 7.5% of your income, and miscellaneous deductions. (For 2008, you may have to reduce your itemized deductions if your income is over \$159,950 (\$79,975 if married filing separately). See *Worksheet 2* in Pub. 919 for details.) . . . 1 \$ _____
- 2 Enter:

{	\$10,900 if married filing jointly or qualifying widow(er)	}	2	\$	
\$ 8,000 if head of household						
\$ 5,450 if single or married filing separately						
- 3 **Subtract** line 2 from line 1. If zero or less, enter “-0-” 3 \$ _____
- 4 Enter an estimate of your 2008 adjustments to income, including alimony, deductible IRA contributions, and student loan interest 4 \$ _____
- 5 **Add** lines 3 and 4 and enter the total. (Include any amount for credits from *Worksheet 8* in Pub. 919) 5 \$ _____
- 6 Enter an estimate of your 2008 nonwage income (such as dividends or interest) 6 \$ _____
- 7 **Subtract** line 6 from line 5. If zero or less, enter “-0-” 7 \$ _____
- 8 **Divide** the amount on line 7 by \$3,500 and enter the result here. Drop any fraction 8 _____
- 9 Enter the number on the **Personal Allowances Worksheet**, line H, page 1 9 _____
- 10 **Add** lines 8 and 9 and enter the total here. If you plan to use the **Two-Earners/Multiple Jobs Worksheet**, also enter this total on line 1 below. Otherwise, **stop here** and enter this total on Form W-4, line 5, page 1 10 _____

Two-Earners/Multiple Jobs Worksheet (See *Two earners or multiple jobs* on page 1.)

Note. Use this worksheet *only* if the instructions under line H on page 1 direct you here.

- 1 Enter the number from line H, page 1 (or from line 10 above if you used the **Deductions and Adjustments Worksheet**) 1 _____
 - 2 Find the number in **Table 1** below that applies to the **LOWEST** paying job and enter it here. **However**, if you are married filing jointly and wages from the highest paying job are \$50,000 or less, do not enter more than “3.” 2 _____
 - 3 If line 1 is **more than or equal to** line 2, subtract line 2 from line 1. Enter the result here (if zero, enter “-0-”) and on Form W-4, line 5, page 1. **Do not** use the rest of this worksheet 3 _____
- Note.** If line 1 is *less than* line 2, enter “-0-” on Form W-4, line 5, page 1. Complete lines 4–9 below to calculate the additional withholding amount necessary to avoid a year-end tax bill.
- 4 Enter the number from line 2 of this worksheet 4 _____
 - 5 Enter the number from line 1 of this worksheet 5 _____
 - 6 **Subtract** line 5 from line 4 6 _____
 - 7 Find the amount in **Table 2** below that applies to the **HIGHEST** paying job and enter it here 7 \$ _____
 - 8 **Multiply** line 7 by line 6 and enter the result here. This is the additional annual withholding needed 8 \$ _____
 - 9 Divide line 8 by the number of pay periods remaining in 2008. For example, divide by 26 if you are paid every two weeks and you complete this form in December 2007. Enter the result here and on Form W-4, line 6, page 1. This is the additional amount to be withheld from each paycheck 9 \$ _____

Table 1				Table 2			
Married Filing Jointly		All Others		Married Filing Jointly		All Others	
If wages from LOWEST paying job are—	Enter on line 2 above	If wages from LOWEST paying job are—	Enter on line 2 above	If wages from HIGHEST paying job are—	Enter on line 7 above	If wages from HIGHEST paying job are—	Enter on line 7 above
\$0 - \$4,500	0	\$0 - \$6,500	0	\$0 - \$65,000	\$530	\$0 - \$35,000	\$530
4,501 - 10,000	1	6,501 - 12,000	1	65,001 - 120,000	880	35,001 - 80,000	880
10,001 - 18,000	2	12,001 - 20,000	2	120,001 - 180,000	980	80,001 - 150,000	980
18,001 - 22,000	3	20,001 - 27,000	3	180,001 - 310,000	1,160	150,001 - 340,000	1,160
22,001 - 27,000	4	27,001 - 35,000	4	310,001 and over	1,230	340,001 and over	1,230
27,001 - 33,000	5	35,001 - 50,000	5				
33,001 - 40,000	6	50,001 - 65,000	6				
40,001 - 50,000	7	65,001 - 80,000	7				
50,001 - 55,000	8	80,001 - 95,000	8				
55,001 - 60,000	9	95,001 - 120,000	9				
60,001 - 65,000	10	120,001 and over	10				
65,001 - 75,000	11						
75,001 - 100,000	12						
100,001 - 110,000	13						
110,001 - 120,000	14						
120,001 and over	15						

Privacy Act and Paperwork Reduction Act Notice. We ask for the information on this form to carry out the Internal Revenue laws of the United States. The Internal Revenue Code requires this information under sections 3402(f)(2)(A) and 6109 and their regulations. Failure to provide a properly completed form will result in your being treated as a single person who claims no withholding allowances; providing fraudulent information may also subject you to penalties. Routine uses of this information include giving it to the Department of Justice for civil and criminal litigation, to cities, states, and the District of Columbia for use in administering their tax laws, and using it in the National Directory of New Hires. We may also disclose this information to other countries under a tax treaty, to federal and state agencies to enforce federal nontax criminal laws, or to federal law enforcement and intelligence agencies to combat terrorism.

You are not required to provide the information requested on a form that is subject to the Paperwork Reduction Act unless the form displays a valid OMB control number. Books or records relating to a form or its instructions must be retained as long as their contents may become material in the administration of any Internal Revenue law. Generally, tax returns and return information are confidential, as required by Code section 6103.

The average time and expenses required to complete and file this form will vary depending on individual circumstances. For estimated averages, see the instructions for your income tax return.

If you have suggestions for making this form simpler, we would be happy to hear from you. See the instructions for your income tax return.

第3章 ドイツにおける労働保険及び社会保険の徴収事務一元化をめぐる実態と課題

第1節 社会保険及び労働保険制度の現状

1 ドイツの社会保障制度の概要

ドイツは、ビスマルクの疾病保険法により世界で初めて社会保険を制度化した国である。日本の年金保険、医療保険や介護保険は、ドイツの諸制度を参考に制度化された。現在のドイツの社会保障制度は、医療保険、介護保険、年金保険、失業保険、労働災害保険の5つの社会保険と社会扶助、児童手当で構成される。社会保険制度は、労働者の従前の所得を保障し、福祉の増進に寄与することを目的としている。ドイツの制度は所得に応じた保険料負担と負担に比例した給付を特徴とする欧州大陸型で、これとは対照的な制度は均一の負担と給付を特徴とする英国・北欧型の社会保障制度である。

2 社会保険及び労働保険の概要

(1) 公的年金保険

ア 根拠法令

社会法典第VI編

イ 保険制度

公的年金保険には、ブルーカラー及びホワイトカラーを対象とする「ドイツ年金保険」と「ドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険」の2つの制度がある。

ウ 保険者

連邦レベルではドイツ年金保険連盟、ドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険の2つ、地方レベルでは16の地域年金保険機関がある。

エ 被保険者

(ア) 強制被保険者

一般就業者、職業訓練生、障害者作業所で働く障害者などの「被用者」は公的年金保険への加入義務がある。教師、助産婦、芸術家、ジャーナリスト、手工業者など、特定のグループに属する自営業者も公的年金保険への加入義務がある。また、兵役従事者、疾病給付、傷病手当、失業給付などの賃金代替給付受給者、在宅要介護者のために介護を週14時間以上行っている者、児童養育期間中の者なども強制被保険者に含まれる。

(イ) 加入免除

官吏や裁判官、職業軍人などは、公的年金保険とは別の制度で老齢所得保障がなされており、公的年金への加入義務がない。被用者であっても「僅少労働者¹」（いわゆるミニ・ジョブ労働者）は公的年金保険の加入義務がない。

(ウ) 加入義務の免除

医者や弁護士など、職能別の老齢保障制度がある職業に就いている保険加入義務のある労働者及び自営業者は、申請することで公的年金保険の加入義務が免除される。また、手工業者も最低18年間の義務保険料を納入した場合、申請によって加入義務が免除される。

オ 保険料

ドイツの公的年金保険は賦課方式で運営されており、その財源は保険料収入及び連邦補助金から成る。2008年の保険料率は、ドイツ年金保険19.9%、ドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険26.4%となっている。

保険料は、保険料算定基礎（通常は労働報酬額）に保険料率を乗じて算出される。2008年の保険料算定報酬限度額は、ドイツ年金保険の場合、旧西ドイツ地域月額5,300ユーロ、旧東ドイツ地域月額4,500ユーロである。ドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険の場合、旧西ドイツ地域月額6,550ユーロ、旧東ドイツ地域5,550ユーロとなっている。保険料は原則として労使折半で負担する。ただし、労働報酬が月額400ユーロを超えない僅少労働者については、原則的に保険加入が免除されているため、保険料の負担義務は生じない。しかし、使用者には、労働報酬の15%に相当する保険料を負担する義務がある。短期間僅少労働者に関しては、労使ともに保険料負担義務は生じない。

月収400.01ユーロ以上800ユーロ以下の労働（いわゆるミディ・ジョブ）に対する労働者の保険料は、実際の報酬額よりも低い保険料算定労働報酬額に基づいて算出される。

カ 被保険者数

被保険者数は、ドイツ年金保険5,197万人（2006年末）、ドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険295万人（2005年）である。

(2) 医療保険

ア 根拠法令

社会法典第V編

¹ 僅少労働には、短期間労働と低賃金労働の2つの意味がある。短期間労働は、1年間で2カ月以内あるいは仕事の性質上または契約上、労働日数が合計して50日を超えない場合の就労をいう。低賃金労働は、月額400ユーロ以内の報酬で働くことをいう。

イ 保険制度

公的医療保険には、ブルーカラー及びホワイトカラーを対象とする「一般医療保険」、自営農業者等を対象とする「農業者医療保険」の2つの制度がある。

ウ 保険者

公的医療保険の保険者は「疾病金庫」である。疾病金庫は、連邦政府や州政府、自治体から独立した「自治を備えた公法上の権利能力のある社団」として、社会法典第V編に位置づけられている。

エ 被保険者

(ア) 強制被保険者

保険加入義務限度額（2008年は全ドイツ共通で年額48,150ユーロ）を超えない収入を得ている被用者、失業者、自営農林業者及びその家族従事者、芸術家及び著述家、青少年扶助施設で職業訓練中の者、障害者福祉施設で働く障害者、リハビリテーション給付の受給者、大学生及び職業教育の実習生、年金受給者、早期退職手当受給者で手当金が従前賃金の65%以上の者は、医療保険への加入義務がある。農業者医療保険は、自営農林業者、一緒に働いている家族及び老齢引退者を強制加入者としている。

(イ) 加入免除

官吏、裁判官、軍人、聖職者、公務員の規定による補助給付または医療扶助給付の請求権を有する者は、公的医療保険の加入義務が適用されない。

(ウ) 加入義務の免除

加入義務が適用されるほとんどすべての被用者は、申請により加入義務を免除されることができる。

オ 保険料

一般医療保険の保険料率は各疾病金庫によって異なり、2007年4月現在の平均保険料率は13.91%である。2008年の保険料算定報酬限度額は、全ドイツ共通で年額4万3,200ユーロとなっている。月収400ユーロ以下の僅少労働者は保険料が免除される（使用者は13%の保険料を負担）。失業者の保険料は、連邦雇用エージェンシーが負担する。

カ 被保険者数

医療保険の加入者と扶養家族（家族被保険者）は、2006年12月現在、7,049万人で総人口の約86%を占めている。一般医療保険の被保険者数は5,078万人（旧西ドイツ4,130万人、

旧東ドイツ 930 万人)、農業者医療保険の被保険者数は 32 万人である。

(3) 介護保険

ア 根拠法令

社会法典第 XI 編

イ 保険者

公的介護保険の保険者は介護金庫である。医療保険者である疾病金庫が介護金庫を兼ね、疾病金庫の職員が介護金庫の業務も行う。ただし、介護金庫は独立した公法人であり、財政的にも疾病金庫とは明確に区分されている。

ウ 被保険者

(ア) 強制被保険者

公的医療保険の加入者はすべて公的介護保険に加入する義務があり、これは公的医療保険の任意加入者にも適用される。ただし、公的医療保険の任意加入者になった場合、その条件が生じてから 3 カ月間に限り民間介護保険に加入申請することが認められている。

(イ) 加入免除

官吏、裁判官、軍人、警察官、消防職員等は、通常、公的医療保険に加入せず、公務員法による補助給付または医療扶助を受けている。彼らの多くは、より高いレベルの医療を受けるために民間医療保険に加入している。これらの官吏等は、民間医療保険に加入している者はもとより、加入していない者も含めて全員が民間介護保険に加入する義務がある。

エ 保険料

公的介護保険の保険料率は 2008 年 7 月 1 日より現行の 1.7% (労使折半) から 1.95% に、子供のいない 64 歳以下の者の保険料率は現行の 1.95% (被用者 1.1%、使用者 0.85%) から 2.20% (被用者 1.225%、使用者 0.975%) にそれぞれ引き上げられる。2008 年の保険料算定報酬限度額は、医療保険と同様、全ドイツ共通で年額 48,150 ユーロとなっている。

オ 被保険者数

2006 年 12 月現在の被保険者数は 5,082 万人 (旧西ドイツ地域 4151 万人、旧東ドイツ地域 931 万人) である。家族を含めた加入者数は 7,052 万人となっている。

(4) 失業保険

ア 根拠法令

社会法典第Ⅲ編

イ 運営主体

連邦雇用エージェンシー

ウ 被保険者

(ア) 被用者

労働報酬を得て就労している者または職業訓練中の者。

(イ) その他の加入義務者

職業訓練作業所において雇用促進措置に参加している若年障害者、兵役義務に基づき3日以上兵役に従事している者または社会奉仕に従事している者は、失業保険への加入義務がある。傷病手当、被災者手当、経過手当などの社会給付を受給している者で、これらの給付を受給する直前に失業保険の加入義務者であったか、雇用創出措置によって就労していたか、雇用促進法に基づく継続的な賃金補償給付を受給していた場合も加入義務がある。

(ウ) 加入免除

官吏、裁判官、職業軍人などは加入義務がない。さらに僅少労働者も失業保険への加入義務がない。また、満65歳以上の者も加入義務が免除される。

エ 保険料

失業保険の財源は、被保険者及び使用者等が支払う保険料、賦課金、連邦の支出、その他の収入からなる。保険料率は、2008年1月より、4.2%から3.3%（労使折半）に引き下げられた。

オ 被保険者数

2007年3月現在の被保険者数は2,660万人である。

(5) 労災保険

ア 根拠法令

社会法典第Ⅶ編

イ 保険者

保険者は国ではなく、業種別（産業別）及び地域別に組織された同業者組合（労災保険組合）によって自治的に運営されている。商工業労災保険組合、公的部門の労災保険組合（連

邦、州、市町村) 及び農業労災保険組合の3つに区分される。

ウ 被保険者

(ア) 強制被保険者

労働関係、勤務関係、見習い関係に基づいて就業する労働者、職員、訓練生などの被用者のほか、家内労働者、社会福祉事業従事者、災害援助事業従事者、児童、生徒、大学生、失業者等の届出義務を負う者、要介護者の介護を行う者などが強制被保険者となる。

(イ) 任意被保険者

使用者、自営業者等は任意で労災保険に加入できる。

(ウ) 加入免除

連邦恩給法等の適用を受ける公務員、宗教団体等の構成員であって、内部規則によって同等の補償を受けられる者等は加入義務がない。

エ 保険料

保険料は全額使用者が負担する。保険料率は、企業等の労災件数及び危険度に応じて決定される。2006年の平均保険料率は1.32%である。

オ 被保険者数

2006年平均の被保険者数は、5,916万人(学生、生徒、幼稚園児1740万人を除く)。

第 2 節 保険料徴収制度の状況

1 保険料徴収制度の概要

医療、介護、年金、失業の 4 つの社会保険はすべて個人が被保険者となり、保険料は労使が折半で負担する。年金保険は年金金庫、医療・介護保険は疾病金庫（介護金庫も兼ねる）が保険者となり、加入者の管理、保険料納付の記録、給付額の算定、給付などの業務を行っている。失業保険の保険者は連邦雇用エージェンシーである。

1942 年 4 月 24 日付の「第二賃金控除規則」において医療保険、年金保険及び失業保険の保険料を一括で疾病金庫（徴収機関）に納付しなければならない旨が規定された。1989 年 1 月 1 日以降、これらの保険料は社会法典第 IV 編第 28d～28k 条において「総合社会保険料」と規定され、1995 年 1 月 1 日の介護保険の導入に伴い、公的介護保険の保険料にも拡大された。

疾病金庫は医療・介護・年金・失業保険の保険料を一括徴収している。使用者が保険料額を計算し、被用者の給与から源泉徴収して疾病金庫に振り込む。疾病金庫は、年金・失業保険に配分する額を計算し、年金保険分はドイツ年金保険連盟へ、失業保険分は連邦雇用エージェンシーへ送金する。

労災保険の保険者は労災保険組合（同業者組合）であり、使用者が被保険者となり保険料を全額負担する。労災保険の保険料は使用者が労災保険組合に直接払い込む。

年金保険と連邦雇用エージェンシーは保険料徴収事務にかかる手数料を疾病金庫に対して支払う。

疾病金庫は、このほか社会保険に関する登録申請業務も一括で引き受けている。社会保険料の徴収業務は、この登録申請業務とともに、被保険者に最も近い連絡窓口に集約化されている。

月収 400 ユーロ以下の僅少労働（ミニ・ジョブ）に対しては被用者の税・社会保険料が免除され、使用者が税・社会保険料を一括で徴収機関のドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険組合に支払っている。

2 保険徴収機関の概要

(1) 疾病金庫

ア 組織と機能

疾病金庫は社会法典第 V 編第 4 条において、連邦政府や州政府、自治体から独立した「自治を備えた公法上の権利能力のある社団」と法的に位置づけられ、公的医療保険を実務面で運営している。

疾病金庫は、労使同数の代表者で構成される管理委員会を設置している。また、管理委員会が任命した数人の専従職員によって構成される理事会が日常的な金庫の運営を行っている。管理委員会は、理事の任用や業務の監査、合併などの重要事項の決定を行う。

疾病金庫は当該金庫の被保険者に対する保険給付の種類や範囲を自ら決定する権限を有し、金庫運営の原資となる保険料についても、その料率や支払期日などを独自に決定することができる。

医療保険の全国統一的な法的枠組みは、連邦保健省の提案に基づき、連邦議会の承認を得て決定される。連邦政府が制度の基本原則等についての規制権限を持つ一方、州政府は制度の運用面に関して大きな権限を有しており、州の疾病金庫連合会を管理している。

イ 金庫選択権の拡大と疾病金庫の統合

疾病金庫はその種類によって、地区疾病金庫（AOK）、企業疾病金庫（BKK）、同業者疾病金庫（IKK）、農業疾病金庫（BLK）、連邦鉱員組合、海員疾病金庫、労働者代替金庫（AEV）、職員代替金庫（VdAK/AEV）に分類される。2008年1月からは海員疾病金庫が連邦鉱員組合に統合された。それぞれの金庫が州連合会や連邦連合会を設置している。1990年代初頭には約1200の疾病金庫が存在した。

1993年に成立した「医療保険構造法（GSG）」は、被保険者が保険者である疾病金庫を選択できる仕組み（「金庫選択権の拡大」）を導入した。この改革によって新規の加入者を受け入れる決定を行った疾病金庫は「開放型疾病金庫」、従来どおり外部の被保険者を受け入れない疾病金庫は「閉鎖型疾病金庫」と呼ばれている。金庫選択権の拡大により、各疾病金庫は加入者の確保と金庫規模の維持のため様々なレベルで競争することとなった。こうした改革によって疾病金庫の合併が相次ぎ、07年4月現在の金庫数は241まで減少した（表1）。

表1 疾病金庫の数（2007年4月現在）

金庫種別	金庫数
地区疾病金庫（AOK）	16
企業疾病金庫（BKK）	188
同業者疾病金庫（IKK）	16
農業疾病金庫（BLK）	9
連邦鉱員組合	1
海員疾病金庫	1
労働者代替金庫（AEV）	3
職員代替金庫（VdAK/AEV）	7
合計	241

参考：田中謙一「ドイツの2007年医療改革」
『週刊社会保障 2007. 6. 18』

ウ 保険料の徴収

(2) ドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険組合

ア 組織

鉄道員・鉱員・海員年金保険組合（KBS）は、もともと鉱員の年金保険及び疾病・介護保

険を取り扱う連邦鉱山従業者組合であった。2005年の年金改革で鉄道保険庁及び海員金庫と合併し、鉄道員、海員及び一般年金保険新規加入者の5%の年金保険も管轄することとなった。

KBS の職員数は全国で1,690人であり、エッセン（700人）、コトブス（800人）、ゲルゼンキルヘン（190人）の3カ所に拠点がある。

イ 機能

2003年4月1日のミニ・ジョブ制度の導入に伴い、連邦鉱山従業者組合がミニ・ジョブにかかる税・社会保険料を一括で徴収する機関（ミニ・ジョブ・センター）に指定された。ミニ・ジョブは月収400ユーロ以下の就労（僅少労働）であり、現在、約670万人がこれに従事している（表2）。

ミニ・ジョブ・センターが設置された理由は、使用者の税・社会保険料納付にかかる手間をできるだけ減らすためである。当時ドイツには疾病金庫が350カ所、財務局の税関が700カ所あり、使用者が正しい税・社会保険料の納付先を選定する作業が非常に大変であった。また、一般家庭の家事労働などに対する保険料徴収はそれまでノウハウがなく、非合法労働が多かった。そのため、社会保険料の減額や手続きの簡素化により、雇い主に僅少労働の届出を行うインセンティブを与えることを目的としていた。

表2 ミニジョブ被用者数（人、2007年9月30日現在）

	ドイツ全体	西部ドイツ	東部ドイツ
一般事業所	6,473,203	5,669,109	804,094
個人の家	147,657	135,466	12,191
合計	6,620,860	5,804,575	816,285

出所：ミニ・ジョブ・センター

(3) 労災保険組合

ア 組織

労災保険の保険者には、一般企業が加盟する商工業労災保険組合と連邦、州、市町村の業務を行う公的部門の労災保険組合及び農業労災保険組合がある。いずれも業種（産業）別及び地域別（とくに農業労災保険の場合）に組織された労災保険組合（同業者組合）によって運営されている。商工業労災保険組合は、かつて35あった産業部門ごとの組合数が2006年には26まで減少した（表3）。今後さらに統合を進め、将来的に9つにする予定である。2007年7月に商工業部門と公的部門の労災保険組合の中央連合会が合併して、ドイツ法定労災保険組合連合会（DGUV）が誕生した。

表 3：商工業労災保険組合の被保険者数（2006年）

鉱山業保険組合	81,595
採石業保険組合	145,143
陶器・ガラス産業保険組合	177,617
エネルギー・暖房・治水保険組合	202,127
冶金・圧延保険組合	92,580
機械製作・金属保険組合	971,863
北ドイツ金属保険組合	702,121
南ドイツ金属保険組合	2,059,333
精密機械・電気技術保険組合	2,175,537
金属産業保険組合	913,103
木材業保険組合	475,619
製紙業保険組合	59,791
印刷・製紙加工保険組合	758,173
皮革工業保険組合	101,021
繊維・衣服保険組合	308,340
食品・レストラン保険組合	3,043,767
食肉業保険組合	332,960
砂糖業保険組合	9,988
卸売・倉庫業保険組合	2,185,320
小売業保険組合	1,941,559
管理業保険組合	18,041,358
市電・地下鉄・鉄道保険組合	141,843
車両業保険組合	1,336,334
海運保険組合	47,443
保健・福祉事業保険組合	5,373,438
建設業保険組合	2,645,248
合計	44,323,221

イ 機能

労災保険組合の任務は、第1に労働災害及び労働関連疾病の予防である。このため、労災保険組合は災害防止規則の制定や予防のための各種措置の実施を義務づけられている。第2に、労働災害の発生後、被災者、その家族及び遺族に対して補償を行うことである。補償の方法は、①被災者の稼得能力の回復、労働及び職業の促進（職業援助、リハビリテーション）ならびに災害結果の軽減②被災者、その家族及び遺族に対する現金給付、などである。

第3節 保険料徴収事務の実際

1 現行保険料徴収制度の概要

(1) 疾病金庫（医療・介護・年金・失業保険）

ア 総合社会保険料の支払い、転送

医療、介護、年金、失業の4つの社会保険に係る保険料は社会法典第IV編において「総合社会保険料」と規定されている。債務者は使用者であり、誰が最終的に保険料を負担するかわかりなく、使用者に保険料の支払い義務がある。使用者は、総合社会保険料のうち被

用者が負担すべき部分についての請求権を有する。この請求権は賃金支払いからのみ控除することができる。使用者は被用者の給与から保険料を源泉徴収し、使用者負担分と併せて徴収機関（疾病金庫）に納付する。疾病金庫は、管轄権を有する年金・失業保険分の保険料及び利子、延滞料を各保険運営者に営業日ごとに転送しなければならない。

イ 任意加入者の保険料徴収

疾病金庫は、強制被保険者か任意被保険者かにかかわらず、すべての被用者のための徴収機関として機能している。公的医療保険に加入していない者の年金保険及び失業保険の保険料は、以前に被保険者関係が存在していた疾病金庫に納付されなければならない。以前のいかなる時点でも公的疾病金庫に加入していなかった場合は、使用者が届出、保険料納付を行う疾病金庫を選定する。

ウ 納付期限

保険料の納付期限は、月末から3日目の銀行営業日である。

エ 使用者の届出義務とデータの転送

使用者は疾病金庫に対し、疾病・介護・年金・失業保険への加入義務がある被用者について、就業の開始・終了、賃金支払いの中断・終了、1回限りの賃金支払い、職業訓練の開始・終了などの場合に届出を行わなければならない。

疾病金庫は、届出に必要事項が正しく記載されていることを確認した後、届出データをドイツ年金保険連盟に転送する。ドイツ年金保険連盟は、そのデータを連邦雇用エージェンシーに転送する。また、年度の終わりに、必要な被用者のデータを年金保険及び連邦雇用エージェンシーに報告する。

オ 使用者の記録義務、保険料証明の提出

使用者は、すべての被用者について、暦年ごとに賃金台帳を作成し、最後の調査に続く暦年の満了まで保管しなければならない。使用者は疾病金庫に保険料控除及び保険料証明を適宜提出しなければならない。

カ 疾病金庫の報酬

疾病金庫は、保険料請求権の行使、保険料の徴収、管理、転送、精算、照合、報告手続きなどによって生じたすべての費用を補償する報酬をドイツ年金保険、連邦雇用エージェンシーから受け取る（表4）。

表 4 : 保険料徴収コスト補償額 (単位 : ユーロ)

支払	受取 法定疾病金庫 中央連合会	鉱員・鉄道 員・海員年金 保険組合	芸術家保険金 庫	合計
2007年及び2008年				
ドイツ年金保険連盟	348,330,000	36,600,000	1,400,000	386,330,000
連邦雇用エージェンシー	482,690,000	—	—	482,690,000
法定疾病金庫中央連合会	—	36,300,000	1,400,000	37,700,000
合計	831,020,000	72,900,000	2,800,000	906,720,000
2009年				
ドイツ年金保険連盟	322,360,000	36,600,000	1,400,000	360,360,000
連邦雇用エージェンシー	465,380,000	—	—	465,380,000
法定疾病金庫中央連合会	—	36,300,000	1,400,000	37,700,000
合計	787,740,000	72,900,000	2,800,000	863,440,000

出所 : ミニ・ジョブセンター

キ 使用者の調査

年金保険者は、使用者が総合社会保険料に関連して課せられている義務を規定どおり履行しているか、特に保険料の支払い及び報告が適正に行われているかどうかを調査する。かつては疾病金庫がこの調査を担当していた。しかし、疾病金庫の選択権拡大に伴い、事業主が疾病金庫を変えることを恐れ、疾病金庫が調査に手心を加える事態が予想されたため、1996年から年金保険にこの役割を移管した。

(2) ドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険組合 (KBS)

ア ミニ・ジョブ・センターの設置

2003年4月1日に施行された「労働市場の近代化のための法律 (ハルツ第Ⅱ法)」に基づき、すべての僅少労働 (月収 400 ユーロ以下の就労、いわゆるミニ・ジョブ) にかかる税・社会保険料の徴収事務をドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険組合 (KBS) に設置されたミニ・ジョブ・センターが担当することとされた。それまでは、ミニ・ジョブ被用者の加入する疾病金庫が保険料の徴収を行っていた。2、3 日だけ働く被用者もあり、使用者にとっては、被用者が加入する疾病金庫を把握するのが非常に困難であった。

ミニ・ジョブ・センターによる保険料徴収の一元化は、①使用者による疾病金庫の確認が必要なくなる②すべてのミニ・ジョブにかかわる税・社会保険料の届出、納付を1カ所のできる③家庭におけるミニ・ジョブのための簡易な家計小切手の手続きがある④疾病金庫がばらばらに徴収するよりもはるかにコストが安い、などの利点がある。

KBSがミニ・ジョブの保険料徴収機関に選定された理由には、非常に短期間で業務を移管する必要があったこと、KBSは従前から鉱山従業者組合の医療保険、介護保険、年金保険の保険運営者であり、医療保険及び年金保険に関する専門知識を有する職員がいたことなどが挙げられる。

イ 保険料の届出手続き及びデータの転送

使用者は社会保険にかかわる被用者の個人データ（保険番号、氏名など）、その他の届出データ（雇用期間、使用者の企業番号、報酬など）をミニ・ジョブ・センターに電子データで送付する。ミニ・ジョブ・センターは、ドイツ年金保険連盟へデータを転送する。ドイツ年金保険連盟は、連邦雇用エージェンシーへデータを転送する。

ウ 保険料の徴収

使用者は 30%の税・社会保険料（年金 15%、医療 13%、税 2%）を一括で鉄道員・鉱員・海員年金保険組合（KBS）に支払う。一般家庭におけるミニ・ジョブ（家事、育児、清掃、庭師など）についても雇い主が 12%の税・社会保険料（年金 5%、医療 5%、税 2%）を KBS に対して支払う。使用者はまた、疾病の際の賃金継続支払い、母性手当（産前産後の就業禁止期間中の賃金相当額）のための負担金を支払わなければならない。短期間の僅少労働の場合、使用者は医療・年金保険の保険料を支払う必要がなく、賃金継続支払い及び母性手当のための負担金を支払うだけでよい。

KBS は一般家庭のミニ・ジョブ従事者（ベビーシッター、清掃、庭師など）の労災保険料も徴収している（社会法典第 X 編）。

ミニ・ジョブ被用者が年金保険への加入免除を放棄し、強制被保険者となることを希望する場合は、年金保険の満額保険料（2008 年は 19.9%）と使用者の一括年金保険料との差額（2008 年は 4.9%）を被用者が支払う。使用者は被用者の自己負担分を賃金から控除して、ミニ・ジョブ・センターに納付する。

ミニ・ジョブにかかる失業保険の保険料は免除されている。

エ 未回収の債権の執行

ミニ・ジョブ・センターの運営主体のドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険組合（KBS）は公法上の団体であるため、基本的に裁判所の要求なしに、債権を独自に決定する権限を有する。KBS は債権の執行手続きを税関に委託して実施する。

オ ミニ・ジョブ・センターの報酬

ミニ・ジョブ・センターは、保険料請求権の行使、保険料の徴収、管理、転送、精算、照合、報告手続きなどによって生じるすべての費用を補償する報酬をドイツ年金保険、法定疾病金庫中央連合会から受け取る。

カ 運営費用

ミニ・ジョブ・センターは 1 年間に 56 億ユーロの税・社会保険料を徴収しており、事務

費用は約1億ユーロである（表5）。この財源は保険運営者（年金、医療、連邦、労災）が支払う手数料で賄われている。保険運営者から1年間で1人につき11ユーロ徴収している計算になる。

表5 ミニ・ジョブ・センターの運営費用

単位：百万ユーロ

	2005年	2006年	2007年 見込み
運営費用 (人件費、物品費、共通費)	104.7	102.7	101.0
財源（社会法典第IV編第28号1）			
年金保険の負担	36.9	36.6	36.6
医療保険の負担（州医療保険を含む）	36.6	36.6	36.3
連邦の負担	31.2	29.3	27.7
労災保険の負担	—	0.5	0.4

出所：ミニ・ジョブ・センター

(3) 労災保険組合

ア 保険財政方式

労災保険の財政は、準備金の積立に必要な額を含めて、経過した年度の支出を補う賦課方式を採用している。労災保険組合は、災害防止、補償給付、療養施設にかかる経費を賄う運営資金と運営資金で賄えない保険料の不足・支出増に対応する準備金を調達する。

イ 保険料の額

保険料の額は、①必要な財政資金②事業における被保険者の賃金③その事業における災害の危険度を基準として、各労災保険組合で決定される。被保険者の労働報酬の最高額までが保険料算定の基礎となる。労災保険組合は、事業所の労働災害の件数、程度及びその費用等を考慮して、保険料の割増または減額措置を講じる義務がある（メリット制）。

ウ 災害の危険度

労災保険組合は、災害の危険度によって保険料を格付するため、危険率表を定め、危険等級に応じた保険料の段階区分を設ける。危険等級は同種の事業所を同じリスクを共有するまとまりとしてグループ分けし、これらグループの報酬に対する労災補償給付の割合からグループごとの危険度を算出する。グループの平均を危険度1として危険等級を設定する。各事業所の賃金総額と危険等級によって保険料が決まる。

労災保険組合は少なくとも5年ごとに発生した労働災害を考慮して、危険等級を見直さなければならない。

エ 保険料の徴収手続き

事業主は暦年経過後 6 週間以内に保険料賦課額の計算のための報告（前年の被保険者の賃金及び労働時間）を労災保険組合に提出する。労災保険組合は、この賃金証明及び危険等級の格付けに基づき、個々の事業主に割り当てる保険料を算定し、事業主に通知する。事業主は保険料決定が通知された月の翌月 15 日までに労災保険組合に保険料を支払わなければならない。

保険料の支払いが納付期限に遅れた場合、延滞となった月の初めから延滞割増金として保険料が 1% ずつ引き上げられる。

オ 保険料の強制執行

労災保険組合は、基本的に保険料の強制徴収を自ら行う。労災保険組合のなかには、未納の税金の執行を行う税関に保険料の強制執行を委託しているところもある。

2 2007 年医療改革²

「公的医療保険における競争強化に関する法律」（公的医療保険競争強化法）が 2007 年 2 月に成立し、同年 4 月から施行された。同法の内容は多岐に渡るが、保険料徴収事務に係る点は以下のとおり。

(1) 保険加入義務

医療保険の無保険者を解消するため、一般的保険加入義務を導入し、介護保険も同様の取扱いとした。

ア かつて公的医療保険に加入していたものの現に医療保険に加入していない者は、公的医療保険に再加入しなければならない（2007 年 4 月～）。

イ かつて私的医療保険に加入していたものの現に医療保険に加入していない者は、私的医療保険に再加入しなければならない（2007 年 7 月～）。

ウ すべての者が公的医療保険又は私的医療保険に加入しなければならない（2009 年 1 月～）。

(2) 任意加入者の取扱いの見直し

公的医療保険の任意加入者（自営業者等）の取り扱いを見直し、保険料納付義務の対象となる総収入の下限を月額 1,837.50 ユーロから 1,225.0 ユーロに引き下げる。

² この項は、田中謙一氏の論文「ドイツの 2007 年医療改革 (1)～(4)」『週刊社会保障 No. 2436～2439 [2007. 6. 18～2007. 7. 9]』の記述を引用している。

(3) 公的医療保険の組織の合理化

ア 疾病金庫の種類に応じた疾病金庫中央連合会に対する各疾病金庫の強制加入を廃止するとともに、疾病金庫の種類横断的な合併を可能にする。具体的には、地区疾病金庫と代替金庫との合併、企業疾病金庫と同業者疾病金庫との合併等。

イ 連邦レベルで疾病金庫の利害を代表する7つの疾病金庫中央連合会を、2008年7月から1つの連邦疾病金庫中央連合会に統合する。疾病金庫の種類に応じた疾病金庫中央連合会の存廃は、各中央連合会の自由な決定に委ねられる。

(4) 医療基金の創設

ア 疾病金庫の財政運営に係る透明性の向上を図るため、連邦保険庁によって運営される医療基金を創設する（2009年1月～）

イ 保険料率は連邦政府によって制定される法令で全国統一的に規定される。保険料の算定基準は、連邦議会によって制定される法律で規定される。

ウ 医療基金が疾病金庫に対して基礎定額交付金及び年齢・性別・リスク調整加算金を交付する。

エ 州相互間の再配分は年間1億ユーロを上回ってはならない。

オ 黒字の疾病金庫は、被保険者に対して経済的恩典又は保険料の還付を実施できる。赤字の疾病金庫は、被保険者から定率又は定額の付加保険料を徴収しなければならない。

カ 付加保険料は原則保険料納付義務の対象となる総収入の1%を上回ってはならない。例外的に月額8ユーロを限度として、被保険者の収入の多寡を問わないものとする。

キ 付加保険料を徴収する疾病金庫は、被保険者に対し、疾病金庫を変更することが可能である旨を告知しなければならない。この場合、解約期間中の被保険者の付加保険料は免除される。

(5) 保険料徴収方法の見直し

ア 2010年12月までは、現行の保険料徴収の仕組みを維持する。

イ 疾病金庫は保険料を医療基金に回付しなければならない。

ウ 疾病金庫が共同の保険料徴収機関を設立することを可能にする。

エ 2011年1月以降は、事業主が保険料の納付、届出等を1カ所の疾病金庫に一元化することを可能にする。当該疾病金庫は他の社会保険の保険料をそれぞれの保険者に回付しなければならない。

オ 連邦疾病金庫中央連合会は全国統一的な保険徴収事務を確保しなければならない。

第4節 保険料徴収制度の評価・課題

2007年12月にドイツにおいて次の関係機関へのヒアリング調査を実施した。

- ・ 連邦地区疾病金庫連合会（AOK）ボン本部
- ・ ベルリン州地区疾病金庫（ベルリン AOK）
- ・ 連邦企業疾病金庫連合会（BKK）（書面による回答に基づく）
- ・ ドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険組合（KBS）
- ・ 連邦労働社会省
- ・ 雇用エージェンシー（AA）ベルリン・ミッテ地区
- ・ ドイツ法定労災保険組合連合会（DGUV）
- ・ ドイツ労働総同盟（DGB）
- ・ ドイツ使用者団体連盟（BDA）

ヒアリング調査の結果によると、疾病金庫が医療・介護・年金・失業保険の保険料（総合社会保険料）の徴収機関となっている現行制度に関しては、疾病金庫はもとより、労働社会省、連邦雇用エージェンシー、ドイツ労働総同盟、ドイツ使用者団体の担当者は一様に評価している。しかし、ドイツには約240もの疾病金庫が存在し、被保険者の疾病金庫選択権が広範に認められている。このため1事業所の被用者が加入する疾病金庫が多数ある場合、使用者の保険料支払い事務が非常に煩雑となり、かなりの費用負担が生じている。

2007年の医療制度改革では、2011年から使用者が1カ所の窓口で保険料の納付・届出を行えるよう措置を講ずることとされた。しかし、現在、約240の疾病金庫が担当している徴収事務をどのような方法で一元化するのかについては、具体的に決まっておらず、今後の検討に委ねられている。2011年に一元化が実現して以降も保険料のほかに使用者に拠出義務が課されている疾病時の賃金継続支払いや母性手当のための負担金は、引き続き被用者が加

入する疾病金庫に支払わなければならない。また、被用者が社会保険に関しどのような法的加入義務を有しているのかも被用者が加入するそれぞれの疾病金庫に確認しないと確実でない。これらの点を使用者団体は非常に問題視している。

月収400ユーロの僅少労働（ミニ・ジョブ）にかかる税・社会保険料の徴収事務は、鉱員・鉄道員・海員年金保険組合によってインターネットを活用して非常に効率的に実施されている。1人1人の保険料を計算する必要がなく、一括納付できる簡易なシステムが評価されている。

労災保険は、リスク度に基づく保険料算定など、他の社会保険とは全く異なるしくみで運営されており、労災保険組合のみならず、いずれの関係者もこの徴収事務を総合社会保険料の徴収と一元化することは考えていないようである。労災保険の保険料徴収は年1回であり、非常に効率的に行われていると評価されている。

税と社会保険も種類の違うものであり、算定基準や計算方法が異なるため、徴収事務を一元化することは全く想定されていない。

関係機関へのヒアリング調査結果に基づく保険料徴収制度の評価及び課題は次のとおり。

1 連邦地区疾病金庫連合会（AOK）ボン本部

- ・ 保険料徴収機関としての疾病金庫の経済性や経済効果は非常に高い。これは疾病金庫が独自に執行官吏を雇い、滞納にすばやく対応できることによる。
- ・ AOKが実施したアンケート調査に基づく滞納率の推計は0.02%である。旧東ドイツのほうが旧西ドイツよりも滞納率が高い。
- ・ 事務費用に関する公式な統計はない。
- ・ かつて年金保険や失業保険から徴収手数料が高すぎるとの指摘を受け、業務をストップ・ウォッチで検査したことがあった。現在は疾病金庫の扱う業務の範囲が拡大され、疾病金庫にとって手数料が安すぎる状況にある。
- ・ 2011年から使用者にはまとめて1カ所に総合社会保険料を支払うオプションが保障される。しかし、1カ所に集められた保険料は再び各疾病金庫に分配されるので、疾病金庫の役割は実質的にほとんど変わらない。政治家は電子処理の実際をあまり理解していない。
- ・ 種類ごとの疾病金庫連合会がなくなってしまうのは、AOKにとって非常に悲しいことである。連邦疾病金庫中央連合会は既に存在しており、事務局や理事会がある。作業を始めるのは2008年7月からで、現在、人を集めている段階だ。種類ごとの連合会がすぐになくなるわけではなく、あと2、3年は我々の経験が重要になってくると思う。
- ・ 全国統一的な徴収事務の確保については問題ない。連邦疾病金庫中央連合会には、勧告を超えて義務化する権限が与えられており、AOKよりも活動が容易になるかもしれない。

2 ベルリン州地区疾病金庫（ベルリン AOK）

- 疾病金庫が保険料徴収事務を担当しているのは歴史的経緯に基づく。1881年に皇帝勅令で疾病金庫が設立され、被用者を疾病の際に守ることとされた。老齢年金はその9年後の1890年に設立された。疾病金庫への保険料の一括支払いは、後に賃金控除令で定められ、そのシステムが社会法典に編入されて法的に位置づけられた。
- なぜ疾病金庫が徴収事務を担当しているのかについて合理的な説明はない。先にできたものが保険料徴収を担当しており、年金保険が疾病金庫よりも先できていたら、年金保険が担当していたかもしれない。立法者側としては、その後問題がなかったもので、ずっと継続させている。
- 疾病金庫の経済効率については、統計がない。ベルリン AOKは100年の歴史を有しており、年金・失業保険の保険者からも特に問題を指摘されたことがないため、かなりうまくやっているのではないかと思う。
- 約240疾病金庫の年間申請取扱い件数は6,000万件、徴収担当者は2万5,000人である。
- 保険料を引き下げるためには、事務コストをできるだけ削減し、経済性を向上させるしか方法がない。
- 2011年1月1日から使用者は、1つの窓口で総合社会保険料を支払うことができるようになる。現在は、10～30 くらいの疾病金庫に送金している。しかし、2万5,000人で行っている業務を1つの窓口（医療基金）に集約するのは難しく、疾病金庫に任せたいほうがよいということになった。しかし、実際にどのように一本化していくのかまだはっきりしていない。
- 総合社会保険料を1日以内に他の保険者に回付する作業は、コンピュータで自動的に行っているのが簡単だ。疾病金庫は他の保険者から非難されないよう、すぐに回付することに神経を使っている。
- 労災保険は自分で徴収から支給までを担当し完結している。労災保険は使用者のみが拠出しており、他の保険とは異なる。賃金継続支払い、母性手当のための負担金も使用者のみが負担しているが、徴収事務は疾病金庫が行っている。
- 違法労働は残念ながらドイツでも非常に多い。日本と同様、ドイツにも保険逃れする事業主が数多くいる。違法労働では、①申告しない②帳簿と実際が違う③控除したものをポケットに入れる、などの違反が多い。特に工事現場での違反が多く、税関と警察がチームを組んで取締っている。労働者が病気になったときに無届、無保険が発覚することが多い。労使が結託している場合もある。滞納が発覚した場合は、使用者が労働者分も含め100%負担しなければならない。

3 連邦企業疾病金庫連合会 (BKK)³

- ・ 保険料徴収のために必要な使用者とのコミュニケーションは、疾病金庫の現場の有能な職員を通じて適時確保される。疾病金庫は使用者が助力を求めることができる訓練を受けた職員を用意している。競争関係にある疾病金庫は、旧来の営業時間内のほか、企業の実務の需要に応じたサービス及び相談助言を行っている。また、使用者は、疾病金庫が開催するセミナー等を通じて定期的に法令又は手続きの変更に関する情報提供を受ける。
- ・ 疾病金庫は第一の保険運営者として給付請求権を充足しなければならないため、保険料の完全かつ期限通りの納付に対する切実な利害が存在する。このため、保険料が最初に給付義務を負う疾病金庫によって徴収されることは首尾一貫している。これによって適切な流動資金が適時に確保される。
- ・ 正確な保険料の徴収は、保険料率の変更が最も頻繁に発生する機関によって保険料が徴収される場合に限って可能となる。医療保険の保険料はその水準が他の保険部門のように法律によらずに自治を通じて決定される。保険料率の変更に関する必要な情報が使用者に短期間で提供されることにより、保険料を正確な水準で算定し、訂正を回避することができる。
- ・ 疾病金庫は、数十年来、すべての社会保険部門の保険料徴収を効率的、専門的かつ経済的に引き受けている。
- ・ 2007年医療改革に基づく新たな保険料徴収制度については、現在、疾病金庫連合会が再編過程にあり、これと並行して連邦中央連合会が設立されるため、現時点では、具体的な言明が不可能である。

4 ドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険組合 (KBS)

ミニ・ジョブ・センターが 2003 年に設置された理由は、保険料納付にかかわる様々な仕事を一元化、中央化し、コストを抑えるためであった。当時ドイツには、疾病金庫が 350 カ所、税関が 700 カ所あり、使用者が正しい税・社会保険料の納付先を選ぶ作業が大変であった。特に一般家庭に雇われている庭師などが問題であった。

- ・ ミニ・ジョブ・センターに保険料徴収業務を一元化したことにより、コストが疾病金庫の3分の1に削減された。KBS は事務経費を非常に安く抑えており、保険運営者から1年間で1人につき11ユーロしか徴収していない。
- ・ 一般家庭のミニ・ジョブに関する手続きを簡素化し、簡潔な用紙に記入して年2回（1月15日、7月15日）提出すればよいようにした（社会法典第IV編第28条 a）。
- ・ 税を社会保険料と一緒に徴収するのは例外的な措置である。税と保険料を別々に徴収す

³ 連邦企業疾病金庫連合会 (BKK) のヒアリング調査は実施できなかったが、質問票に対する書面の回答に基づき記述する。

るのは、ドイツの国の成り立ちにも関わる。税金は州ごとに徴収される。ミニ・ジョブ・センターで徴収した税金も住所に基づき州ごとに分けられる。

- ・ 一般所得税の徴収まで中央集権化されたら、今まで各組織が持っていた権限を諦めなければならない、各組織の権限を侵すことになる。
- ・ 疾病金庫が徴収事務を行っているのは、一番被保険者に近いところにあるからだ。

5 連邦労働社会省

- ・ 疾病金庫の効率性、経済性については、民間の保険より事務効率が高い（事務経費は全支出の2～4%）。
- ・ 徴収機関と給付サービス機関の分離は全く問題ない。
- ・ 税と社会保険とは歴史的背景、目的が異なる。税は国のために支払うものであるが、社会保険は自分のために支払い請求権を得るもの。年金は自分の所有権を蓄積するものである。
- ・ 税金には、州税、連邦税などの種類があり、支払っているグループも、被用者、自営業者、企業など様々である。必ずしも社会保険の被保険者と一致しない。
- ・ 税と社会保険の徴収事務の一元化の要求は、特に使用者のほうから、これまでもあった。しかし、問題のほうが大きく今のところそうっていない。
- ・ 唯一の例外は僅少労働者の税・社会保険料を一括徴収しているミニ・ジョブ・センターである。使用者が定額（2%）の税金を支払っている。普通の所得税は確定申告による払い戻しが可能だが、僅少労働に対する税はそれができない。
- ・ 疾病金庫は約240もあり、使用者はかなりの数の金庫に保険料を振り込まなければならない。2007年から2009年の間に徴収一元化を行い、1カ所の窓口で振り込みができるようにする。そのための中央機関が既に設置されている。
- ・ 将来的にシステムが機能するかどうかはよく分からない。私見では現在のシステムでもうまく機能していると思う。
- ・ 使用者には全ての被用者の社会保険の届出を行う義務がある。届出しない場合は、行政的な違反や犯罪行為となり、賦課金が課される。滞納、延滞に対しては、督促金が課され、使用者にとって高くつく。
- ・ 疾病金庫が保険料徴収を担当している理由は、給付サービスを行う頻度が一番多いからではないか。年金保険の給付は退職後であり、失業保険も昔は失業率が低かったため顧客に相対する機会が少なかった。
- ・ ドイツ帝国保険法（RVO）においては、医療保険が一番前に規定され、特別のポジションに位置づけられていた。その他の保険の規定は医療保険の規定を引用していた。こうした歴史的背景も関係していると思う。
- ・ 疾病金庫が一括で保険料を徴収するシステムは、すべてが簡潔であり他の保険者にとっ

でも楽なことである。疾病金庫が保険料の監視義務を怠った場合、損害賠償金を支払わなければならない。年金保険者は、疾病金庫が無駄のないやり方で保険料徴収事務を行っているか検査する。

- ・ 使用者は疾病金庫が約240カ所もあって、いろいろなところに保険料を支払わなければならないことに苦情を言っている。大企業も1カ所に保険料を支払えばすむようになれば非常に便利である。被保険者がAOKからBKKに移動する際、使用者が誤ってAOKに保険料を支払ってしまった場合、払い戻しや遅滞賦課金などの面倒な問題が生じていた。一元化によってこの点が改善されることが非常に大きなメリットだ。

6 雇用エージェンシー (AA) ベルリン・ミッテ地区

- ・ 07年3月の失業保険の適用者数は、全国2,660万人、ベルリン104万人であった。
- ・ 適用者数と実際の納付者との差は闇労働による未納などであり、我々はその差を縮小させるために様々な努力を行っている。
- ・ 2006年2月1日の法律により、①自営業者②EU以外の外国で就労する者③家族の介護を行う者——などの任意加入者も社会保険に加入できるようになった。2006年2月1日～2007年12月13日までベルリン市内の任意加入申請者は3,800人であり、このうち2,600人が加入を認可された。ほとんどが自営業者であり、2%がEU域外就労者や家庭介護を行う者であった。ドイツ全体の任意保険者数は約4万人である。
- ・ 徴収された保険料はニュルンベルグの連邦雇用エージェンシーに集められ、予算計画に基づき、各地の雇用エージェンシーに配分される。不足が生じた場合は政府が補填する。現在は好景気のため、剰余金を将来の支出のための引当金として積み立てている。財政が逼迫すると裁量給付を削減する形で節約を行う。
- ・ 任意保険者の失業保険料は本人の口座からの引き落としや振込みで納付される。任意加入者は本人の意思で加入しており、保険料の滞納はない。
- ・ 届出や保険料の納付記録は疾病金庫でデータ入力され、コンピュータ経由で送られてくる。ニュルンベルグの連邦雇用エージェンシーではすべてのデータを見ることができ、失業保険の濫用防止などに役立てている。
- ・ 失業保険の申請手続きや支払いに関するデータは5年間保存する規則となっており、会計監査庁の検査を受ける。
- ・ 保険料徴収機関と給付サービス機関が別々なことによる不都合は特にない。疾病金庫に対して総合社会保険料を支払う現行システムは合理的であり、医療基金による保険料徴収の一元化も雇用エージェンシーには特に影響はない。

7 ドイツ法定労災保険組合連合会 (DGUV)

労災保険は企業が責任を持つ弁済保険であり、事故にあった人の補償を目的としている。

他の保険は保険料率が賃金の何%かによって保険料がいくらかを自分で計算できる点が労災保険と大きく異なっている。

- ・ 労災保険の保険料は保険者しか計算できない。前年度の支出を賄うよう翌年度に保険料を課す賦課方式となっている。業種ごとの基礎保険料だけでなく、事業所ごとの危険度によって保険料率が決まる。
- ・ 労災保険組合が業種別になっているのは良いことだ。労災事故の予防という面で、非常によく機能しており、職業別が望ましい。
- ・ 労災保険組合の数が減ってきたのは政治的意図があったからである。労災保険組合は職業別の予防機能を重視し、国は1つにせよと言ってきた。そこで妥協案として将来的に、商業労災保険組合を9つに統合することとした。我々はこれがぎりぎりの線であると考えている。しかし、どの業種とどの業種を一緒にするかではまだもめており、最終的に確定していない。例えば交通産業に鉄道、トラック、空港職員、パイロット、タクシー、海員などを全部一緒にしようとしたが、鉄道労働者は公共事務サービス部門との統合を希望しこれに反対している。
- ・ 統合の理由は、①コスト削減②業種と業種の境界で発生した労災事故への対応③産業構造の変化、などである。鉱山の保険組合は60万人から30万人に減少し、建設の組合も半減する一方、事務やヘルスケアの分野が増大している。縮小しているセクターでは、過去の膨大な債務が問題となった。
- ・ 遺族年金などの負債が総額50億ユーロあり、このうち35億ユーロを各組合が負担し、残りの15億ユーロを構造変革に伴う費用の増加分として、全体で負担を賄うこととした。

8 ドイツ労働総同盟（DGB）

- ・ ドイツの社会保険料徴収は一元化されてはいるが、疾病金庫が240もあり、支払い先が多すぎることが使用者の負担となっている。これを2011年から本格的に一元化し、疾病金庫のあり方を抜本的に変えていこうとしている。
- ・ 地域化、地区化による一元化がAOKによって行われてきたが、立法側はその動きが遅すぎると考え、今回一気にこれを進めようとしている。
- ・ DGBは短所と長所を見極めながら対応している。徴収機関の統合により担当者が失業や労働条件の低下にさらされるのは問題である。
- ・ DGBは合理化の流れを支持しており、コスト削減を徹底すべきであるとする。年金保険の費用対効果は民間よりもずっとよい。こうした流れをこれからも支持し、徴収した保険料をできるだけ節約する形で動かしていきたい。
- ・ 総合社会保険料の徴収とセットの事業所検査は、現在、公的年金保険と労災保険の2本立てとなっている。これを2010年1月から年金保険が一元的に検査を行う体制にする（中小企業負担軽減法）。2回も検査を受けるのは中小企業にとって大きな負担となって

おり、その軽減が目的だ。使用者側も積極的に支持している。

- 現在、「法定労災保険の近代化に関する法案」が準備されている。自治組織のあり方を見直し、商業労災保険組合と公的部門の労災保険組合を統合するものである。政府の当初案は労災保険組合を公法人化し、国の関与を強めるものであった。DGBは立法段階で国の関与を少なくし、自治の方向に修正することに成功した。社会保険運営者にとって、自己裁量権がなくなるのは望ましくない。この方向には使用者側も賛成している。国の関与があると組織が不安定になるので、できるだけ国の裁量がないところで活動したほうがよい。
- 労災保険組合は、商業労災保険組合が24から9に、公的部門の労災保険組合が1つに統合される。公的部門は16州に各1つある。これらすべての徴収事務の一元化は、現在のところ考えていない。労災保険はリスク・クラスが多く複雑でセクターごとの特殊性がある。また、予防政策上の様々な措置を企業と連携して行っており、それを1つにまとめるのはかなり難しい仕事だ。
- 労災保険は他の社会保険とは全く異なり、企業の責任義務を代行する保険である。給付についても、最高水準の医療を受けさせており、疾病金庫の給付水準よりも手厚い。
- 徴収機関と給付サービス機関が異なることによる問題点は特に思い当たらない。
- ドイツ鉱員・鉄道員・海員年金保険組合（KBS）は最も良い形でミニ・ジョブの保険料徴収を行っている。インターネットでの申請手続きは事務効率が非常に良い。一般家庭のミニ・ジョブについても手続きが簡素である。ただし、ミニ・ジョブそれ自体は社会保障が最低であり、DGBは容認していない。ミニ・ジョブ労働者は年金給付がほとんど受けられず、医療保険の加入義務もない。多くは配偶者の医療保険でカバーされている。
- ドイツの医療保険は資金繰りに問題がある。収入の財源が確保されていないのに、支出がGDPと同じ伸び率で増加していく。収入が落ちた理由には、失業者の増加、僅少労働者の増加、人口動態の変化などが挙げられる。財源を増やすには、保険加入義務限度額の引き上げなどにより、加入義務者を拡大する方法があるが、これまでそれをしてこなかった。財源は95%しか確保されておらず、5%の目処がたっていない。2009年に設定される一律保険料でカバーできない疾病金庫は、追加保険料を被保険者から徴収することとされているが、これは非常に問題である。
- 連邦保健省は、疾病金庫間の競争が効率化を促進し、保険者がプレミアムを支払うようになり、追加保険料を徴収する事態にはならないと説明しているが、プロパガンダにすぎない。追加保険料の支払いは、保険運営者の運営努力に関わりなく、そのリスク構造（年齢・性別など）に負うところが大きい。それにもかかわらず被保険者のみが追加保険料を負担しなければならないのは問題である。
- DGBは、保険料の算定基準に賃金以外の要素を入れ、民間保険も取り込んでリスク構造調整を行う仕組みなど、もっと進んだ改革を望んでいた。社会民主党（SPD）のシュミ

ット連邦保健相はもともとそのような改革を考えていたが、連立政権でキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）に妥協を強いられ、できなかった。

- ・ 使用者団体も医療改革を批判し、国が医療保険の保険料率を決めることに反対している。今までよりも国の影響力が大きくなるのは望ましくない。これでは徴収事務の改善につながらないだろう。2009年から連邦保険庁が管轄する医療基金から疾病金庫に資金を流すようになるのは、ステップが変わるだけで、簡素化にはつながらない。
- ・ 2011年以降の保険料徴収窓口の一本化は、地域に医療基金の出先機関を新たに設けるのか、または地域の疾病金庫が統合して1つの徴収機関にまとまるのか、まだ決まっていない。DGBは後者を支持している。
- ・ ドイツ年金保険組合が2008年7月1日から大々的に仕事を始める。これが地域の一元化など、医療基金の組織形態を決めるのに重要な役割を果たすと考えられる。
- ・ 疾病金庫の統合について、政府は中期的に約50の金庫に統合するのが望ましいとしている。DGBは、合併の方向は良いが、複数主義でなければならないと考えている。医療の現物支給については疾病金庫間の競争が不可欠であり、それがあって初めて医療の質が高まる。AOKの数は70年代の1,000金庫から200金庫くらいまで減少したが、加入者と疾病金庫との距離が離れてしまうのは問題である。
- ・ 税と社会保険は全く種類の違うものであり、保険料徴収事務を一元化する可能性は全くない。社会保険は後で戻ってくるものであるのに対し、税金はできれば払いたくないものである。社会保険は自治組織による運営が浸透しており、被保険者も運営に参画する意向を強く持っている。

9 ドイツ使用者団体連盟（BDA）

保険料の徴収は使用者の責任であるが、非常に手間とコストがかかる。被用者は疾病金庫を自由に選ぶことができるため、保険料の振込先が数多くある。それだけでなく使用者は賃金から所得税を控除し納付する作業も義務付けられている。

- ・ 医療改革により2011年からは保険料の納付が1つの窓口に統一される。しかし、我々はまだ満足していない。使用者にとっては、保険料支払い以外のその他の事務手続きが全く一元化されておらず、不満である。
- ・ 被用者にどのような保険への法的加入義務があるかは、被用者が過去に加入していた疾病金庫にきかないと分からない。被用者の保険加入義務の法的根拠を確認しないと安全でない。
- ・ 中小企業で疾病した社員に対する賃金継続支払い（U1）や母性手当（U2）にかかる使用者負担分は、今後も被用者が加入する1つ1つの疾病金庫に支払わなければならない、煩雑さは解消されない。
- ・ BDAは賃金継続支払いの一括撤廃もしくは中小企業の一部に限定するよう主張している。

全体を義務加入させる必要はなく、必要なところは民間保険を活用すればよい。母性手当はもともと使用者が負担すべきものではなく、税金で賄えばよいと考える。

- ・ 保険料を多数の振込先に送金するためには、ソフトウェア開発や税理士の助力が必要であるが、中小企業にとってはこのコストが重い負担となっている。
- ・ 保険料徴収の法的根拠は社会法典第IV編に短い文章で規定されているが、実践上の細かいプロセスについては書かれていない。各社会保険運営者が手続きの詳細を決めて使用者に押し付け、使用者の意見が反映されないシステムとなっている。
- ・ キリスト教民主同盟（CDU）には、これらの不都合な点を改善してほしいと要望している。しかし、年金積立金や疾病金庫の財源の問題が懸案となっているなか、これらの修正とともに保険料のさらなる引き上げを持ち出される危険性がある。それならば、現状のままだも保険料が値上げされないほうがよいと考えている。
- ・ 所得税や社会保険料の支払いは、税務署や保険者のためのものであるが、大変費用がかかるわりに対価が全くない。所得税や保険料納付にかかる費用は社会保険者や国が負担すべきである。
- ・ 疾病金庫と労災保険の徴収事務一元化の可能性はないわけではない。しかし、労災保険の徴収事務は現在も最も効率的に行われている。保険料納付は年1回であり、さほど手間がかからない。2011年に医療基金による徴収事務一元化が実現した後、労災保険とのさらなる一元化がほんとうに負担軽減につながるのか確認する必要がある。
- ・ 労災保険の同業者組合の統合には大賛成である。多数の組合が並立しては生き残れない。昔は34あった組合が今は23に減少し、これからも窓口がどんどん減っていくことは使用者にとってコスト削減の大きな要因となる。ただし、労災保険はリスクを担保しながら運営しているため、これをたった1つに統合してしまうことには反対である。
- ・ ミニ・ジョブの保険料徴収窓口は一本化されており、1人1人の保険料を計算する必要がなく、一括納付できる今のシステムは非常に効率的である。
- ・ 2011年の全国統一的な保険料徴収機関の設置について、法律は使用者が保険料証明及び届出を一元的に疾病金庫に提出する可能性を享受すると規定している。使用者にとって1つであればよく、全国でたった1つである必要はない。BDAは効率的であればどのような形態でもよいと考えている。法律はその方法について、①疾病金庫②中央連合会③ワーキンググループ、などのオプションを規定しているのみで、具体的内容はこれから政令で定められる。いろいろな意見があるが、要は支払い先が1カ所に統一されればよい。
- ・ BDAとしては、2011年までに、徴収機関の統合だけでなく、法的加入義務の確認、U1、U2の問題を含めた抜本的な一本化（ビッグ・バン）を実施してほしい。
- ・ 税と社会保険料の徴収事務は、算定基準や計算方法が全く異なる。窓口を1つにしても大きな改善につながるのか疑問である。
- ・ 2007年の医療改革で使用者にとって成功したことが1つある。2009年1月から医療保険の

保険料率を一本化し、これでやっていけない疾病金庫は被用者から追加保険料を徴収することとされた。この追加保険料の納付は、連邦保健省の当初案では使用者が行うこととされていたが、我々の働きかけにより、疾病金庫が被用者から直接取り立て、使用者は全く関与しない方法に修正された。現在、被用者は医療保険の保険料が高いか安いかに敏感ではない。この修正が被用者の意識の啓発につながるものと考える。

<参考文献>

田中謙一「ドイツの 2007 年医療改革(1)～(4)」『週刊社会保障 No. 2436～2439 [2007. 6. 18～2007. 7. 9]』

健康保険組合連合会「欧州の医療保険制度に関する国際比較研究」健康保険組合連合会、2006 年

労災補償研究会「ドイツの労災補償法制とその現況等に関する調査研究報告書」(財) 労災福祉共済会、1999 年

ドイツ連邦労働社会省編集、ドイツ研究会翻訳「ドイツ社会保障総覧」株式会社ぎょうせい、1993 年

健康保険組合連合会「社会保障年鑑 2007 年」健康保険組合連合会、2007 年

安田純子「海外の保険料徴収・年金記録 1～21」『週刊社会保障 No. 2440～2461 [2007. 7. 16～2007. 12. 17]』

健康保険組合連合会「ドイツにおける企業疾病金庫の統合を進めた背景・要因 統合実態に関する研究」健康保険組合連合会、2003 年

財務省財務総合研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況 報告書—総論・連邦国家 4 カ国編」財務省財務総合研究所、2006 年

社団法人日本損害保険協会安全防災部「海外の安全防災に係わる法令・規則に関する調査・研究報告書 ドイツ編」社団法人日本損害保険協会、2001 年

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社「欧米先進国における社会保障制度と会計検査の現状と課題に関する調査研究」三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、2007 年

吉田恵子「医療改革」ドイツニュースダイジェスト 2007 年 3 月 9 日号

通商弘報「健康保険に競争原理を導入—保険制度改革スタート(1)～(2)」2007 年 4 月 10 日、11 日

第4章 フランスにおける社会保険・労働保険の徴収事務一元化の実態と課題

第1節 社会保障制度の概要

フランスの社会保障制度は、それぞれの社会的リスクをカバーする複雑なモザイク状の制度として社会保険と社会扶助を柱に運営されている。

社会保障法典に基づく法定制度として運営される社会保険は、①疾病保険、②労災保険、③老齢年金、④家族手当がある。フランスの社会保険は、全国的な社会保障制度の整備が進む以前から機能していた職域ごとの互助会組合が、保険制度に組み込まれる形で形成されてきたところに特徴がある。

現在の制度も職域保険を前提に同一の職種・業種で就労する者を被保険者とする制度となっており、その運営は職域ごとに分立している。その中で商工業の被用者を対象とする「一般制度」が全体の約8～9割をカバーしている。ほかに、国家公務員や国家関連企業の職員（国鉄、交通営団など）を対象とした「特別制度」、農業従事者の「農業制度」、商店主・職人・自由業などの独立自営業者の「自営業者制度」で構成される。各制度内にそれぞれの給付機関（金庫）があり、その数は全国金庫の数で約30、州及び県の金庫を入れると数百に上る。

なお、失業保険は社会保障法典上の社会保険には含まれておらず、労使の中央協約に基づく私的仕組みとして運営される制度を国が承認するという形をとっている。

社会保険は、国が直接運営する方式ではなく、公施設法人である中央の保険機関（金庫）との合意に基づく協約締結により進めるという方式を近年とっている。「公施設法人」は、社会保険のような公役務の任務を担うことができる公法上の法人であり、国の監督を受けつつも一定の範囲で行政機能を代行することができる。被保険者等に対する給付サービス業務等の実際を行うのは、私法上の公益法人である地域・地方金庫により運営されている。中央金庫は地域・地方金庫と協約を締結し、統括・監督することにより社会保険業務を運営している。

中央の各金庫（社会保険料の中央徴収機構であるACOSSを含む。）と国との社会保険の運営に関する協約の内容は、給付管理及びサービス、保険料等の徴収に関する目標、利用者サービスの改善に関する目標などを盛りこんだものであり、複数年（通常3年）の契約となる。

「一般制度」に係る社会保険の給付は、リスク分野ごとに組織された給付機関（金庫）によって行われる一方で、社会保険料の徴収はACOSS/URSSAFに一元化されるという、「徴収と給付の分離」が行われている。他方、「特別制度」、「自営業者制度」及び「農業制度」については原則各保険機関が給付、徴収の双方を行っている。

表1 社会保険（法定）の運営制度の概要

		被用者		非被用者	
		一般制度	特別制度	独立自営業者制度	農業者制度
保険料の徴収		ACCOSS/URSSAF	原則各給付機関が徴収		
給付部門	疾病	CNAMTS	制度内の各金庫による運営。	RSI（商店主、職人、自由業等を対象。ただし、自由業の年金は独自の制度。）	農業共済（MSA）
	労災				
	年金	CNAVTS			
	家族手当	CNAF			

第2節 社会保険料等の徴収制度

1 「一般制度」における社会保険料の徴収制度

(1) 徴収機関

ア URSSAF

民間被用者を対象とする一般制度の社会保険料徴収機関は、全国101カ所（2007年12月現在）に置かれた社会保障及び家族手当保険料徴収連合（URSSAF：Union de Recouvrement des Cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales）が行っている。URSSAFは公共サービスを担う私法上の法人である。

URSSAFには20名で構成される理事会が設置されている。その内訳は、中央労働団体によって任命される被保険者の代表8名、中央使用者団体によって任命される使用者の代表5名、中央独立自営業者団体によって任命される独立自営業者の代表3名、国が任命する徴収に関する専門家4名となっている。

URSSAFは、徴収した保険料を各地域の保険金庫が遅滞なく給付ができるように迅速に分配することが求められている。なお、URSSAFは保険料に限らず、社会保障財源に充てることを目的とした租税（CSG¹やCRDS²など）の徴収も行っている³。

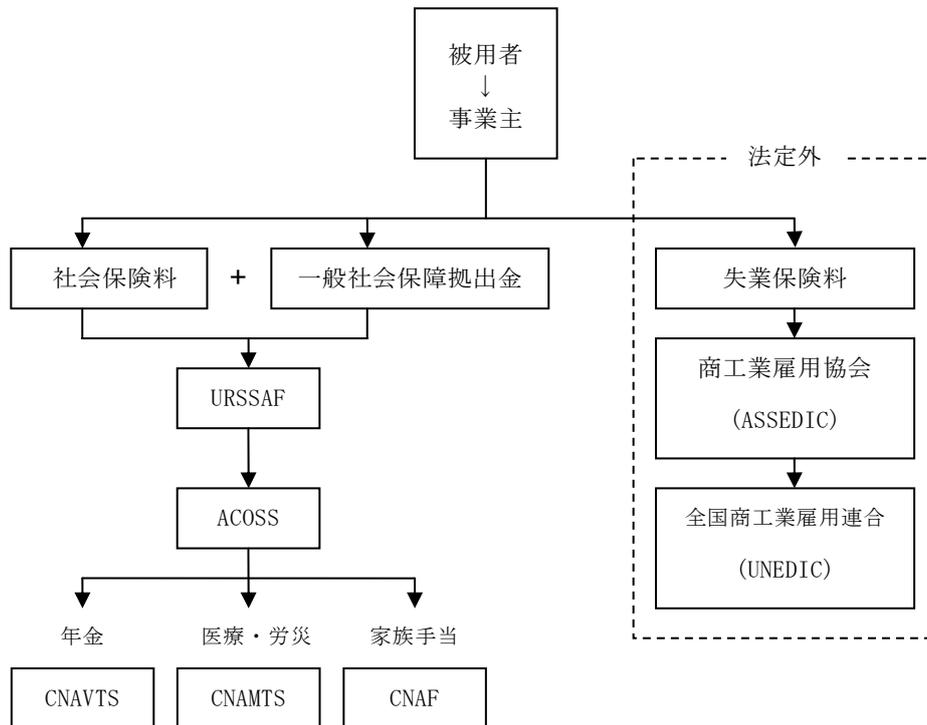
こうした徴収事務は、URSSAFのほかに、海外県においては4つの社会保障一般金庫（CGSS：Caisse Générale de Sécurité Sociale）が、また船員については海上家族手当金庫（CMAF：Caisse Maritime d'Allocations Familiales）がそれぞれ担っている。

¹ CSG = Contribution Sociale Généralisée（一般社会保障拠出金）

² CRDS = Contribution pour le Remboursement de la Dette Sociale（社会保障赤字償還拠出金）

³ URSSAFについては保険料徴収の他にも、①社会保険料の減免措置の運営を通じた雇用政策促進への協力、②企業の保険料納付をめぐる諸問題の予防と解決、③不法労働の取締り（保険料の徴収漏れを防ぐとともに、雇用者の権利の尊重と企業間の公正な競争を保証する）、④保険料納付事務手続きの簡素化の促進、⑤政策決定者への情報提供——の任務を負う。

図1 社会保険料(一般制度)及び失業保険料等の徴収の流れ



イ ACOSS

全国の URSSAF のネットワークを統括する機関として社会保障機構中央機関（ACOSS：Agence Centrale des Organismes de Sécurité Sociale）がある。ACOSSは国の監督下に置かれる行政機関としての機能を有する公法人であり1967年に創設された。ACOSSは各給付に係る全国金庫と同様に、その運営・目標に関して国と複数年次の協約を締結し、その枠内でURSSAFのネットワークを主導する。具体的には、一般制度全体の財源・財政の集権的かつ共同の管理を保証するとともに、各保険分野の財政管理を行う⁴。また、ACOSSは社会保障制度の収入・支出に関する予測を行い、社会保障財政法の策定において重要な役割を果たしている。社会保険の収支に関し、給付増のため支出が収入を上回る場合には、ACOSSは預金供託金庫（CDC）に社会保障財政法に規定された上限額（現在185億ユーロ）の範囲で借入れをすることができる。

ACOSSには、運営理事会と監視委員会の二つの重要な機関が置かれている。運営理事会はACOSSの任務の実施に関するあらゆる決定を行う（予算の決定、年次会計の監査など）とともに、保険料徴収と不法労働取締りに関する諸政策を決定する。同理事会は30人の理事によって構成され、その内訳は中央労働団体によって任命される被保険者の代表13名、中央

⁴ 地域特性（年齢構成の違いなど）により地方の個々の金庫の収支は大きく違うため、金庫ごとに収支バランスする必要はない。企業等から納付された保険料はACOSSのコンピュータシステムにより保険ごとの仕分けが行われる。また、各保険金庫は毎日のように給付を行っているため、ACOSSは全国の金庫の資金状況を把握しながら、給付の原資が枯渇しないよう、迅速に資金を振り込んでいる。

使用者団体によって任命される使用者の代表10名、中央独立自営業者団体によって任命される独立自営業者の代表3名、国によって任命される保険料徴収分野の専門家4名である。そのほか、議決権をもたないメンバーとして、ACOSS 職員の代表3名が加わる。なお、理事長職は国が任命することとなっており、通常国家公務員が任命される。一方、監督理事会は国とACOSSとの間で締結される複数年次協約の実現過程をサーベイランスすることを主な目的とする。これには、運営理事会の議長とACOSSの代表者のほか、国会議員、地方自治体の代表、年金受給者・高齢者の代表、専門家などが加わる。

ウ 人員・予算

2007年12月現在、ACOSSの職員数は500人、URSSAFの職員数は14,440人となっている。URSSAFでは、業務の共通化や専門化等に伴う統廃合が進んでいる。従来1県に複数のURSSAFが存在したが、現在は原則1県1URSSAF体制となっている。URSSAF職員の職種は、徴収業務のほか、調整、研究調査、統計、会計、法務、情報処理などの業務がある。不法就労対策が重要な業務の柱の一つであり、不法就労を取り締まる検査官が全体の1割を占めている。

保険料徴収事務に従事する職員の研修・養成機関が2つある。ひとつは国立徴収事務養成研究所（INFR：Institut National de Formation du Recouvrement）で、徴収事務の初期教育及び継続訓練に当たっている。もうひとつは国立高等社会保障学校（EN3S：Ecole Nationale Supérieure de Sécurité Sociale）で、社会保障機関の幹部候補生を育成するとともに、現在の幹部の研修も行っている。

保険料徴収事務にかかる費用は、2005年の場合は約10億800万ユーロで、徴収された保険料等総額の0.34%に相当する。費用の大半を占めるのは人件費で、全体の約74%に当たる8億600万ユーロに上る。

エ 保険料徴収額

ACOSS/URSSAFは、約610万口の保険料納付口座を管理している（2005年現在）。そのうち、企業・行政・地方自治体等の法人口座が約380万である。

2005年の社会保障保険料徴収の総額は3,061億ユーロに上り、これから社会保障債務償還金庫（CADES：Caisse d'Amortissement de la Dette Sociale）による償還分66億ユーロを差し引いた実質的な徴収額は2995億ユーロとなる。

保険料徴収の内訳を見ると、勤労所得に対する社会保険料・賦課金（CSG等）によるものが2193億ユーロと全体の72%を占めている。その他には、賃金に代わる諸手当に対する社会保険料・賦課金が82億ユーロ（全体の3%）、不動産や配当収入などに対するCSGが72億ユーロ（同2%）、その他の租税が58億ユーロ（同2%）などとなっている。また、雇用促進政策の一環として実施されている社会保険料減免措置に伴う国庫からの補填分は169億ユ

一口と、保険料徴収全体の6%を占めている⁵。

オ 徴収率

社会保険料の徴収率は年々高まっており、2001年の徴収率98.9%から2005年の99.2%と高水準で推移している。とりわけ従業員10人以上の企業については、保険料の徴収漏れは99.6%に達する。一方、独立自営業者については徴収率 95.3%と若干下回っているが、近年徐々に改善傾向にある。

カ 根拠法令

フランスにおける社会保険料徴収に関しては、社会保障法 (Code de la Sécurité Sociale) にその定めがある。

	社会保障法
○ 社会保障および家族手当保険料徴収連合 (URSSAF) の任務について	L. 213-1 条
○ 社会保障機構中央機関 (ACOSS) の任務について	L. 225-1 条
○ 社会保障機構中央機関と社会保障諸金庫との協力について	L. 225-4 条
○ 社会保障機構中央機関 (ACOSS) の予算について	L. 225-6 条
○ 社会保障制度 (一般制度の疾病保険 ⁶) の財政について	L. 241-1 条
○ 社会保険料の納付義務 (被保険者) について	L. 241-7 条
○ 社会保険料の納付義務 (使用者) について	L. 241-8 条
○ 社会保険料の算出基準について	L. 242-1 条
○ 社会保険料の決定について	L. 242-12 条
○ 社会保険料の徴収について	L. 243-1 条
○ 社会保険の適用について	L. 311-2 条、311-3 条

(2) 保険料の種類及び料率

ア 適用

年齢、年金受給の有無、国籍を問わず、被用者はすべて一般制度の適用を受ける。また、家内労働者やホテル、レストラン従業員、セールスマン、販売代理人、外交員のほか、被用

⁵ 2005年に国は総額190億ユーロの補填義務が発生しているが、一部未納のままである。

⁶ 老齢保険、労災保険、家族手当の財政に関する基本規定は、それぞれ社会保障法 L. 241-3条、L. 241-5条、L. 241-6条に述べられている。

者ではない会社代表、協同組合の組合長・理事長など C.s.s. 311-3 条の規定に網羅された者は一般制度の適用を受ける。

イ 保険料の種類

社会保険料の内訳は、医療保険料、老齢年金保険料、労災保険料及び家族手当保険料となる。これらの保険料率はデクレ（政令）により定められる（C.s.s. L242-12）。労災保険料については政府が業種、企業規模別に基本保険料を設定し、過去の労災発生状況から保険料率を増減させるメリットシステムが適用されており、地方疾病金庫（CRAM）が個々の企業の労災保険料率を決定している⁷（C.s.s. L242-5）。

保険料は、賃金全体について課される保険料と、賃金のうち一定の額（社会保障賦課上限⁸）を超えない分について課される保険料とがある。社会保険料には使用者が負担する分と雇用者が負担する分とがある。

さらに、各保険料のほかに、賃金労働にともなう報酬は一般社会保障拠出金（CSG⁹）と社会保障赤字償還拠出金（CRDS）という二種の社会保障税の課税対象となる。両拠出金は就労による収入あるいはそれに代わる収入（replacement）全体の 97% について課され、URSSAF が徴収している¹⁰。

URSSAF によって徴収される 2007 年の社会保障一般制度の社会保険料（労災保険料を除く）及び社会保障拠出金等の料率・税率は以下のとおりである。

[賃金全体について課される保険料率] (%)

	使用者負担	被用者負担	計
医療保険	13.10	0.75	13.85
家族手当	5.40	—	5.40
年金	1.60	0.10	1.70
計	20.10	0.85	20.95

⁷ CRAM が決定した労災保険料率は当該企業と URSSAF に同時に通報される。

⁸ 社会保障賦課上限は、社会保障法の定めに従って、毎年、賃金水準の変動に応じて設定される。2007 年 1 月 1 日以降の社会保障賦課上限は以下の表に示す通りである。給与支払の期間ごとに額が定められている。

⁹ CSG は、① 社会保障保険料ではなく、社会保障財源のための一種の目的税である、② 収入の大半について源泉徴収され、その際、収入の性質は問われない、③ 税率は、収入の種類や納税者の状況によって異なる、④ CSG による税収は社会保障の支出（家族手当、老齢保険基礎制度の非拠出型給付、疾病保険支出の一部）の一部に充当される。

¹⁰ 被用者給与に係る CSG の徴収を税務署ではなく、URSSAF が徴収することについては、CSG の創設時その位置づけがあいまいであった（税か否か）ため、給与からの源泉徴収を行っていた URSSAF がこれも同様に徴収することになった経緯がある。

[賃金のうち社会保障賦課上限を超えない分について課される保険料率] (%)

	使用者負担	被用者負担	計
年金	8.30	6.65	14.95
FNAL	0.10	—	0.10
計	8.40	6.65	15.05

[社会保障拠出金率] (%)

一般社会保障拠出金 (CSG)	7.50
社会保障赤字償還拠出金 (CRDS)	0.50

(参考) [2007年の社会保障賦課上限] (ユーロ)

年	四半期	月	半月	週	日	時間
32,184	8,046	2,682	1,341	619	148	20

ウ 納付義務

社会保険料納付に関する法定義務は、負担義務と納付義務に分かれる。被用者は賃金から保険料額を源泉徴収されることで納付義務を履行し (Css. L. 243-1)、使用者は被用者の賃金に係る使用者保険料の負担義務を負うとともに、労使双方の保険料の納付義務を負う (Css. L. 243-6)。したがって、徴収機関 URSSAF からの保険料はもちろん、未納・延滞保険料の請求及び処分は使用者に対し行われる。

(3) 保険料徴収の実際

ア 納付方法等

いかなる雇用であっても、使用者は雇用に先立ち、事業所の住所を所轄する URSSAF に対し事前申告しなければならない。申告を受けた URSSAF は当該情報を関係するすべての社会保険機関に伝達する。また、使用者は採用後に賃金支払い額を申告する義務があり、かつ、申告した賃金額を支払う義務がある。

保険料納付は、企業規模により毎月ごとか四半期ごとの納付となる。従業員10人以上企業は原則毎月納付となり、このうち50人未満企業は当該月の保険料を翌月15日までに納付しなければならない。50人以上企業は翌月5日までに納付¹¹しなければならない。従業員10人未満企業の場合は、1月～3月の第1四半期分を4月15日まで、第2四半期以降の保険料については同様に各四半期末の翌月15日までに納付しなければならない。(なお、従業員10人未満企業が毎月納付することは可能である。) 国内に複数の事業所等を持つ大企業は

¹¹ 大企業 (納付額が大きい) の納付スケジュールが早い理由は、保険給付のうち家族手当が毎月5日に、年金が毎月8日に振り込まれるため、その原資に充てるため各保険金庫口座に送金できるようにするためである。

ACOSS の許可を受けた上で単一の URSSAF に納付先を絞ることができる¹²。

使用者が保険料を URSSAF へ納付する際は、BRC (Bordereau Récapitulatif des Cotisations : 保険料支払いまとめ帳票) という保険料総額を記した書類を添付しなければならない。このとき、BRC に記載されるのは個々の従業員の保険料額ではなく、従業員総額となる。個々の従業員に係る保険料額は翌年 1 月末日までに提出される DADS (Déclaration Annuelle de Données Sociales : 社会保険年間申告) に記載されるので、URSSAF は BRC と DADS のデータの突合せ¹³によりチェックを行うことができる。

なお、使用者は当該期間に従業員に係る保険料納付義務が発生していない場合であっても、URSSAF あてに〈納付義務なし〉と記した文書を提出しなければならない。

(個人雇用主等の場合)

個人雇用主がメイドなどを雇入れる場合や、興行等で芸術家や技術者を一時的に雇入れる場合も、本来は上述の手続きが必要となるが個人や興行等の主催者が行うには煩雑な作業となるため (一そのために正規手続きを踏まない不法就労が少なくない)、納付事務を簡素化する雇用小切手サービス (Chèque Emploi Service) が利用されている。このサービスを利用すると、賃金又は報酬の支払いと併せて社会保険料の納付手続きも終了するため、社会保険料に関する諸届出の必要が生じない。

イ 未納・滞納保険料の徴収業務

使用者が保険料支払い期日までに納付をせず、必要な書類 (BRC など) を提出しない場合は、URSSAF は当該使用者に対し暫定的な保険料納付見積額を決定し、納付命令書が当該使用者に通達される。(なお、正式な納付額は支払い賃金に基づき計算された実際の保険料額が確認された後に訂正されることになる。)

納付の遅れや申告漏れに対してはすべて、延滞料金 (負債の利子) 及び罰金が課される。滞納保険料に対する延滞割増は、滞納 3 カ月までは 10 %、これを超える 3 カ月ごとに 2 % ずつ加算される。必要書類を提出しない場合の罰金は従業員規模により異なる。長期に滞納する企業に対しては、URSSAF は商事裁判所 (Tribunal de Commerce) に提訴し最終的に当該企業を精算させ先取特権により保険料を強制徴収する権限を有する。しかしながら、実際はそこまでの権限を行使することは稀であり、企業は経営悪化等を正当理由に保険料の納付延期を申請することができるので、こうした措置が活用されることになる。

2004 年 7 月～2005 年 6 月にかけて約 16 万 4,000 件の納付猶予が認められている。猶予を受けた件数のうちおよそ半分 (49%) が従業員 10 人未満の企業であった。

¹² 2,000 人以上企業の場合は国内で指定された 8 つの URSSAF が専門的に徴収することとなっている。

¹³ DADS は事業主から CNAVTS (全国被用者年金保険金庫) にも送付され、CNAVTS は税務当局に当該情報を伝達する仕組みとなっている。これにより税務署は申告納付される被用者の所得税のチェックが可能となる。

ウ 事業所に対する調査

正当な保険料徴収のために、URSSAFの検査官は社会保険料に関して、事業所に立入り、従業員の給与明細、経理書類、BRC・DADS書類、労働協約書など企業の会計及び資産を含めた社会保険料に関する可能性のあるあらゆる書類の閲覧を要求する権限を有する。さらに、賃金支払いを受けているすべての従業員に対し尋問する権限を有しており、申告された賃金と実際の支払い賃金に違いがないか確認をすることができる。不法就労の調査、取り締まりはURSSAFの業務の重要な柱のひとつであり約1割の資源がこれに充てられている。URSSAFによれば、企業等による不正率は件数、保険料総額ともに2～3%程度発生しているとのことである。2005年に調査の対象となったのは2万7,000社に上り、6万3,000人の従業員の状況が検められた。通常の臨検は実施の2週間前に当該事業所に通告され行われる。

不正の疑いのある企業に対しては、抜き打ち調査が行われる。不正就労が疑われる業種として、土木・建設業、ホテル・飲食業、運送業、ショービジネスなどが重点的に挙げられている。2005年に不正が疑われた事案を対象とする調査は8521件あり、その多くは労働監督局や税務当局、あるいは警察・憲兵などと共同で実施された。この結果、2005年には5,900万ユーロの追徴保険料が発生し、またURSSAF検査官によって1,435件の違反調書が取られている。

エ 社会保障番号の利用による保険料徴収記録の仕組み

社会保障番号(NIR: Numéro d'Identification au Répertoire)は一般制度の被保険者管理のための番号として使用されている。社会保障番号は通常子が生まれたとき出生届の提出先である市役所等で同届の受理の際に付番される。

起業した事業家は、起業手続センターあるいは商工会議所、同業者団体等を通じて登録され、INSEEが管理するSIREN(Système d'Identification du Répertoire des Entreprises: 企業識別リスト登録番号)が割当てられる。URSSAFはSIREN番号に基づき企業の保険料納付口座を作る。被用者ごとの保険料納付情報は、企業がURSSAFに提出するDADSにNIR番号付され、併せて各社会保険給付機関に送達される。つまり保険料納付記録は徴収機関(URSSAF)と同時に各給付機関のデータベースに記録される仕組みとなっており、給付機関は被保険者からの受給申請の際にURSSAFに納付記録の確認(受給資格確認)をする必要はない。

なお、失業保険については法定保険ではないことからNIR番号は使用されていない。

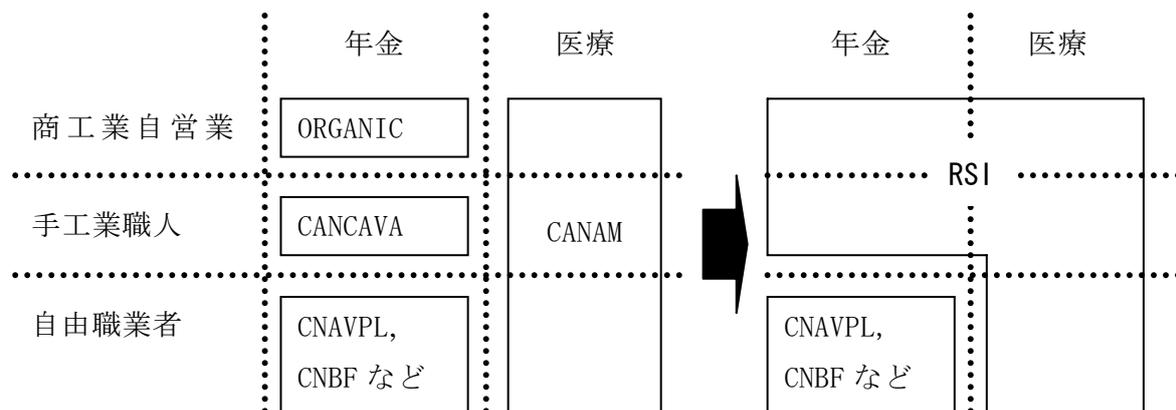
2 一般制度以外の社会保険料の徴収制度－自営業者を中心に－

(1) RSIの創設

商工業自営業者(Industriel et Commerçant)、手工業職人(Artisan)、自由職業者(Profession Libérale)などの独立自営業者の法定社会保険は、同業者ごとの互助会をベー

スに発展してきた経緯を持ち、保険制度が多数分立していたが、近年、制度の簡略化及び統合が進み、2006年に創設されたRSI（Régime Social des Indépendants）によりほぼ一元化される形となっている¹⁴。

図2 RSI創設による自営業者の社会保険制度の統合



独立自営業者の社会保険は、従来医療保険は共通であったが、年金はそれぞれの職種により制度が分立しており、また、家族手当はURSSAFに納付するなどのように保険料納付先がバラバラで煩雑であった。こうした状況を解消するため、2005年12月8日付け省令（オールドナンス）において、自営業者のための社会保険料を一本化することを目的にRSIが設置された¹⁵。

具体的には、2006年7月1日から、農業以外の非被用者のための医療保険金庫である全国非被用者医療保険金庫（CANAM）、商工業自営業者と手工業職人のための年金保険金庫（全国商工業自営業者年金保険金庫（ORGANIC）、全国手工業職人年金保険金庫（CANCAVA））の統合が行われ漸進的に移行していたが¹⁶、2008年1月1日より自営業者は医療保険、年金保険（自由職業者除く）、家族手当、CSGなどのRSIへの一括納付が可能となった。

(2) RSIの概要

ア 組織、人員等

RSIは、中央金庫と地方行政区分レジオン（Région）をベースに設置された30の地方金庫により構成される。中央金庫であるRSIは法人格を持つ団体であり、徴収した保険料は公の用途を持つ、行政の代行機関としての位置づけとなる。他の一般制度の社会保険中央金庫と同様にRSIも国と業務運営に関する協約（2007～2011年）を締結している。RSI中央金庫の

¹⁴ 自由業については、現在のところ医療保険のみRSIに統合されるにとどまる。

¹⁵ RSIが一般制度のURSSAFの徴収業務を行うというより、実際上は納付者にとっての納付窓口が一本化されたとする理解が適切とみられる。引き続き納付後の処理等はURSSAF等と調整し行われる。

¹⁶ 2007年12月までの家族手当及びCSGの納付先はURSSAFである。

理事長は政令(デクレ)に基づき国が任命する。RSI中央金庫の理事会メンバーは地方金庫の代表者により構成される。職員数5,315人(2007年10月末現在)、そのうち1,074人が中央金庫に配置されている。各地方金庫にも理事会が設置されており、被保険者の選挙により選出される。被保険者は現在400万人以上に上り、その内訳は商工業自営業者172万5,000人、手工業職人141万2,000人、自由職業者34万6,000人となっている。財政規模(2006年)は194億9,300万ユーロ、そのうち医療保険が75億9,400万ユーロ、商工業自営業者の年金が40億2,800万ユーロ、手工業職人の年金が34億8,800万ユーロ、政府関係連帯拠出金等43億8,300万ユーロとなっている。

イ 徴収率

各保険料の納付先が異なっていたため金庫による徴収率の違いがあるが、平均95%となっている。なお、特に徴収率が高いのは手工業職人の年金金庫で約98%である。

ウ 保険料

独立自営業者に係る社会保険料は、基本的にその年の課税対象所得をベースに算定されるが、所得が確定していない場合は暫定保険料に基づき納付し、所得が確定した段階で調整される。具体的には各年4月1日及び10月1日に2年前の確定所得を基に半期分の保険料が計算される。また、10月1日には前年の確定所得に基づき前年納付の保険料の調整も行われる。なお、事業開始間もない自営業者の場合(事業開始後2年まで)の保険料計算¹⁷は、1年目の所得を6,622ユーロ(2007年)、2年目の所得を9,932ユーロとみなし計算され、所得が確定した段階で再計算され調整納付となる。

保険料率¹⁸は、以下のとおり。

医療保険： 社会保障賦課上限(Plafond)¹⁹までの稼得所得に対し、0.6%。

同上限から同上限の5倍までの所得に対し、5.9%。

老齢基礎年金： 一般制度の保険料率(労使負担分)と同等の16.65%。ただし、保険料納付対象は、稼得所得が最低賃金時間額²⁰の200倍から社会保障賦課上限額までの範囲となる。

エ 保険料の納付方法

2008年1月より保険料納付はRSIに統合されることとなっており、納付方法も従来と異なるが、以下に2007年末までの納付方法と2008年1月以降の納付方法とに分けて記述する。

¹⁷ ここでは医療及び老齢基礎年金の保険料計算について述べている。自営業者が実際負担する保険料はそのほかに義務的補足年金や手工業職人向けの障害保険などがあるが省略する。

¹⁸ 同上。

¹⁹ 2007年の年間所得の社会保障賦課上限は32,184ユーロ。

²⁰ 2007年の最低賃金額(SMIC時間給)は8.44ユーロであり、同額の200倍は1,688ユーロとなる。

2007年末までの納付：原則、半期ごと（四半期ごとも可能）の納付、ただし自動引き落としの場合のみ毎月納付が可能であった。なお、保険料の種類により納付日が異なる。納付方法は小切手や（稀であるが）現金による納付のほか、約6割が自動引き落としを利用している。

2008年1月からの納付：納付期日が統一され、自動引き落としによる毎月納付が原則となる。なお、例外的に四半期ごとの納付も認められる。

なお、RSIは自動引き落とし率を2011年までに70%とする目標を掲げている。

3 失業保険料の徴収制度

(1) UNEDIC、ASSEDIC

失業保険は、社会保障法典で規定する社会保険に含まれていない。したがって、法定制度ではなく、労使の代表によって定められた中央レベルの団体協約を政府が承認するという協約制度がとられている。失業保険料は使用者と被用者の双方が拠出し、制度の運営は全国商工業雇用協会（UNEDIC：Union Nationale Interprofessionnelle pour l'Emploi dans l'Industrie et le Commerce）とその地方機関である商工業雇用協会（ASSEDIC：Association pour l'Emploi dans l'Industrie et le Commerce）によって行われる。なお、失業者の救済は失業保険のほかに、国の予算により賄われる連帯制度がある。連帯制度の対象となるのは失業保険制度が利用できない失業者²¹となる。連帯制度による失業給付もASSEDICが行っている。UNEDIC、ASSEDICともに社団法人法に基づき設立された非営利の民間法人である。

ア UNEDICの組織・法人の概要等

UNEDICは、1958年12月31日の労使の中央団体の協定により創設された。全国に30箇所の地方機関ASSEDICを擁する。UNEDIC/ASSEDICの職員数は約1万4,000人。UNEDICの代表は使用者又は被用者の代表から任期2年で交互に選出される。

UNEDICの収支（2005年）は、収入263億7,900万ユーロに対し支出297億300万ユーロで、33億2,400万の赤字となっている。収入のうち失業保険料が257億600万ユーロ（97.4%）、支出のうちの失業給付が262億8,800万ユーロ（同88.5%）となっている。支出うち管理経費は12億8,400万ユーロであり、保険料納付収入に対し5.0%となる。

イ 徴収機関（ASSEDIC）

州の行政区分に対応する形で全国30箇所に設置されているASSEDICが、失業保険料徴収機関となる。原則として徴収はASSEDICが行うが、パリ地域だけは異なり、同地域では

²¹ 失業給付期間終了後も失業状態にある者など。

ASSEDICは給付のみを担当し、徴収業務はGARP（Groupement des Assedic de la Région Parisienne：ASSEDICパリ地方グループ）が行っている。

（2）失業保険料の徴収

ア 適用対象

適用企業数は約160万、その9割以上は従業員10人未満の企業となっている。被保険者数（被用者）は約1,624万人（2003年3月）。民間部門で雇用されるすべての被用者が対象となる。公務部門については、特別な協約がある場合の有期の契約職員や嘱託などの非公務員が対象となる。

イ 保険料

保険料の対象となる賃金は、社会保険料の算定対象と同様に税及び社会保険料控除前の賃金となる。ただし、失業保険料の算定上限は社会保障賦課上限額の4倍の月額10,728ユーロ（2007年）となっている。

保険料率は、労使交渉によって決められ、状況に応じて変更される。2007年現在の保険料率は、使用者負担が4.0%、被用者負担が2.4%である。

ウ 徴収率

徴収率は98%程度。²²

エ 納付方法

企業に対して毎月（従業員10人未満企業は四半期ごとに）ASSEDICから払い込み通知書が送付される。それに基づき、企業は賃金総額を申告し失業保険料を算出する。払い込むべき保険料が発生しない場合にも、企業は〈納付なし〉と記入してその通知書をASSEDICに送り返さなければならない。なお、払い込み通知書が届かない場合にも、企業は失業保険料を納付する義務がある。その場合は、自由書式により納付額を申告する。

失業保険料の納付は、社会保険料と同様に、従業員10人以上企業は毎月、10人未満企業は四半期ごとに企業の所在地を管轄するASSEDICに納付される。なお、年間の納付額が80ユーロに満たない場合は年一回の納付となる。失業保険料の支払いは、通常、口座自動引き落とし又は小切手による。

オ 滞納に対する罰則

滞納については、社会保険料と同じ10%のペナルティー、年間申告書の未提出について

²² UNEDIC 担当者からの聞き取りに基づく。

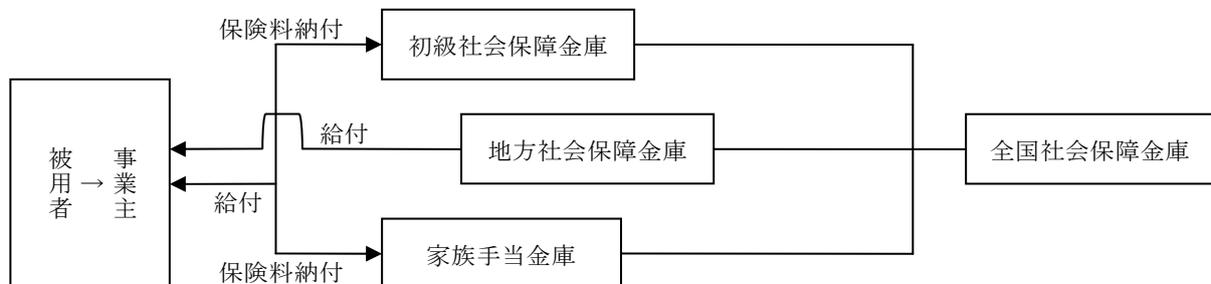
は、従業員1人あたり1月7.50ユーロとなる。

第3節 保険料徴収制度（一般制度）の推移

「一般制度」における社会保険料の徴収は、ACOSS/URSSAF 体制により一元的に徴収が行われているが、1945年の社会保険制度の発足当時からいくつかの変遷を経て現在の制度—徴収と給付の分離—が確立されている。

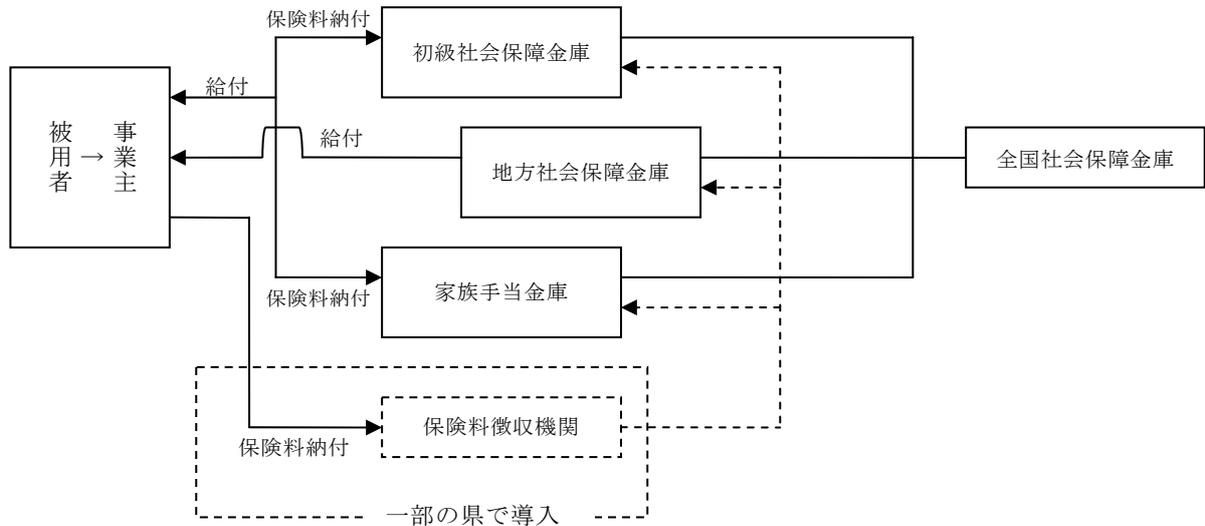
まず、一般制度が構築された1945-46年当時は、全国社会保障金庫が家族手当を含め社会保障の各給付に関する業務を担当しており、地方・地域においては実際の給付窓口業務を行う初級社会保障金庫及び家族手当金庫が保険料の徴収を行っていた。

図3 1945-46年：全国的な社会保障制度の創設時（～給付と徴収を一体運営～）



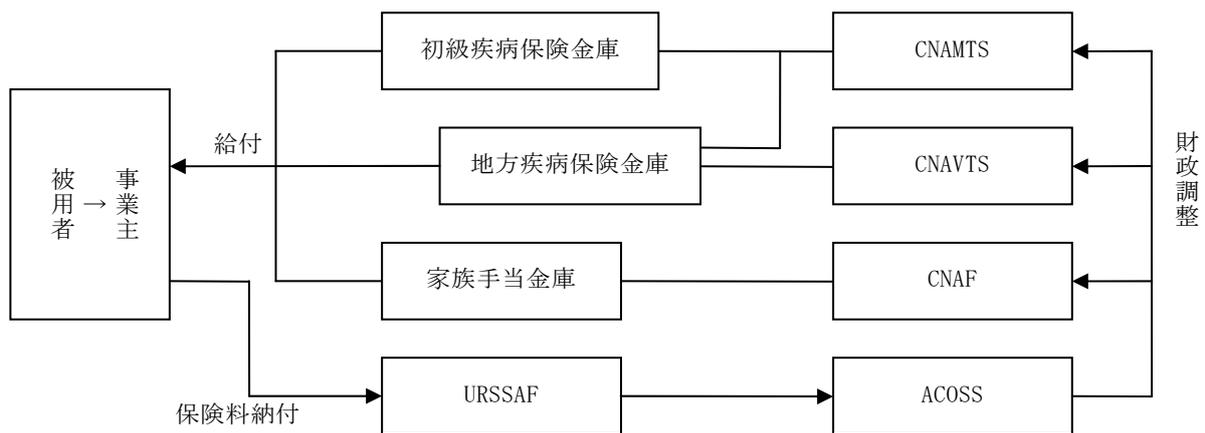
その後、保険料を専ら徴収する機関をつくるのが効率的と考えられるようになり、1952年4月14日付けの法律により保険料徴収機関の創設が規定され、1960年5月12日政令においてこれが義務付けられた。こうしたことを背景に図4のように、現在のURSSAFのような統一的な保険料徴収機関を設置している県・地域と、従来どおり給付機関が保険料徴収を行っている県・地域が混在する状況がみられた。

図4 1950年代半ばの徴収制度（～徴収機関の一部導入～）



その後、1967年8月21日のオルドナンス（勅令）に基づく社会保障の大きな改革が行われた。具体的には、全国社会保障金庫が医療保険（労災含む）、老齢年金及び家族手当の3つの給付機関に分割されると同時に、財政均衡の確保を図るためにURSSAFが徴収する保険料を一元的に管理する組織としてACOSSが創設された。これにより、給付部門と徴収部門の分業体制が確立された。

図5 1967年以降の徴収制度（～給付と徴収の分離～）



第4節 保険料徴収をめぐる最近の動き

1 職域により分立した制度の統合問題

フランス政府は、社会保障制度の創設にあたって、公務員や自営業者などを含めた全国民

に適用される一律制度の導入を当初企図したが、職域内部における既得権益の保護を理由にいくつかの職業団体からの反対を受けて全職種をカバーする制度の構築ができなかった。その結果、商工業部門の被用者のための一般制度をはじめ、公務員、自営業者、農業などの職域別の制度がモザイク状に共存する状況となった。なお、失業保険については前述のとおり法定社会保険に含まれていないが、これは社会保障制度の創設当時のフランスでは現在ほど被用者比率が高くなく、また深刻な失業状況にはなかったこと、また失業状態は一時的なものでありいずれは元の職種・業種に再就職するものと考えられていたことから、失業保険を導入するというインセンティブがなかったとされる²³。

こうした中で、近年就業構造の変化等から就業者に占める被用者の割合（約84%）が高まっていること（一般制度のシェアがますます高まっている）や、特別制度の被用者（公務員や公共輸送、電気・ガス等の公益事業体などの職員・従業員）のほとんどは一般制度の被用者と同じような就業実態にあるので「同じ権利を付与すべき、そのためには同じ給付機関とすべき」との議論があることから、政府もこの方向で改革を進めていく方針を持っているとみられる。²⁴

つまり、フランスでは、社会保険制度における「徴収」というよりも職域ごとに分立する「制度」の統合という議論が中心となっている。もっともこの制度の「被用者部門の一元化・統合」は特別制度の既得権益があり、実際には難しい問題となっている。

なお、商工業自営業者、手工業職人、自由職業者などの自営業者部門は、Ⅲの「一般制度以外の社会保険料の徴収制度」で述べたとおり、RSIの創設による一元化が進んでいる。

2 職業紹介機関と UNEDIC の統合に伴う社会保険料及び失業保険料徴収一元化の動き

2007年11月、職業紹介サービス機関 ANPE と失業保険機関 UNEDIC との統合法案が閣議決定された。同法案の成立後は2012年までに両機関が統合され、これに伴い失業保険料の徴収機能は URSSAF に移管される予定となっている。（同法案の国会提出は2008年1月）

フランスでは、我が国の公共職業安定所のように職業紹介サービスと失業給付サービスを同じ機関が行う制度とはなっておらず、失業者が失業保険給付を受けるためには、まず ANPE で求職者登録をした後に、失業給付機関である ASSEDIC に出向く必要がある。ANPE と ASSEDIC とは別の場所にあるためできるだけ早期に再就職をしたい失業者にとっては不便なものとなっている。

こうした状況を改善するため、2006年5月5日に ANPE と失業保険制度を運営する UNEDIC は諸手続きおよび窓口の一本化を図る協定を結び段階的にワンストップ化を図っていくこととしていたが、人員削減や希望しない人事異動等を懸念する労組側の反発が起きていた。このため、自らの大統領選において雇用失業問題の解決を公約に掲げたサルコジ大統領は、職

²³ 健康保険組合連合会「欧州の医療保険制度に関する国際比較研究」P107

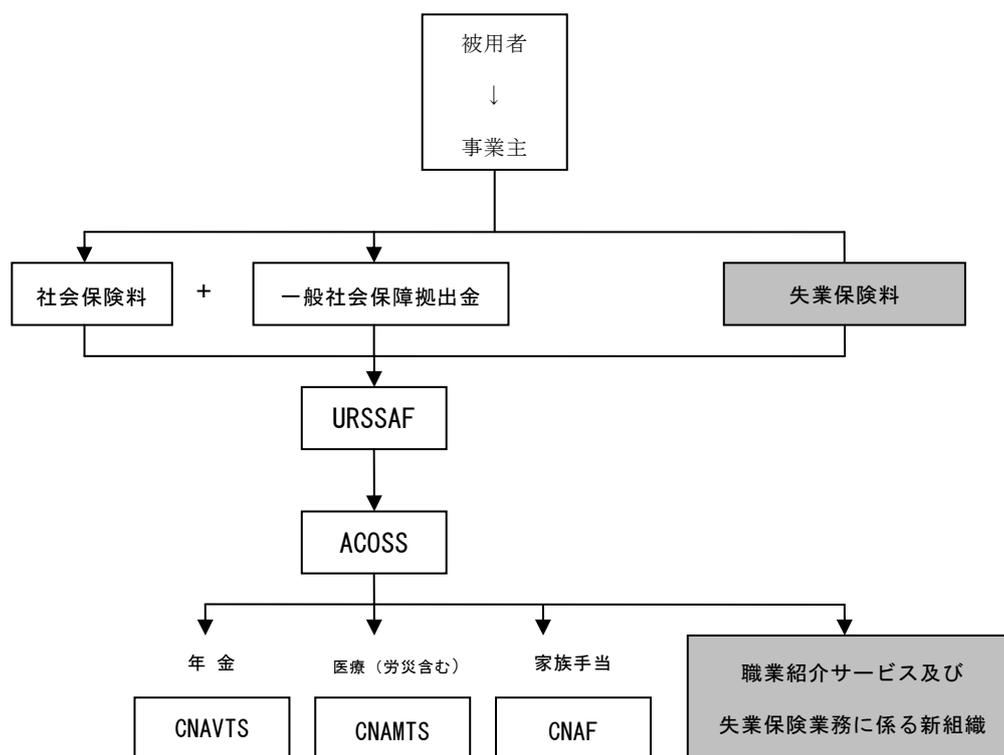
²⁴ 仏保健省の Elizabeth Lion 氏（Conseillère technique auprès du Directeur）からのヒアリングに基づく。

業紹介サービスと失業給付サービスの融合が失業者の再就職支援に大きく資するものであると認識し、これを進めるためANPEとASSEDIC/UNEDICとの統合後との統合を図るための法案策定を現経済産業雇用大臣に指示するに至ったものである。

「統合」法案によれば、ANPEとUNEDICとの統合により「フランス雇用（France Emploi）」が創設され、これに伴い失業保険料の徴収業務がこれまでのASSEDICからURSSAFに移管される予定となっている²⁵。なお、UNEDIC/ASSEDICにおいて現在徴収業務に携わる職員数²⁶は、全体の約1万4,000人の割の1,400人とみられるが、これら職員が統合後にACOSS/URSSAFに配転されるとみられる。

失業保険料徴収業務がURSSAFに移管されることに対し、UNEDIC側も企業にとって納付窓口がURSSAFにすべて一元化されることによる負担軽減とともに、保険料の不正（届出しないうことによる保険料不払いなど）に対する強化が図られるとする意見がある。社会保険料に関するURSSAFの調査権限及び体制に比べ、UNEDICには保険料検査官が配置されていないなど調査体制が不備²⁷であるため、こうした点が強化されるとみる。

図6 ANPEとUNEDICが統合された後の社会保険料及び失業保険料等の徴収の流れ



²⁵ 「フランス雇用」に移管されず UNEDIC に残る業務は、受給資格設定や失業保険料率の決定などが考えられているが、それら業務のための人員は現在約 100～200 人程度と想定されている。

²⁶ 参考までにそれぞれの職員数は、ANPE 約 2 万 5,000 人、ACOSS/URSSAF 約 1 万 4,900 人、UNEDIC/ASSEDIC 約 1 万 4,000 人。

²⁷ 不正に対しては、必要な場合弁護士を活用し司法手続きをとるなどの対応をしている。保険料支払いのための督促状送付など URSSAF で一般的に行われている対策も 3 年ほど前から実施されるようになったように UNEDIC の不正対策は十分ではない面がある。

他方、統合による懸念としては、以下のように失業保険制度の運営に関するものとなっている。

- 労使の主体性保持の問題：「フランス雇用」は政労使の三者構成の運営となるため、UNEDIC 側の最大の懸念は、これまで労使自治により運営されている失業保険制度に対し労使の主体性が今後いかに確保されるかである。具体的には、徴収した失業保険料の管理が十分できなくなるのではないかと、年金財源など今後明らかに赤字になることが予想されている分野に失業保険料が流用されるのではないかなど、「フランス雇用」の財源がどのように措置されるかについてのUNEDICの関心は高い。
- 処遇面：事実上公務員待遇の ANPE 職員、同じ民間部門ではあるが賃金水準が異なる URSSAF と UNEDIC の職員をいかに処遇していくかが課題となる。特に UNEDIC 職員の賃金水準は相対的に他の機関の賃金より高いため²⁸、配転後も従前の水準が確保されるかについて関心が高い。また、職種の転換に対する懸念も挙げられている。
- データベース：社会保険料において利用されている NIR（社会保障番号）は、失業保険には使用されていない。失業保険では独自の被保険者 ID 番号が使用されているため、これらデータ処理の統合の問題が残ることとなる。
- 企業情報の管理機能：UNEDIC/ASSEDIC から失業保険料徴収機能がなくなることにより、それまでの徴収業務を行うことで企業から得られた新規採用をはじめとした各種の情報が、URSSAF に移管後も職業紹介・失業給付機関である「フランス雇用」においても有機的に活用されるようになるかどうかの懸念がある。

<参考文献>

- 石田三成（2006）財務省総合研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況 欧州3カ国編（3分冊の2）第7章 フランスにおける国と地方の役割分担」財務省財務総合研究所
- 伊奈川秀和（2000）「フランスに学ぶ社会保障改革」中央法規出版
- 健康保険組合連合会（2006）「欧州の医療保険制度に関する国際比較研究」健康保険組合連合会
- 藤井良治・塩野谷祐一編（1999）「先進諸国の社会保障6－フランス」東京大学出版会
- JILPT（2002）「フランスの社会保障制度の概要－年金制度及び年金改革の動向を中心に－」
- JILPT（2003）「フランスの失業保険制度と職業訓練政策-Welfare to Work の観点から－」
- 安田純子（2007）「海外の保険料徴収・年金記録 1～21」『週刊社会保障 No. 2440～2461 [2007. 7. 16～2007. 12. 17]』

²⁸ UNEDIC 担当者のお話では、UNEDIC の賃金が（職種等により違いはあるが）URSSAF や ANPE より 15～50% 高い水準にあるとのこと。

<参考 Web サイト>

- 仏社会問題雇用連帯省 : <http://www.travail-solidarite.gouv.fr/>
- URSSAF : <http://www.urssaf.fr/>
- UNEDIC/ASSEDIC : <http://www.assedic.fr/assedic/assedic.portal>
- RSI : <http://www.le-RSI.fr/index.php>

第5章 カナダにおける社会保険・労働保険の徴収事務一元化の実態と課題

第1節 社会保険及び労働保険の保険制度

1 カナダにおける社会保障制度の概要

カナダの社会保険制度には年金、雇用保険、労災保険制度がある。これらを日本のように社会保険、労働保険といった便宜的な区別はしていない。

年金と雇用保険は連邦政府のカナダ人的資源技能開発省（Human Resources and Skills Development Canada：HRSDC）が所管している。給付金の支給は同省が行うが、保険料の徴収事務は連邦政府の一機関であるカナダ歳入庁（Canada Revenue Agency：CRA）が行っている。同省と歳入庁のこの役割分担は1966年の年金法の制定以来、続いているものである。

年金と雇用保険の保険料は給与所得税（payroll tax）と呼ばれ、被用者であれば所得税とともに給与天引きにより徴収される。歳入庁が保険料と所得税を一緒に徴収する仕組みは、徴収窓口の一本化が納付者にとっても政府にとっても効率的であるとの考え方に基づく。一方で、給付と徴収は別々の機関が所管しているが、各々の機関が効率的に実施しており徴収費が抑えられ運営費節減になっているためメリットがあると考えられている。

労災保険については各州政府が所管し、制度の内容も州ごとに異なる。各州法により各州に設置された労災補償局があらゆる権限をもって運営している。いずれの州でも、事業主からの保険料徴収、労働者への補償金支給ともに労災補償局が行っている。

なお、カナダの社会保険には医療保険も含まれるが、医療保険は医療費を一般財源（税）でまかなっており保険料としての徴収はないのでここでは扱わない。

2 年金保険制度

(1) 概要

カナダの年金制度は3階建てになっている。1階と2階は公的年金、3階は私的年金である。

1階部分は基礎年金にあたる老齢年金保障で、2階部分は所得に応じて徴収し給付されるカナダ年金プランである。これらの公的年金は連邦政府のカナダ人的資源技能開発省が所轄する。なお、ケベック州だけは州が独自の制度、ケベック年金プランを管理している。ただし、内容はカナダ年金プランとほぼ同じなので、以下はカナダ年金プランについて記述する。

3階の私的年金には企業年金と個人年金がある。企業年金の主なものとしては登録年金制度（Registered Pension Plans：RPSs）があげられる。通常、労使双方が掛金を拠出し、完全積立方式に基づき運営されている。個人年金としては登録退職貯蓄制度（Registered Retirement Savings Plans：RRSPs）と呼ばれる制度がある。

(2) 基礎年金（老齢年金）

ア 概要

基礎年金は老齢年金保障（Old Age Security: OAS）である。一般に老齢年金（Old Age Pension）と呼ばれている（以下、老齢年金）。給付および運営費は、すべて一般財源(税)からまかなわれる。したがって保険料の徴収はない。給付金は所得として課税の対象となる。

基礎年金（老齢年金）給付には「老齢年金」、「補足所得保障（GIS）」、「手当（Allowance : AL）」、「遺族手当（Allowance for the Survivor : ALW）」一の4種類がある。¹

基礎年金の主な給付金である「老齢年金」は、カナダに居住する65歳以上のすべての人の最低限の所得を保障するものである。支給は18歳以降カナダに10年以上居住していることが要件となっている。就業の有無は問わない。所得比例年金への加入の有無に関係なく受給できる。海外に住んでいても給付を受けることができる。その場合は18歳以降に最低20年間カナダに居住していたことが要件となる。「老齢年金」の満額は2007年1～3月期で月額491.93カナダドル（約5万826円）²である。

「老齢年金」の給付水準は高くない。そのためこれを補足する制度として「補足所得保障」、「手当」、「遺族手当」がある³。

これらの補足制度の給付金は所得調査を経て拋出される。単身か配偶者がいるかによっても受給額は異なる⁴。「手当」および「遺族手当」の受給者が65歳に達すると「老齢年金」や「補足所得保障」に切り替わる。所得によっては生活保障も受給する。

「補足所得保障」の給付は65歳以上の老齢年金（基礎年金）受給者に限られている。「手当」は60～64歳で18歳以降にカナダに10年以上居住していたこと、かつ配偶者または法的パートナー（同性・異性にかかわらず）が「老齢年金」と生活保障⁵の受給資格を満たしていることが要件となっている。

実は「老齢年金」に「補足所得補償」や「手当」を加えてもカナダの年金受給額の合計は最低保障所得の水準には届かない。ただ、カナダの高齢者の貧困者比率は5%未満と先進国のなかで最低のグループに入っている（高山、2002）。

なお、老齢年金（基礎年金）受給者のうち高所得者に対しては「クローバック（claw back）・システム」と呼ばれる給付金払い戻し制度がある。この制度は1989年、連邦政府の赤字対策の一環として導入された。基礎年金給付を含めた所得が年5万ドル（約516万円）

¹ HRSDC 提供資料

² 出典はサービスカナダ（<http://www.hrsdc.gc.ca/en/isp/oas/oasrates.shtml>）。円への換算は CAN\$1.00 = ¥103.32 による。

³ 高山憲之、2002（『海外社会保障情報』No. 139）

⁴ 老齢年金に補足制度を加えても最低保障所得（いわゆる貧困線所得）と比べ、カナダの基礎年金水準は低い。ただし、高齢者の貧困者比率は5%未満で主要国のなかでは最も低い層に属す。高山憲之、2002（『海外社会保障情報』No. 139）

⁵ 生活保障（低所得保障、low-income supplement）は公的扶助である。所得調査を経て決定する。65歳で老齢年金保障を受給していること、かつ年間所得が低いことが受給要件。この場合の所得は個人の所得。年金受給者に配偶者または法的パートナー（同姓・異性にかかわらず）がいる場合は家族の所得。

を超える受給者は、翌年の所得申告の際に基礎年金給付の一部または全額を連邦政府に払い戻さなければならない。

ただ、このシステムによる減額対象者は基礎年金受給者の約5%（全額返金者はそのうち2%）にとどまっている。また私的年金への税制優遇措置により、高所得者ほど高い恩恵を受ける仕組みもある。これらの点を考慮すると、全体としてカナダの「税による高齢者への給付や恩恵はほぼ普遍的（universal）に与えられていると考えるべき」（高山、2002）⁶といわれている。

なお所管省である人的資源技能開発省は、所得調査の際に必要な情報をカナダ歳入庁に照会する仕組みになっている。ただ、プライバシー法（Privacy Act）により個人情報の扱いは厳しく規制されており、こうした情報共有に関しては省庁間で法をさらに細かく制限する「覚書」が交わされている。

イ 制度に係る根拠法令

老齢年金法（Old Age Security Act）。1952年制定。

ウ 運営機関・体制

基礎年金、所得比例年金はともに人的資源技能開発省が所轄している。制度や給付金などに関する問い合わせや相談は各地のサービスカナダ・センター（Service Canada Centres）を通して管理している。

サービスカナダ（Service Canada）は2005年、人的資源技能開発省の傘下に設置された組織である。国民がひとつの窓口（ワンストップ）で簡単に複数の行政サービスを受けられることを目的とし電話、インターネット、郵便、窓口相談などすべてをカバーする「キオスク」を目指す。現在、通話料無料で年金、雇用保険、社会保険番号、パスポート申請に関する照会や相談を受けている。全国320カ所に2万人のスタッフを配置し現地出張サービスや携帯電話に対応するほかホームページを通じたオンラインサービスを行っている。またサービスカナダは連邦や州政府などの行政機関と連携し効率的なサービス提供を行うという使命も与えられている。

設立は法によっていない。将来、人的資源技能開発省傘下の「庁」とするか、独立した連邦機関とするかは現在のところ未定という。また、発足以降の成果や組織の評価についてカナダ政府は、設立後2年間の試行期間を経た現段階では時期尚早としている。

エ 保険の収支状況

1階部分にあたる老齢年金の支出は、2005年度推定で29兆7,000億ドルである。保険料は

⁶ 高山憲之、2002（『海外社会保障情報』No. 139）

一般財源から支出しており徴収していない。今後20年、30年の間に倍増すると見込まれている⁷。人的資源技能開発省による運営費は、2003年度推定2億9,800万ドルで、その年支払われた給付金の総額の1.1%となっている。支給額に対する運営費のこの比率は通常は5%程度といわれている。

(3) 所得比例年金（カナダ年金プラン）

ア 概要

年金制度の2階部分にあたる所得比例年金のカナダ年金プランは、被保険者が退職、傷害、死亡に直面した際に部分的な所得の代替を行うものである。所管するのは連邦政府の人的資源技能開発省で、ほかの社会保険とは別の独立した会計勘定（基金）をもつ。基金の管理は同省傘下のカナダ年金プラン投資協議会（CPP Investment Board：CPPIB）が行っている。給付金は保険料と基金運用による利益からまかなわれている。

カナダ年金プランはカナダのすべての被用者と自営業者をカバーしている。ただしケベック州だけはケベック年金プラン（Quebec Pension Plan：QPP）を独自に運営している⁸。ただ、ケベック年金プランの制度の内容はカナダ年金プランとほとんど変わらないので、ここではカナダ年金プランについて記述する。

給付金の支給は人的資源技能開発省が行っている。給付金の支給対象は18歳から70歳までで、60歳からの繰上げ受給、70歳までの繰り下げ受給ができる。65歳から70歳までは希望により加入が可能となっている。給付水準は、被保険者が保険料を収めた期間の平均標準報酬月額約25%で、65歳の平均月額は473.09ドル（2006年10月、約4万8,406円）。

保険料はカナダ歳入庁が徴収している。保険料は①被用者②事業主③自営業者から徴収される。2006年の保険料率は9.9%で、労使はこれを折半（4.95%ずつ）、自営業者は労使負担の合計額を負担する。政府も一事業主として保険料を納める。保険料の対象となる所得には上下限が設けられている。

なお、基金を運用するカナダ年金プラン投資協議会は、連邦投資規定にのっとり民間の年金基金に準じて運用している。協議会は議会、連邦および州政府の財務長官に対して運用状況について説明責任を負うが、カナダ政府からは一定の距離をおいた関係を保つ。メンバーは連邦および州と協議した上で任命される。

イ 制度に係る根拠法令

カナダ年金プラン法（Canada Pension Plan, Act）。1966年制定。主な内容は次のとおり。

⁷ HRSDC へのヒアリングによる。

⁸ カナダ年金プラン法では、州政府がカナダ年金プランに相当する独自のプログラムを創設した場合、連邦政府が運営するプランの管理から脱退することができるとされている。Social Security Programs Throughout the World: The Americas, 2005 (released March 2005), Canada.

○第Ⅰ部 (Part I)

歳入庁が保険料の徴収を行う。社会保険番号により保険料収納状況、所得情報を記録する。

○第Ⅱ部 (Part II)

人的資源技能開発省が給付に関する管理責任を負う。

○第Ⅲ部 (Part III)

財務省が3年ごとに財政を見直し、カナダ年金プラン投資協議会が財政面を見直す。

財政機関に対する指導監督府(会計長)(Chief Actuary: Office of the Superintendent of Financial Institutions)は制度の持続性を監視し、制度改正などによって発生する費用や効果を計算する。また3年ごとに会計監査報告を作成する。

ウ 運営機関・体制

年金制度1階部分の老齢年金と同様、カナダ年金プランの所轄省は人的資源技能開発省である。ただし、連邦政府は実質の管理を行うものの、制度そのものに関する責任は各州政府とで共有するものとされている(ケベックは自州で管理)⁹。そのため法改正はカナダの人口の3分の2を代表する、3分の2の州政府の同意がなくては成立しない。

給付関連サービスの体制として、全国12の地域事務センター(Regional Processing Centre)を設置しており、首都のあるオンタリオ州に3カ所、その他の州に1カ所ずつある。全国8カ所のコールセンターでは、あるセンターの電話回線がふさがると自動的に別のセンターにつながるようになっており時差を利用して全国からの問い合わせに対応している。窓口業務は全国320カ所に設けられてはいるが2007年より完全予約制で対応している。前述した2005年創設のサービスカナダも窓口のひとつである。

エ 保険の収支状況

カナダ年金プランは所得比例による保険料の収入および投資による運用益で運営されている。おおざっぱにいうと基金の収入のうち7割が保険料、3割が運用益である。

2006年3月末現在、カナダ年金プランの会計は資産1,028億ドル、負債17億ドルで、実質資産は1,011億ドル。財政は「安定状態」にあるという。

保険料収入は301億ドル(2006年実質)である。ここから保険料の徴収費1億ドルが支払われている。保険料1ドル徴収するためにかかる費用は0.33セント、つまり徴収費率0.33%と算出できる¹⁰。

⁹ HRSDC 提供資料

¹⁰ Canada Pension Plan, Consolidated Financial Statements for the year ended March 31, 2006, HRSDC

カナダ年金プラン概要¹¹

○保険料納付者数	1,600 万人 (2004年12月)
○給付金の受給者数	400 万 6,000 人 (2006年3月)
収支(2006年)	
○資産	1027 億 9,800 万ドル (実質)
○負債	16 億 7,700 万ドル (実質)
収入	
○保険料収入	301 億 1,700 万ドル
○投資による運用益	130 億 3,200 万ドル (実質)
支出	
○給付金	249 億 7,700 万ドル (実質)
○運営費	4 億 6,200 万ドル (実質)
徴収費	
○徴収費	1 億 100 万ドル
保険料 1 ドルあたり	0.33 セント (1 億ドル ÷ 301 億ドル)

オ 保険料の徴収について

(ア) 保険料適用者（拠出義務）の範囲

所得比例年金であるカナダ年金プランは、カナダで働く年収 3,500 ドル以上の被用者と自営業者に保険料が適用される。非正規労働者も適用対象となっている。年収 3,500 ドル以下の者と季節農業従事者などの一時的就労者は適用除外である。

保険料計算の対象となる所得には上限（年間最高年金所得、YMPE）があり、それ以上稼いでも納付する保険料は増えない。2007年の上限所得は4万3,700ドル（2007年）である。年間最高年金所得は製造業の平均賃金にリンクしており毎年1月に改定される。保険料計算対象（賦課ベース）となる収入の下限にあたる年間基礎控除額（YBE）は1998年から3,500ドルに凍結されている。

(イ) 保険料適用者数

保険料納付者数は1,600万人（2004年12月現在）となっている。

(ウ) 保険料率

保険料率は9.9%（2006年）で、労使はこれを折半（4.95%ずつ）、自営業者は労使負担の合計額を負担する。人的資源技能開発省によるとカナダ年金プランの財政は現在「安定状態」にあり、現在の料率のままであれば2012年までの間、資産の25%は剰余金として運用できるとしている¹²。

¹¹ HRSDC 提供資料

¹² HRSDC 提供資料

カナダ年金プラン保険料、保険対象所得上限の推移

年	年間保険対象所得 (ドル)	基礎控除額	保険対象所得の最高額 (ドル)	保険料率 (労働者) (%)	年間保険対象所得の最高額 (労働者) (ドル)	年間保険対象所得の最高額 (営業者) (ドル)
2007	43,700	3,500	40,200	4.95	1,989.90	3,979.80
2006	42,100	3,500	38,600	4.95	1,910.70	3,821.40
2005	41,100	3,500	37,600	4.95	1,861.20	3,722.40
2004	40,500	3,500	37,000	4.95	1,831.50	3,663.00
2003	39,900	3,500	36,400	4.95	1,801.80	3,603.60
2002	39,100	3,500	35,600	4.7	1,673.20	3,346.40
2001	38,300	3,500	34,800	4.3	1,496.40	2,992.80
2000	37,600	3,500	34,100	3.9	1,329.90	2,373.00
1999	37,400	3,500	33,900	3.5	1,186.50	2,373.00
1998	36,900	3,500	33,400	3.2	1,068.80	2,137.60
1997	35,800	3,500	32,300	2.925*	944.78	1,889.55

注：保険料率は1997年に「T1」申請による税金還元（969ドルが上限）がある場合は3.0%に設定された。

出典：カナダ歳入庁（CRA）ホームページ

カナダ年金プラン 基本控除額（2006、2007年）

納付回数	基本控除額（ドル）
年1回	3,500.00
年2回	1,750.00
年4回	875
毎月	291.66
月2回	145.83
2週間に1回（年26回）	134.61
2週間に1回（年27回）	129.62
毎週（年52回）	67.3
毎週（年53回）	66.03
貸金支払期間により年22回	159.09
貸金支払期間により年13回	269.23
貸金支払期間により年10回	350
毎日（年240回）	14.58
毎時間（年2000回）	1.75

出典：カナダ歳入庁（CRA）ホームページ

(エ) 保険料計算対象の所得の範囲

保険料計算対象となる所得（賦課ベース）は、所得から年間基礎控除（YBE）の3,500ドルを差し引いた額となっている。

カナダ年金プラン保険料徴収費（2006年）

保険料総額	徴収費	収納額に対する徴収费率
30億8,500万ドル	1,400万ドル	0.4%

(オ) 徴収機関との情報共有について

人的資源技能開発省は、老齢年金とカナダ年金プランの給付額の算出や傷害年金の継続適用に関する審査に必要な情報を歳入庁に照会し、収入の記録や保険料納付状況の記録などを提供してもらう。また歳入庁のもつ所得情報を活用して、老齢年金（基礎年金）やそれを補う各種手当の資格を決定する。なお、国外に居住するカナダ人へのカナダ年金プランの支給にかかる妥当な税率は歳入庁が決定する。通常は税率は25%で、低収入者には率を下げている。¹³

3 雇用保険制度

(1) 概要

カナダの雇用保険制度は連邦政府のカナダ人的資源技能開発省（HRSDC）が所管している。労働関係法についていえば、雇用保険以外は各州の所管にゆだねられているので、その意味では例外的な存在となっている。

雇用保険制度は1941年の失業保険法制定にはじまり1971年の改正を経て1996年6月、全国職業訓練法と統合して雇用保険法となった。従来の給付設計を大幅に修正し雇用促進型の積極的労働市場政策に連動させる立法として、現在に至っている。

雇用保険も年金と同様、給付は所管省が行い保険料徴収はカナダ歳入庁（Canada Revenue Agency：CRA）が行っている。1941年の法制定当初は現在の人的資源技能開発省にあたる雇用移民省（Department of Employment and Immigration）が徴収も給付も管理していたが、1971年の法改正の際に徴収事務の権限を歳入庁へ移管し現在に至っている。

(2) 制度に係る根拠法令

雇用保険法（Employment Insurance Act）は2部構成となっている。

○第1部（Part I）

失業期間中の所得給付（Income Benefit）制度

○第2部（Part II）

積極的再雇用給付（Active Re-Employment Benefit）制度

雇用支援措置（Employment Support Measures）制度

(3) 運営機関・体制

雇用保険は人的資源技能開発省が所管するが、運営は同省傘下のカナダ雇用保険委員会（Canada Employment Insurance Commission）に委任されている。保険料徴収は歳入庁が行い、徴収の根拠となる保険資格についても責任を負う。

¹³ HRSDC 提供資料

雇用保険委員会は 2005 年 6 月、カナダ人的資源技能開発省法（24 条）により設置された。政労使の三者で構成され、労使の委員（各 1 名）の任期は最長 5 年となっている。主な任務は①雇用保険の運営②雇用に関するサービス③労働市場における人材の活用と開発—の 3 本柱（人的資源技能開発省法 24 条）となっている。また雇用保険法により保険料率の設定（雇用保険法 66 条）を行うほか、年 1 回の『モニター調査および評価報告（Annual Monitoring and Assessment Report）』のとりまとめ（同 3 条）を行う。同報告では法令改正などの効果や影響に関する調査結果と委員会の見解を公表している。

（4）保険の収支状況

雇用保険会計のバランスシートをみると、雇用保険財政は 2005 年度末現在、514 億 4,443 万 1,000 ドル（約 5 兆 3,152 億 3,861 万円¹⁴）の黒字となっている。前年度より 4.3%、21 億 3,885 万 9,000 ドル増えている¹⁵。

雇用保険会計の収入は 183 億 1,892 万 7,000 ドル（2005 年度）で、うち保険料収入は 169 億 1,665 万 9,000 ドル、収入全体の 9 割強を占めている。

支出は 160 億 5,032 万 8,000 ドルである。内訳は①給付金等 144 億 1,841 万 6,000 ドル（支出全体の 89.8%）②管理費 15 億 7,624 万 4,000 ドル（同 9.8%）③負債損失 5,566 万 8,000 ドル（同 3.4%）——となっている。なお②管理費には歳入庁に支払う徴収費用が含まれている。前年度と比べると、支出全体では前年度より 20.8%、3 億 3,428 万 6,000 ドル減っているが、管理費だけをみると前年度より 2.2%、3 万 4,585 ドル増えている。

雇用保険の財政（2005 年度）

収入	183 億 1,892 万 7,000 ドル	
うち保険料	169 億 1,665 万 9,000 ドル	（収入全体の 9 割強）
支出	160 億 5,032 万 8,000 ドル	
うち①給付金等	144 億 1,841 万 6,000 ドル	（支出全体の 89.8%）
②管理費	15 億 7,624 万 4,000 ドル	（同 9.8%）
③負債損失	5,566 万 8,000 ドル	（同 3.4%）

連邦政府は保険料率を 1994 年（3.07%）から 13 年連続で引き下げている。カナダ商工会議所によると、労使からは料率が依然として高すぎるとの批判がある。また使用者側にはそもそも雇用保険は一般税収からまかなうべきとの意見がある。失業中の所得保障という雇用保険の当初の目的が、出産手当や児童手当などの拡充によって拡大されていることを不満とし

¹⁴ 1 カナダドル=103.32 円で換算。以下すべてこの為替レートを使用。

¹⁵ Employment Insurance Account, Report on the financial transactions for the year ended March 31, 2006, HRSDC

ているもので、同会議所の担当者は「手当の支給には賛成だがこうした社会保障費用は一般
 税込からまかなってほしい」とコメントしている。

(5) 保険料の徴収

ア 保険料適用者（拠出義務）の範囲

雇用保険の保険料はすべての被用者からカナダ歳入庁が徴収している。

イ 保険料適用者数

雇用保険料が適用される事業所数は100万カ所で、適用労働者数は1,500万人となっている
 る（いずれも2005年度）。

ウ 保険料率

2007年の保険料率は労働者1.80%、使用者は2.52%である。つまり労働者の週当たり保
 険対象賃金100ドルあたり1.80ドル（約185円）、使用者は労働者の1.4倍にあたる2.52ド
 ル（約260円）支払う。保険対象所得の上限は年間4万ドル（2007年）である。したがって
 被用者個人が給与から天引きされる保険料は最大720.00ドル（約7万4,390円）、使用者が
 支払う従業員1人当たりの保険料は最大で1008.00ドル（約10万4,146円）となっている。
 連邦政府は保険料率を1994年の3.07%から13年連続で下げている。なお保険料は前年の収
 入に基づいて支払い年末調整を行う仕組みとなっている。

雇用保険料および保険対象所得上限の推移

年	週当たり保 険対象所得 (ドル)	年間保険対象 所得 (ドル)	料率 (%)	年間最高保険料 (労働者、ドル)	年間最高保険料 (使用者、ドル)
2007	—	40,000	1.8	720	1,008.00
2006	—	39,000	1.87	729.3	1,021.02
2005	—	39,000	1.95	760.5	1,064.70
2004	—	39,000	1.98	772.2	1,081.08
2003	—	39,000	2.1	819	1,146.60
2002	—	39,000	2.2	858	1,201.20
2001	—	39,000	2.25	877.5	1,228.50
2000	—	39,000	2.4	936	1,310.49
1999	—	39,000	2.55	994.5	1,392.30
1998	—	39,000	2.7	1,053.00	1,474.20
1997	—	39,000	2.9	1,131.00	1,583.40
1996	750	39,000	2.95	1,150.50	1,610.70

注：ケベック州の雇用保険料率は労働者1.46%（2007年）。

エ 保険料の徴収費

2006年に納付された保険料は170億ドルで、運営費は16億ドルである。これらの数字から保険料1ドル徴収するのにかかる運営費は約10セントとなる。

徴収権限が歳入庁に移管される直前の1970年と直後の1971年の運営費について人的資源技能開発省サービスカナダの担当者は当時の資料がないためわからないと回答している。

オ 雇用保険料収納（納付）記録システム

人的資源技能開発省は2つのコンピュータシステムをもつ。年金と雇用保険の給付金を管理する「給付金支払いシステム（Benefit Payment System）」、年金と雇用保険料の納付状況を管理する「人的資源技能開発省会計受取勘定システム（Departmental Account Receivable System : DARS）」である。保険料を徴収する歳入庁は DARS へのアクセス権をもっている。

カ 徴収機関との情報共有について

人的資源技能開発省は徴収を行う歳入庁との情報共有を行っているが、情報の共有はプライバシー法および歳入庁との間で交わされている覚書により厳しく規制されている。

歳入庁には年金や雇用保険の受給資格に関する判定を行う判定官という専門官がおり庁内だけでなく給付を担当する人的資源技能開発省などからの要請に応じて調査を行いその結果を提供する仕組みになっている。たとえば判定官が判定に必要な税の納付状況を庁内の監査部局に問い合わせるときは税関連の情報共有のルールに従わねばならず、また判定結果を人的資源技能開発省に提供するときには省庁間の覚書にある細かい規定に則って内容を精査しなければならない。

キ その他（法制定までの経緯）

社会保障研究所編『カナダの社会保障』によると¹⁶、第一次世界大戦、1929年の経済大恐慌を経て1930年代は失業問題が連邦政府にとって大きな課題となっていた。1935年、カナダ連邦議会は失業保険法を通過させたものの、最高裁判所は1937年に違憲判決を下した。というのも1876年に成立した英領北アメリカ法では、国民の福祉や医療対策の責任が連邦にあるのか州にあるのか明確に規定されていなかったためである。連邦議会はその後、法案を修正し、1940年に議会を通過させ、翌1941年、失業保険法は施行された。連邦政府が国民の生活困難に直接介入する画期的なきっかけとなった。

失業保険法は1971年の改正を経て1996年6月、全国職業訓練法と統合して雇用保険法となった。従来の給付設計を大幅に修正し、雇用促進型の積極的労働市場政策に連動させる立

¹⁶ 『カナダの社会保障』社会保障研究所編（社会保障研究所研究叢書 24、東京大学出版社）1989年、p. 73

法として制定され、現在に至っている。

4 カナダの労災保険

(1) 概要

カナダの労災保険¹⁷は各州政府が所管しており、制度の内容は州ごとに異なる。現在カナダには10州3準州あるが、準州のうち2つは同一の法適用下にあるため労災保険の州立法は12、これに2つの連邦法（連邦被災者労働補償法、連邦商業船員労災補償法）がある。

各州の労災保険法は州独自の立法に基づいて州ごとに設置された独立の行政機関、労災補償局があらゆる権限をもち運用している。事業主は強制加入が原則であるが、事業主が自らの資金で補償費を支払う制度（自家保険制度¹⁸）を認める州もある。

労災保険法の成立時期は年金法や雇用保険法よりも早い。ブリティッシュ・コロンビア州の法制定は1902年（北米で最初）、オンタリオ州は1914年である。オンタリオ州の制度は北米で4番目の規模である。

カナダには全国民対象の公的医療保険制度がある。また労災保険に民間保険会社が関与することはなく州政府が掌握している。こうした制度の基盤はアメリカよりも日本と共通する点が多い（品田、2002¹⁹）。

(2) 根拠法令

ア 憲法

憲法第91条、第92条の解釈により、労働立法の制定権限は連邦政府と州政府の両方に存在するが主たる権限は州政府に与えられている。連邦政府が権限をもつのは複数の州に影響する問題に限定されている。ただし1つの州で発生したことでカナダ全体あるいは複数の州の利益にかかると連邦議会が宣言した場合は連邦議会が立法を制定する権限をもつ。

イ 労働者災害補償法

法律名は「労働者災害補償法（Workers' Compensation Act）」とするものが多いが州によって異なる。オンタリオ州の場合、1914年制定の労働者災害補償法を97年、労働災害の予防という観点を強調して現在の職場安全保険法（Workers' Safety and Insurance Act）に改正している。

¹⁷ カナダの労災保険法は①使用者を強制加入させる州がある②給付には補償を超えた社会保障給付もある——など、労災の使用責任の「補償」制度で貫かれているわけではない。桑原昌宏、1994年『先進諸国の社会保障③カナダ』城戸喜子・塩野谷祐一編、東京大学出版会、p. 132）。

¹⁸ 桑原昌宏、1994年『先進諸国の社会保障③カナダ』東京大学出版会、p. 131）

¹⁹ 品田充儀『カナダ労災補償法改革』（法律文化社）2002年

(3) 運営機関・体制・財源

カナダの労災保険制度は各州法により設置された独立の行政機関、労災補償局 (Workers' Compensation Board) が執行を司る。局の名称はこれと異なる州もある。オンタリオ州の場合はオンタリオ職場安全保険局 (Workplace Safety and Insurance Board : WSIB、本部トロント) である。なお、カナダはアメリカよりさらに各州の独立性が強いといえるが、労災保険に関してはひとつの州で発生した課題が他の州に波及することが多い (品田、2002)。

労災補償局は労災保険法の解釈、運用にかかるあらゆる問題に対して権限をもつ。とくに重要な権限として職権証拠調べと調査権限がある。労災補償局の決定、行動は他の行政機関および裁判所で原則としてくつがえることはない。

労災補償局には労災補償局委員会 (Board of Commissioner) が構成されている。委員会は労災保険法に基づく方針の策定、手続きの責任を負い、実行する。局のあらゆる判断はこの委員会によって決まる (品田、2002)。

労災補償局は毎年、副総督ないしは州大臣 (Minister) に年次報告書を提出する。3年ないしは5年ごとに保険計理士による業務評価を行う (ケベック州は毎年)。また州の会計検査官に対して年度ごとの会計報告を行う。

労災補償局は局職員の採用権限をもつ。州によっては公務員法にしたがって任命される場合や、そもそも局職員を公務員とする場合がある。職員の人件費はいずれの場合も労災保険料からまかなわれている。

なお品田 (2002) によると、労災補償局は労使に対して完全に中立とみなされているわけではなく政治的な影響を受けやすい存在と受け止められている。したがって労災補償局内で誰が中心的な人物かについては労使の関心事となっている。しかし一方でカナダ人の国民性として権限の集中化を嫌う傾向があるため、労災補償局中枢部の構造には歴史的に試行錯誤が続いているという。

(4) 保険の収支状況

オンタリオ州を例にとると、同州の2006年の労災保険料収入は31億900万ドル (約3212億円)。前年度より4,900万ドル (約51億円) 増えている。増加の要因についてオンタリオ州職場安全保険局は、労働者一般の雇用状況の改善と収入の増加と説明している。支出は47億9504万3,000ドル (約4,954億円) で、内訳は人件費37億2,630万ドル (約3,850億円)、給付金6億7,543万ドル (約698億円)、運営費 (人件費・給付金以外の支出) 3億9,331万3,000ドル (約606億円) となっている。

(5) 給付の種類と内容

労災保険の給付の種類は各州とも基本的には同じで、①医療支援②リハビリテーション③

一時的労働不能補償給付④永久的労働不能補償給付⑤遺族補償給付一の5種類である。なお州によって所得格差があるため傷害年金など他の制度との調整や支払方法など詳細は州によって異なる。

(6) 受給資格の認定

受給資格の認定は労災補償局が行う。その決定は一部の州を除き最終的なものとみなされる。労災補償局の決定に対して裁判所による審査を認めているのは4州のみである。

(7) 法の適用対象と補償

法の適用対象は民間労働者および州公務員である。これはカナダ労働法が公務員を労働者から必ずしも峻別しないという特性による。ただし連邦公務員は適用されない。市の公務員の適用については州によって異なる。(桑原、1994)²⁰。

(8) 保険料の徴収

ア 保険料適用者（拠出義務）の範囲

原則としてすべての産業が適用対象である。ただし、多くの州で、副総督（Lieutenant-Governor）もしくは労働補償局委員長が対象業種を決定することができ、いわば可変的になっている。

州を保険者とする公的保険システムでありながら、オンタリオ州など州によっては一定の事業者（大手の航空会社、鉄道会社など）に対して、補償基金への拠出を求めず自らの資金によって補償費支払いに対応することを認めているところもある（自家保険制度）。これらの事業主は、多くの場合、補償費の支払い能力を示すため、労災補償局に保証金もしくは保証人を要求される。²¹

イ 保険料適用者数

オンタリオ州では、強制適用の事業主と、補償基金への拠出を求めず自らの資金によって補償費支払いに対応する事業主（自家保険を選択する事業主）の2種類にわかれている。前者は「スケジュール1 (Schedule1)」、後者は「スケジュール2 (Schedule2)」と区分され、2005年の納付事業主数は前者が21万5,000事業所、後者が700事業所である。

ウ 保険料率

労災保険料は事業主が全額負担する。オンタリオ州（2006年）の場合、保険料率は全産業平均で2.26%である。納付回数は事業所の年間給与支払額によって毎月、年4回、年1回

²⁰ 桑原昌宏、1994年『先進諸国の社会保障③カナダ』東京大学出版会、p.132)

²¹ 加藤普章、2002年『カナダ連邦政治—多様性と統一への模索—』東京大学出版会、p.28)

の3種類ある（以下の表参照）。

なお所得税、年金保険料、雇用保険料を事業主から徴収している歳入庁は、事業主による前年所得の確定申告（12月末）後に、各事業主の年間給与支払額を確定し労災補償局に報告する。そのため通常、給与支払額の確定は当該年のおよそ1年半遅れとなる（オンタリオ州職場安全保険局）。

労災保険料の納付方法（オンタリオ州）

年間対象所得	納付	請求書の発送	事業主の納付期日
30万ドル以上	毎月	毎月中旬	翌月の末
2～29万9999ドル	年4回	5月中旬/6, 9, 12月	翌月の末
2万ドル以下	年1回	3月中旬	4月30日

出典：オンタリオ州職場安全保険局（WSIB）提供資料

エ 保険料計算対象の所得の範囲

労災保険の対象となる年間給与支払額の上限は州の産業平均賃金をもとに毎年設定される。オンタリオ州（2006年）の場合、上限は年6万9,400ドル（約717万円）で、これに対応する保険料の最高額は年1,568.44ドル（約16万円）である²²。

算定の基礎となる平均賃金はほとんどの州で災害発生直前12カ月間の平均賃金とされる。また使用者が2人以上いる場合は、すべての使用者からの収入を算定基礎とする²³。

オ 保険料収納状況

オンタリオ州（2005年）を例にとると、保険料の収納額は29億9,500万ドル（約3094億円）で、徴収できなかった保険料（負債）は3,100万4,000ドルである。収納率は99.0%となっている。

オンタリオ州労災補償局保険料収納額（2005年）

収納保険料(強制加入分)	20億6,100万ドル
収納保険料(自家保険制度分)	9億3,400万ドル
収納保険料総額(上記計)(a)	29億9,500万ドル
負債(徴収できなかった保険料)(b) ²⁴	3100万4,000ドル
収納率=a/(a+b)	99.0%

出典：オンタリオ州職場安全保険局（WSIB）提供資料

²² Revenue Overview, WSIB

²³ 品田充儀『カナダ労災補償法改革』（法律文化社）2002年、p.48

²⁴ 原文は“premiums for unfunded liability”

第2節 カナダの社会保険・労働保険の保険料徴収制度

1 保険制度の運営と徴収

年金、雇用保険制度は、連邦政府のカナダ人的資源技能開発省（Human Resources and Skills Development Canada：HRSDC）が、給付を含め制度全体の運営を担当している。徴収事務のみカナダ歳入庁（Canada Revenue Agency：CRA）が実施している。

年金、雇用保険制度にかかる政府の業務分掌

	業務	具体的な業務内容	
カナダ人的資源 技能開発省（HRSDC）	政策決定と給付	保険料率設定、受給資格の認定、 給付金支給	
カナダ歳入庁（CRA）	徴収	労使負担の保険料を事業主 から徴収、受給資格の判定	強制徴収権限 あり

歳入庁は人的資源技能開発省に徴収費用を請求し、徴収費用を受け取るとそれをもって保険料を徴収する。徴収した保険料は歳入庁がもつ基金「カナダ歳入基金（Canada Revenue Fund：CRF）」にいったん集められ基金から年金基金、雇用保険基金にそれぞれ配分される。日本との違いは、①社会保険（年金）と労働保険（雇用保険）は歳入庁が一括徴収②徴収と給付を別々の政府機関が担当—の2点である。

2 保険料徴収機関の概要

カナダ歳入庁は法により設立された行政機関のひとつで、連邦政府、州政府の代わりに事業主から税、社会保険料など公的負担の徴収業務を行う専門組織と位置づけられている。徴収しているのは所得税（連邦所得税および州所得税）と年金、雇用保険の保険料。強制徴収権をもつ。

歳入庁の責務、権限は次のとおり。

- ・税の徴収（一部の州・準州の州税を含む）。強制徴収権限あり。
- ・金保険料、雇用保険料の徴収。強制徴収権限あり。
- ・州・準州、他省庁との間で運営上、連携をとることを決定する権限（原価回収が条件）。

3 保険料徴収に係る根拠法令

歳入庁による徴収は、2005年12月施行のカナダ歳入庁法（Canada Revenue Agency Act）に基づく。

4 保険料徴収機関の運営体制・組織

歳入庁（本部：オタワ）は全国6カ所に地方事務所があり、その下に各地域の税サービス事務所がある。このほかに税センター（Tax Centre）が申告書の受理や納付通知書の送付、問い合わせを受け付けている。

(1) 主な権限

歳入庁の主な権限は、組織（庁）の権限と組織運営、国民への説明責任、他省庁との関係（連携）に関する責任、人事権、運営権である。

(2) 組織運営

カナダ歳入庁法は組織運営について定めている。歳入庁が行う運営については国家歳入長官が完全な権限と責任をもつ。国家歳入長官は議会に対して活動に関する説明責任を負う（所得税および物品税の施行、運営）。

カナダ関税歳入庁法の制定により民間人からなる運営委員会（Board of Management）が設置されている。委員会は歳入庁の人事労務および財政運営上の権限を見守る監事役である（以前は中央政府がその役割を果たしていた）。議長（Chair）が委員会の運営を統括。最高経営責任者は理事（Commissioner）となっている。

運営委員会は評議会の長が指名する15人からなる。うち11人は州・準州から推薦された者（州との関係を重視）。会長ポスト以外は民間。会長は大臣に対し制度にかかる法令の日々の運営について説明する責任をもち、運営委員会に対しては人事および運営権限にかかる日々の管理について説明責任をもち。

運営委員会は歳入庁の組織・経営に対する監督責任をもち、歳入庁が行う活動そのものには関与しない。法の施行権限はもたない。また、顧客（税・保険料の納付者）に関する個人情報へのアクセス権をもたない。

歳入庁の最高経営責任者（CEO）は理事である。理事は国家歳入長官から権限を委任された場合、関連法の施行、日常的な運営に関する責任を負う。理事は運営委員会に対して日常的な経営、従業員の監督、政策の施行、予算の説明責任を負う。また、国家歳入長官から権限を委任された場合、長官の仕事の補佐および相談役となる。

運営委員会の統括官（presiding director）は議長である。議長委員会関連の業務および機能の管理を行い、委員会が責任を全うできるよう統括する。

(3) 人員

歳入庁の職員数は4万4,000人。全国55のサービス地域に配置されている²⁵。このうち徴

²⁵ 歳入庁 Annual Report to Parliament 2005-2006. Who We Are.

収専門官（監査官）は800～900人、年金および雇用保険について保険資格の判定を行う専門官（判定官）は250人いる。

5 保険料収納（納付）記録システム

全国の事業主情報をひとつのコンピュータシステムで管理。事業主が提出する所得記録（Record of Earnings : ROE）に基づく所得情報、税および保険料の納付状況を記録している。

6 給付機関と必要な連携内容

年金、雇用保険は給付を行う人的資源技能開発省と連携している。連携上の運用規則については2機関の間で交わされている覚書「カナダ歳入庁によるカナダ年金プランおよび雇用保険制度の運営に関する覚書」に細かい規定があるため、当該情報のやりとりを行う際は必ずその規定に従わなければならない。

なおカナダ歳入庁は2005年4月現在、23の政府機関との間で25の覚書、5つの合意親書を交わしている²⁶。

²⁶ The Canada Revenue Agency: The First Five Years, Setting the Foundation for Tax and Benefit Administration in the 21st Century. p.69

カナダ歳入庁 組織図²⁷



²⁷ 歳入庁 Annual Report to Parliament 2005-2006. p. 75

7 保険料徴収事務の実際

歳入庁の任務は適切な保険料の徴収である。今回の調査では同庁が行う業務内容について監査官と判定官からヒアリングを行った。以下はその概要である。

(1) 監査業務

歳入庁は監査業務として、税・社会保険料の徴収に関する事業主情報の管理を行うとともに、実際に事業所を訪問して帳簿の監査や取り立てを行う。

監査部門には、監査の対象となる事業主をはじき出して取り調べる監査プログラム (audit program) がある。同プログラムではさまざまな観点により全事業主のなかから年間4~5%を抽出し給与額をチェックする。対象となった事業主について従業員の給与から控除すべきものを実際に控除しているか、それを歳入庁にもれなく申告しているかをチェックする。

抽出方法はサンプル抽出、要注意ファイル (risk profile) から特定の集団を選ぶ、あるいは手紙や電話に応じないなど滞納が未解決の事業主を選ぶなどの方法がある。そのほか、学識経験者などに特定の地域や産業の経済状況について情報やアドバイスに基づいて、監査対象を決めることもある。こうした地域のご意見番は、ある産業の景気がよくないから滞納が発生するリスクがあるなどの情報を提供する。これを受けて監査官がターゲットを決め、事業主を訪問。給与の支払い状況などをチェックする仕組みである。

事業主情報を管理するコンピュータシステムには、様々な滞納リスクの要因をモデルとして組み込んで管理している。手紙や電話に応じない事業主はこのシステムにより自動的にはじき出される (通称 kickout)。なお、こうしたケースは確信犯や計算ミスがほとんどで、監査官が訪問するとすぐ滞納が解消されることが多い。

歳入庁には、監査プログラムのシステム以外に、事業主の納付状況を監視する会計システムがある。このシステムは、事業主が従業員の給与から控除した額と保険料納付額とのバランス (compliance) を確認するもの。監査局内の別の部署が担当している。

保険料納付が不足している事業主をシステムがはじき出すと、担当官は当該事業主に請求書を郵送し滞納についての説明を求める。このシステムでは滞納とは反対に、収めすぎの事業主もはじき出される。たとえば、従業員が年金保険料の納付義務のある18歳に達していないのに誤って控除の対象としていたとか、70歳に達して保険料納付義務が免除されるのに対象としていたなど保険適用に関する例外規定をよく理解していないケースである。

監査官は、必要があればこの会計システムにアクセスして控除額と納付額のバランス (コンプライアンス) を確認する。監査官が監査を通して得た新しい情報は会計担当にフィードバックし、会計担当がシステムに入力する。

なお、監査では、雇用保険に関する疑問は通常あまり浮上しない。たいていの事業主は従業員を「全員従業員」と申告するからである。監査官の仕事は財政状況の監査で、従業員と

して申告している者の保険料を正しく給与から控除していないケースや、正しく控除しているように見えるが念のため監査するというケースが多いという。

(2) 判定業務

歳入庁は、保険料の徴収機能のほかに、年金と雇用保険について被保険者資格を判定する (insurability ruling) 機能をもつ。この機能は、判定プログラムと呼ばれ、法令規則関係局 (Legislative Policy and Regulatory Affairs Branch) が担当している。

このプログラムでは、事業主と労働者との間に雇用関係があるかどうか (具体的には請負労働者であるかどうか) など、被保険者資格の判定を行う。判定業務は判定局にいる判定官が行う。この判定官の仕事が「徴収のプロ」としての歳入庁を特徴づけているといえる。よい判定官になるには少なくとも2年間の訓練が必要といわれる。

判定業務の流れは次のようになっている。歳入庁の判定官は資格判定の要請を受けたら、判定に必要な調査を行い、集めた情報とともに判定結果を依頼主に提供する。要請は、実際に監査・査定 (取り立て) を行う監査官のほか、給付を担当する HRSDC や一般国民からも寄せられる。判定費用は1件あたり300ドルである。

たとえば、監査官は、査定 (課税) を行う際に事業主から提出された情報だけでは査定すべきかどうか確信できないケースがあると、判定局に査定の妥当性を確認する。判定官は要請を受け、当該事業主と労働者が雇用関係にあるかどうかなど調査を行う。調査では、事業主と従業員の両方に一連の質問をする。

判定は、長年にわたって判例がつくりあげた非成文法「慣習法 (コモン・ロー、common law)」の原則に基づく。慣習法は過去に少しずつ修正されてきているものの、原則は変わっていない。

判定官は、次の4つのテスト項目 (standard test) により、当該事業主と労働者の関係について判断を下す。通常、最初の3項目で判定できなかったときに4項目目を検討する。

なお事業主は査定と同様に判定結果についても不服を提示する権利があり、裁判所に提訴して追求することができる。

判定のテスト項目²⁸

1) 指揮命令系統の有無
当該労働者が当該事業主から指揮命令を受ける立場にあったか。指揮命令系統にあれば被用者。たとえば労働条件を決定の際に労働条件について当該事業主と相談したかどうか。被用者の場合は条件を提示（命令）されるが自営業者（請負労働者）の場合は事業主と交渉している—など。
2) 必要な道具の支給の有無
当該労働者は職務遂行に必要な道具を支給されているか。被用者であれば職務遂行に必要な道具は支給される。自営業者（請負）であれば自分の道具を使用する。
3) 利益または損失の有無
当該労働者は当該労働を通して利益または損失を受けるか。被用者の場合は常に一生懸命に働いているという考え方を前提にしている。つまり 4 時間働けば仕事がそれほどなくても 4 時間分の給与が支給され仕事が多ければ残業してその分の残業代が支払われる。自営業者（請負）の場合は契約に際して作業に要する時間や費用を依頼主と交渉して締結しその時間を超えて作業しても通常は契約額しか支払われない。つまり被用者であれば給与がほぼ保障されるが自営業者であれば儲けがなくなるリスクがある。
4) 総合的な判断
上記 1～4 の事実を総合的に判断する。当該労働者にとって当該労働はどの程度重要か。当該労働以外にも事業を行っているか—など。

なぜ徴収専門機関の歳入庁が保険資格の判定も行うのか。その理由について、歳入庁の監査官は「歳入庁の任務は適切な保険料の徴収である。徴収事務を実際に担当するのが歳入庁である以上、保険料を誰から徴収すべきかについて判断する権限も歳入庁自身にほしい」と説明する。また、判定業務の機能について判定官は「承諾行為（compliance actions）のための支援ネットワーク」と表現している。

歳入庁が税と社会保険料の両方を徴収するメリットは、歳入庁が全国にもつ事業主ネットワークを活用することにある。このネットワークを活用すれば 1 事業主に対して納付窓口も 1 担当官で済み、事業主にとっても政府にとっても効率的で道理に合っていると人的資源技能開発省の担当官は説明する。

もうひとつの側面として、事業主との接触頻度があげられる。つまり、人的資源技能開発省には年間を通して接触する機会のない事業主が存在する一方、歳入庁の場合、所得税の徴収を行っているため、すべての事業主と少なくとも年 1 回、年末調整の際に接触する。ポー

²⁸ この原則は判定プログラム規定では 7 つの項目で説明されているが、実際の裁判などでは、事業主にわかりやすくするため、4 項目になっている。判定の基準については、事業主向けのガイドブック『Employee or Self-employed?』のなかで情報提供している。

ナスしか支払わない事業主でさえ、年末に歳入庁と接触することになっている。

(3) 保険料納付に係る年間の具体的な流れ

事業主は、年金、雇用保険の保険料について「T4」という申告書により、過去1年(1月から12月まで)の給与支払い記録を毎年2月末までに歳入庁へ提出する義務がある。

(4) 保険料納付の手続き・方法

事業主が事業主として登録すると、歳入庁はその事業主の口座を新設する。その口座には、従業員の給与から控除された税金と年金保険料、雇用保険料が納入される。

年末から2月末までにかけて、事業主は従業員ひとりひとりの保険料について申告書「T4」(別添申告書参照)を提出しなければならない。申告書には、当該の事業主が一年間に当該従業員に対して支払った給与総額や、所得税、年金・雇用保険の保険料の対象となる給与などを記入する。事業主は記入した申告書の写しを従業員に渡す。個々の従業員は年末の税金還付のための書類を提出する際、この申告書をもって税金納付状況を証明する。

歳入庁は、労働者ごとの申告書が提出されると、どの労働者がどの事業主の従業員かを確認しながら個人の納付状況をシステムに記録する。

(5) 予算、委託額の決定

人的資源技能開発省の会計官によると、同省は2006年度の徴収費用として歳入庁に対し1億300万ドルを支払った。ところがその後の会計長官による監査の結果、歳入庁が実際に徴収事務に要した費用は1億2000万ドルで、支払額より1,700万ドル少なかったことが判明したという。歳入庁監査官はこの費用のギャップについて「ここ2、3年あった」と話す。同会計官は「人的資源開発省側にはこれまでその認識は全くなかった」とした上で、「今度の徴収費用(2007年度分)は前年より高い額を請求されるものと見ている」と述べている(2007年1月時点)。

予算の内訳は監査、判定などユニットごとに計上されている。判定の場合は1件につき300ドルである。しかし業務を行うためのインフラのコスト、たとえばコンピュータシステムの維持費などは予算上の区分はなく「把握されていない」(歳入庁判定官)。なお歳入庁監査官は監査業務を行うための予算について、「おおまかにいって所得税、年金、雇用保険の各財源から3分の1ずつ配分されている」と述べている。

(6) 保険料未納者に対する措置

事業主が支払いに応じない(not compliant)と、事業主情報を扱うコンピュータシステムに旗印が立つ。監査官はその事業所を訪問し、給与支払簿をみて、給与支払簿に全従業員が記載されているかなど当該事業主とそのもとで働く労働者との関係を調査するほか銀行が

らの通知と企業財務報告の財政状況に整合性があるかなどをチェックする。この作業が終わると事業主が実際に控除すべきだった額が判明する。査定が提示され、歳入庁から事業主あてに請求書が送付される。

請求書が届いても事業主が支払わない場合、この案件は監査執行部門を離れ、徴収部門へ移管される。この段階で強硬な徴収手段がとられる。通常こういった負債に関する徴収手段では事業主に90日の猶予を与える。銀行口座も受取手形も差し押さえられるが強制徴収は即実行することができる。滞納が危機的な財政状況のもとで発生している場合、歳入庁の監査官より先に私的な借金の取り立て人が到着してしまうことが少なくない。「監査官は他の取り立てよりも早く当該事業所へ行き税、社会保険料の査定を行い課税する必要がある。法律も歳入庁の行動を許すように起草されている」と監査官は説明している。ただし、たとえば事業主を訪問し査定が提示した監査官がその場を去る前に当該事業主が滞納分の分割納付が可能であると申し出た場合には分割払いの申し出を受け付ける。

滞納された社会保険料が当該事業主に課税されると、それ以降は歳入庁が肩代わりすることになる。たとえば滞納分1,000ドルが事業主に課税されると、歳入庁はその従業員に対し滞納分の信用貸しを行う。従業員は年末調整の際に信用貸しされたものを使って税、保険料を支払うことができる。もちろんこの時点でも当該事業主は歳入庁に1,000ドルの借りがある。また、たとえば従業員が離職したあとでその元従業員の給与から税や保険料を控除し損ねていたことが判明した場合でも歳入庁は当時この従業員から控除すべきだった額を請求する。ただし、さかのぼって請求するのは年金、雇用保険料のみで税金は請求しない。事業主としてもこうした控除不足について裁判所を通じて元従業員に対し請求することも可能ではあるが「控訴事例はまれ」（歳入庁監査官）。また当該従業員が離職していない場合には事業主は過去1年分に限り当該従業員の給与から不足分を控除することができる。

また別の事例として、労働者20人を請負労働者として申告していた事業主について監査したところ20人は従業員とみなされ過去3年間にわたって保険料が未納と判断されたとする。歳入庁は20人の保険料3年分を請求し、たとえ離職している従業員がいても当該事業主は3年分の負債を抱えることになる。20人が離職せずに同事業主のもとで働いている場合、法律では事業主が従業員の給与からさかのぼって控除できる期間は過去1年に限るとされており残る2年分は事業主が負担することになっている。

年金、雇用保険料（所得税も同じ）の控除もれに対する罰金は、滞納額が500ドル以上の場合、納付すべきだった額の10～20%が罰金として上乗せされる。課税が言い渡されてから1年間は10%、2年目から20%となる。滞納が保険料の一部であっても罰金の対象となる。滞納額が500ドル以下の場合でも滞納が故意または重大な過失による場合は罰金の対象となる。

給与所得税の支払い規則により事業主は従業員の給与から控除した税、保険料を、企業規模に応じて決められた月1回、月2回、3カ月に1回などのスケジュールで納付しなければな

らない。支払い日に遅れると遅延日数によって3～10%の罰金が自動的に課される（7日遅れると10%など）。

歳入庁担当官によるとカナダでは税、年金および雇用保険の控除に関する法律は厳しくなっている。その理由として同担当官は「①従業員の給与から控除したものは信託金（トラストファンド）であり事業主のものではない②政府にとって非常に大きな収入源である」の2つをあげている。

（7）その他

ア 法制定までの経緯

1927年、国家歳入省法（Department of National Revenue Act）施行。この立法により、歳入カナダ（Revenue Canada）が創設された。歳入カナダは所得税の徴収を行うほか、これまで財務省出身の理事（Commissioner）が担ってきた任務を引き継いだ。

同法は同時に、関税物品税省（Department of Customs and Excise）の名称を変更し、国家歳入省（Department of National Revenue）とした。国家歳入省に与えられた任務は①関税および一般税の査定と徴収②国境を越えたヒトとモノの動向の監視③国際競争からのカナダ産業の保護一であった²⁹。

1994年、国家歳入省法を改正。これまで歳入カナダ、関税物品税カナダ、一般税（Taxation）の3機関が行ってきた事業を統合し、歳入カナダに移管した。バラバラだった税の徴収地域区分（23地域）を共通の地域区分（6地域）に整理し、関税、物品税および一般税の統一的な徴収体制を構築。本省機能も統合し、部局の再編成を行った結果、プログラムごとの担当局（6局）と共通する局（6局）からなる組織となった。

1999年11月、歳入カナダは、省（department）から庁（agency）に生まれ変わり、連邦政府、州政府をクライアントするサービス提供機関、カナダ関税歳入庁（Canada Customs and Revenue Agency）として運営を開始した。

2003年12月、カナダ国境サービス庁（Canada Border Services Agency：CBSA）の新設にともない、関税業務を移管。

2005年12月、カナダ歳入庁法（Canada Revenue Agency Act）制定により、名称をカナダ歳入庁（Canada Revenue Agency：歳入庁）に変更。以降、カナダにおける顧客サービスの運営責任をもつ組織として、現在に至る³⁰。

イ 歳入庁が関係するその他の主な法律

歳入庁が関係するその他の主な法律として、カナダ年金プラン法（Part I）、雇用保険法

²⁹ Info Source, Sources of Federal Government Information 2004-2005 (Treasury Board, 2005). p.218.
Canada Revenue Agency

³⁰ カナダ歳入庁ホームページ

(Part IV、VII)、所得税法 (Income Tax Act)、物品サービス税 (GST) 法、Corporations Returns Act (1985 年制定)³¹などがある。

第 3 節 社会保険及び労働保険の保険料徴収事務一元化

1 保険料徴収事務の一元化された背景

(1) 徴収制度の主な変遷

カナダでは現在、カナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency) が所得税、年金 (所得比例のみ) および雇用保険の保険料を一元徴収している。労災保険については各州政府が所轄しており給付も保険料徴収も各州の労災補償局が行っている。

カナダ歳入庁は 1927 年に創設され (当時は国家歳入省、Department of National Revenue)、財務省から所得税の徴収権限を移譲された。雇用保険の保険料徴収事務は、1940 年代、現在の人的資源技能開発省にあたる政府機関が行っていた。当時、国民は郵便局で雇用保険料の納付額に応じてサイズの違うスタンプを購入しブックレットに貼り付けて納付していた (スタンプ制)。1952 年、年金制度の 1 階部分 (基礎年金) である老齢保障年金法が制定された。当時は現行制度とは異なり、国民から老齢年金税として徴収した財源で老齢年金の給付をまかなう制度であったが、この老齢保障年金法制定により、老齢年金の保険料 (税) も歳入省が徴収することになった。その後 1966 年に年金の 2 階部分 (所得比例年金) であるカナダ年金プラン法 (ケベック州はケベック年金プラン法) が制定され、その保険料の徴収事務が加わった。さらに 1971 年、雇用保険改正にともない雇用保険料の徴収権限が歳入庁に移管され、現在に至っている。

労災保険については、現在、各州の労災補償局が行っている保険料の徴収事務を歳入庁に一元化する計画はいずれの州においても今のところない。労災保険は州ごとに制度の内容が異なる。そのため全国の事業主を統一的に管理している歳入庁がこれも統合するとなると、システムの改修、統合に莫大な費用がかかるためである。ただし、歳入庁との連携のメリットに着目し連携に着手した例がわずかだがある。オンタリオ州で 2004 年、歳入庁のもつ事業主情報と同州が管理する州内の事業主情報とを照合しあい、事業主の登録もれを減らそうと試みている。しかし、思ったほどの効果はあがらずその後の進展はないという。

(2) 一元化の背景

カナダにおける社会保険と労働保険の徴収事務一元化は 1952 年から 1971 年までの間に段階的に行われた。一元化の目的について人的資源技能開発省の担当官は「事務効率の向上」

³¹ 1Info Source, Sources of Federal Government Information 2004-2005 (Treasury Board, 2005). p.588. Statistics Canada

と説明する。とりわけ1952年と1966年の一元化はいずれも年金の新制度立ち上げ時に実行したもので、所得税徴収のための人員や全国の事業主とのネットワークなど既存のインフラを利用するのが合理的かつ効率的であるとの判断があった。

1971年に実行された雇用保険料徴収権限の移譲は過去2回の年金の一元化とは異なり、過去30年あまり給付・徴収を行ってきた雇用移民省（現・カナダ人的資源技能開発省）からの権限委譲によるものであり、給付と徴収の分離でもある。年金の場合と同じ効率性の向上を目的とし同様の効果をねらったものではあるが、雇用保険料の徴収一元化には職員の配置転換（移籍）やシステムの改修などが伴ったものと思われる。ただ、今回のヒアリング調査では人員の削減、配置転換などに関する当時の資料はないとの回答であった。

連邦政府が一元化により目指したのは事務効率の向上、運営コストの抑制である。歳入庁の担当官によると、「未納や滞納など問題のある事業主はたいていの場合、税、保険料のいずれに関しても問題がある場合が多いため、一元化すれば同時に対応できて効率的であると同時に事業所調査のターゲットが絞りやすくなり滞納を未然に防ぐなどの効果もあってメリットは大きい」という。

一元化のもうひとつの重要な目的は事業主の納付事務負担軽減である。保険料の納付窓口を税と同じ歳入庁に一本化することによって提出する書類の作成や小切手が最低限で済めば、事業主負担は軽減されその分ビジネスは活性化し投資の増加ひいては経済への貢献につながるという考え方である。カナダではこの事業主の負担軽減ということが長年にわたり重視されていると人的資源技能開発省、歳入庁いずれの担当官も指摘している。事業主には税・保険料の納付義務だけでなく人的資源技能開発省への雇用状況報告や統計庁への活動報告などあらゆる義務が課されており、とくに中小企業にとってはそのための事務負担は大きい。カナダではこうした義務は会計義務（Statutory Duty）とされ事業主への報酬や税制上の優遇措置はない。そのため政府の制度はあらゆる面で事業主に扱いやすいように考慮されている。雇用保険料徴収の一元化が行われた当時の連邦政府の記録³²にも事業主の負担に配慮した考えが記されている。

1996年、カナダ政府は効率性の追求とサービスの質向上のための対策として「選択肢のあるサービスの提供（Alternative Service Delivery:ASD）」というコンセプトを打ち出した。これは顧客のニーズに応えたサービスを提供しつつコストの効率性を追及すべしという考え方である。このコンセプトのもと、カナダ関税歳入庁（CCRA、現・カナダ歳入庁）が創設されている。公的な資金の管理は従来どおり財務管理法（Financial Administration Act）のもとにおいたものの、①国民へのよりよいサービスの提供②より効率的で効果的な組織の形成③連邦政府と州政府のより緊密な関係の構築という3つの使命を果たすべく歳入庁には人事・財務を含む組織運営に関して完全な裁量を与えられた。

³² History of the Unemployment Insurance (UI), HRSDC (1940-1993 の記録)、HRSDC ホームページより

現在、年金も雇用保険も財政が潤沢であるため運営費抑制への切迫感は以前ほどないという。しかし、ビジネスへの影響は重くとらえられており事業主の納付負担の軽減につとめる空気は政府内に浸透している。

2 一元化のために行った法措置

社会保険と労働保険の徴収事務を統合するために行った法措置は次のとおり。

1927年	国家歳入省法制定（関税物品税省を国家歳入省に）、1917年制定の所得税法の改正により財務省から国家歳入省に所得税の徴収権限を移譲。
1952年	老齢年金保障法制定により国家歳入省が「老齢年金税」の徴収（労働者、事業主双方の所得から）を開始。これにより申告書の処理件数が激増し、手書きだった税申告書をはじめ電子化した。
1966年	カナダ年金プラン法（ケベック州はケベック年金プラン法）制定により国家歳入庁が年金保険料の徴収を開始。
1971年	雇用保険法改正により雇用移民省から国家歳入省に保険料徴収権限を移譲。
1999年	カナダ関税歳入庁法の制定（96年誕生の歳入カナダからの変更）。
2003年	カナダ歳入庁法の制定（関税部門を新設組織に移管）

3 一元化による徴収効率化の状況

人的資源技能開発省は、歳入庁が税と一緒に保険料を徴収する現行の制度について「道理にあっているしとにかく効率的」と評価する。また徴収を給付機関から切り離し歳入庁が行っていることについても「連携上の問題はない」とし、30年以上前に行われた一元化の効果を示す調査や数字などはないが「年金、雇用保険の運営費削減につながっている」と強調する。一方の歳入庁側も人的資源技能開発省から支払われる徴収費用について若干不満がある（実際にかかっている費用より低い）ものの効率性に関してはまったく問題ないとしている。

4 現行の徴収制度の課題

前述のように、カナダにおける社会保険と労働保険の徴収事務の統合は1971年までの約30年間に段階的に行われているが、近年、小規模な統合が実施されている。

(1) 超過給付金の徴収事務の移管

2005年8月、年金と雇用保険の超過給付分の徴収事務が人的資源技能開発省から歳入庁に移管された。この超過給付分の徴収事務は、年金と雇用保険の保険料徴収権限が1966年、71年に歳入庁へ移管されたのちも人的資源技能開発省の内部にある徴収部門が行っていた

ものである。いままで統合していなかった理由はとくになかったが、これも統合するのが合理的との判断がなされて統合が実行されたとの説明だった。ただし、コンピュータシステムの改修と移籍した職員の適応の問題が残っており2007年1月現在も移管作業は完了していない。

年金・雇用保険給付金の余剰分は負債（労働者側の政府に対する「借り」）として人的資源技能開発省が管理している。たいていの場合、負債はほかのプログラムで当該労働者に給付金を支払う際に差し引く（set-off）ことで回収する。負債の情報は人的資源技能開発省のコンピュータシステム「給付金支払いシステム（Benefit Payment System）」に入っている。

歳入庁にこの事務を移管するには「超過給付システム」へのアクセス権を歳入庁にも広げなければならない。ところがそのためのシステム改修は複雑（とくに年金部分）であるため、2007年1月現在、進んでいない。当面の措置として同システムにインターフェース（接続部分）を設けて歳入庁が同システム本体へ一時的にアクセスできるように設定し対応している。しかし、カナダではプライベート法の規制が厳しく政府機関同士でも情報共有が許される項目について細かい規定があるため、この臨時の措置が必要以上の個人情報の共有にあたる可能性もあると考えられており、担当官は「当面の措置」と説明している。

2005年のこの統合では人員の配置転換が行われた。人的資源技能開発省で超過給付の処理を担当していた300人の職員（マネジャー級も含む）は歳入庁へ移籍され移籍先でも同じ業務を行っている。配置転換された職員の間には新しい職場の文化になじめない、通勤経路の変更により生活に支障が出た、モチベーションが低下したなどの問題が生じたという。

モチベーション低下の要因として、人的資源技能開発省の担当官は次のように説明している。超過給付分の徴収を行う部署ではグループごとに担当する州を割り当てられていて移籍後もこのグループわけは維持されている。移籍された職員が移籍前に担当していた州政府のマネジャーとの間に築づいていた関係は、いわば連邦政府からみた州政府との関係で、人的資源技能開発省内では「ライン・オーソリティ」と呼ばれている。一方、歳入庁は政府の一組織ではあるが連邦政府の一省ではなく、税や保険料の徴収にあたっては連邦のプログラムであっても州のプログラムであっても対等に扱うことになっている。したがって超過給付分の徴収事務が歳入庁に移管されると同時にこの部署が従来からもっていた「オーソリティ」は消滅した。担当職員にとっては同じ州を相手にするのに移籍後はこの「オーソリティ」がないという喪失感、不満があったという。実際、移籍したうちの何人かは「コンペティション」と呼ばれる政府機関共通の空きポスト募集の機会をとらえて応募し、古巣への帰還を果たしている。

なお、人的資源技能開発省は、この超過給付金の徴収事務移管による人員削減は行われなかったと説明している。また、歳入庁担当官は、この統合により25,000ドルの運営費削減を見込んでいたと言及したが、実際どの程度の削減となったかはとくに発表されていない。

(2) 一元化とプライバシー法との関係

前述のシステム統合のケースでも触れたが、一元化に欠かせない省庁間での情報共有について、カナダでは個人情報保護の観点からプライバシー法（Privacy Act）により非常に厳しい規制がかけられている。個人情報の保護はカナダ人一般の感覚として重要かつセンシティブな問題といわれるが、歳入庁担当官によるとこの規定が業務に支障をきたしているという。

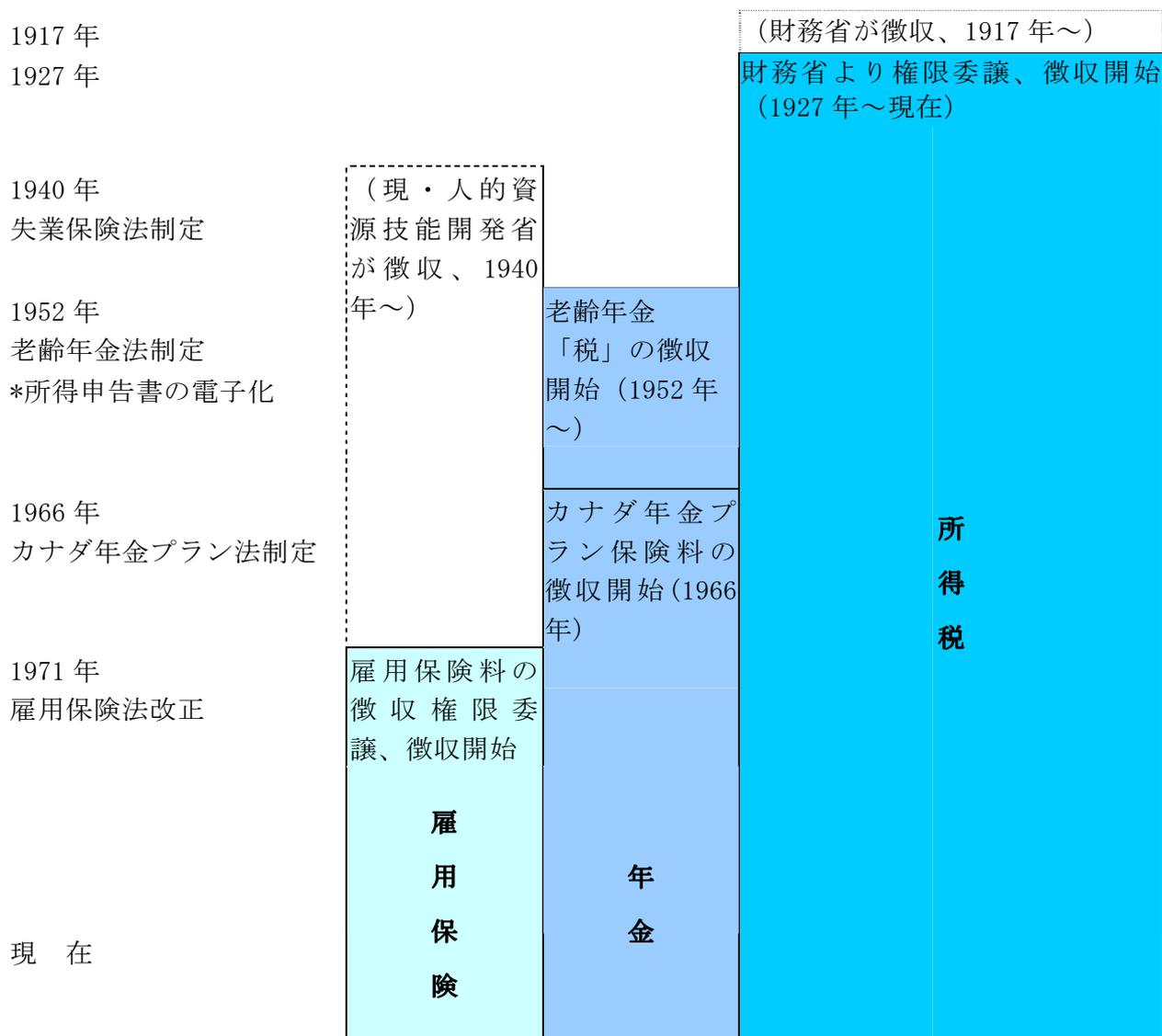
歳入庁には年金と雇用保険の受給資格の判定（insurability ruling）を行う部門がある。人的資源技能開発省は、受給資格の認定をする過程で疑問があるケースについて歳入庁の判定部門に調査、判定を依頼する仕組みになっている。基本的には税、カナダ年金プラン、雇用保険の管理には省間で情報共有が認められているが、共有可能な状況について規定がある。そのため、情報共有するたびに所得税法（Income Tax Act、第241条）、プライバシー法、そしてそれらをさらに細かく規定した省庁間の「覚書」にいちいち従わなければならない。

歳入庁の判定官は、カナダ年金プラン法と雇用保険法に基づいて業務を行うことになっている。そのため、たとえば判定官が人的資源技能開発省の要請を受けて雇用保険の受給資格判定をするために収集した情報を、同じ庁内の税金担当の監査官に提供するときは税監査のルールに従わなければならない。覚書は、共有可能な情報やその状況についてあまりにも細かく記述してあるため「全部理解している職員はいない」（歳入庁判定官、監査官）が、プライバシー保護という観点から規定は非常に重要と理解されており、煩雑だが遵守に務めているという。

カナダの社会保険・労働保険制度の概要

		年 金		雇用保険	労災保険
		老齢保障年金 (基礎年金)	年金プラン (所得比例年金)		
所轄省		連邦政府 (人的資源技能 開発省)	連邦政府 (人的資源技能開発 省)	連邦政府 (人的資源技能開発 省)	各州政府 (州法により設置 された労災補償 局)
適用者		65歳以上のカナ ダ居住者	18～70歳までの勤 労者(一定額以上 のパートタイム労 働者も)	被用者	民間労働者と州 公務員
保 険 料	負 担 割 合 / 料 率	(税で措置)	労使折半 (各 4.95%) 自営業者全額負担 (9.9 %) (2006 年)	労働者 1.80% 使用者 2.52% 上限あり (2007年)	使用者負担 (オンタリオ州、 全産業平均 2.26%) (2006年)
	徴 収 機 関	-	カナダ歳入庁	カナダ歳入庁	各州の労災補償 局

図 歳入庁による徴収事務の変遷



<参考文献>

- 『カナダの社会保障』 社会保障研究所編、社会保障研究所研究叢書 24、東京大学出版社、1989年
- 『先進諸国の社会保障③カナダ』 城戸喜子・塩野谷祐一編、東京大学出版会
- 『カナダ労災補償法改革』 品田充儀、法律文化社、2002年
- 『カナダ連邦政治－多様性と統一への模索－』 東京大学出版会、2002年
- 『海外社会保障情報』 No. 139、2002年
- 『年金と経済』 年金総合研究センター、第24巻第3号（通巻第95号）
- Human Resources and Skills Development Canada, December 1995, *A 21st Century Employment System for Canada, Guide to the Employment Insurance Legislation*
- Human Resources Development Canada August 2003, *History of Federal Employment Policies and Programs 1985-2002-Under Contract to Strategy and Coordination-Strategic Policy*
- Human Resources Development Canada, *2007 Report of the Chief Actuary to the Employment Insurance Commission on the Employment Insurance Premium Rate and Maximum Insurance Earnings, Human Resources and Social Development Canada*
- Human Resources and Social Development Canada, January 2007, *Overview, The Income Security Programs of Human Resources and Social Development Canada, Old Age Security, Canada Pension Plan, Social Security Agreements*

<参照ウェブサイト>

- ・カナダ大使館 <http://www.canadanet.or.jp/>
- ・Human Resources and Skills Development Canada (HRSDC) <http://www.hrsdc.gc.ca/>
- ・Service Canada (HRSDC) <http://www.servicecanada.gc.ca/>
- ・Canada Revenue Agency (CRA) <http://www.cra-arc.gc.ca/>
- ・Workplace Safety and Insurance Board (WSIB) Ontario
<http://www.wsib.on.ca/wsib/wsibsite.nsf/public/homepage>

第6章 スウェーデンにおける社会保険・労働保険の徴収事務一元化の実態と課題

第1節 社会保険及び労働保険の保険料徴収制度

1 社会保障制度の概要

スウェーデンの社会保障は以下の3つ——①国（中央政府）が運営する社会保険及び各種手当（年金、児童手当、傷病手当等）②全国18のランスティング（日本の県に相当する広域自治体）及び2つのレギオン（ランスティングより権限が広い広域自治体）が運営する医療サービス③全国290のコミューン（日本の市町村に相当する基礎的自治体）が運営する福祉サービス——に大別される。

社会保障制度を担う組織体制については、まず国レベルで社会省が法律・政令・予算案の作成やその他の施策の企画立案を行う。実際の施策の運営に関する権限・事務については、その下にある社会保険庁や保健福祉庁、医薬品庁等の独立性の高い多数の中央行政庁（エージェンシー）に大幅に委ねられている。

2 社会保険制度の概要

他の多くの国と同様に、スウェーデンの社会保障制度も社会保険制度が中心となっている。スウェーデンにおける社会保険は強制保険で、税務署に住民登録し、個人番号が付与されることにより社会保険に加入したことになる。制度・職域ごとに保険者が多数分立している日本とは異なり、基本的に職域の別なく、スウェーデンに住む全住民に適用される。具体的には、16歳以上のスウェーデン人及びスウェーデンに1年以上居住する外国籍の者は社会保険に加入している。保険料は収入に対する定率で支払い、無収入であっても社会保険給付の権利を有する。社会保険の適用を受けるためにスウェーデン国籍あるいは社会保険庁への登録は必要ない。

しかし、この「社会保険（Socialförsäkring）」という言葉の意味するものは、わが国のそれとは異なる¹。スウェーデンで「社会保険」という語は、年金等保険料財源で賄われるものだけでなく、児童手当等税財源で賄われる各種の手当も含む（ただし生活保護は含まな

¹ 一般に社会保険は、「傷病、老齢、死亡、失業など生活困難をもたらす事故に備えて、保険料を拠出し、事故が発生したときに給付を受ける制度。保険の技術を利用しているが、被保険者は強制加入となっており、給付反対給付均等の原則（保険料が保険金の額と事故発生の確率に比例するという原則）が必ずしも守られておらず、また、国の管理と国庫補助が行われるなどの点で、民間保険と異なる。1883年にドイツでつくられた医療保険が世界最初の社会保険。現在、多くの国で社会保障制度の中心となっている。日本には医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労働者災害補償保険（労災保険）の5つの社会保険がある」（自由国民社『現代用語の基礎知識 2006年版』）とされるが、その内容は国ごとに異なり、普遍的な定義というものは存在しない（『世界の社会福祉年鑑 2002』旬報社、p119）。

い) 一方で、他の国において社会保険に含まれる失業保険は含まれていない²。この社会保険の定義については、国内でも以前から議論されていたところであるが、1999年に改正、2001年から施行された社会保険法（SFS1999：799 Socialförsäkringslag）において、社会保険とは①歳入が租税か保険料かを問わず、社会保険庁が「給付」するものであり、②居住に基づく給付と就労に基づく給付に分けられる——と明記された。現在、「社会保険」として位置づけられる給付は、①家族及び児童にかかる経済的保障、②病気や障害にかかる経済的保障、③高齢者に対する所得保障——の3つに大別されるが、給付の種類は50種類以上にのぼる。

表1 社会保険として位置づけられる主な給付

対象者のカテゴリ	居住に基づく給付 (1年以上居住することで受給 権利が発生)	就労に基づく給付 (収入に基づき給付額が決定)
家族及び児童にかかる経済的保障	児童手当 介護手当（障害児）	両親保険
病気や障害にかかる経済的保障	障害手当 扶助手当	労災給付 医療保険 障害一時金
高齢者に対する所得保障	年金者向け住宅手当	老齢年金 遺族年金

なお、社会保険制度にかかわる主要機関は、①保険料の徴収を担当する国税庁（Skatteverket）、②保険料の督促を行う強制執行庁（Kronofogden）、③給付の支給にかかる事務を取り扱う社会保険庁（Försäkringskassan）³、④プレミアム年金庁（Premiepensionsmyndigheten）⁴である。

² 失業保険は、他の社会保険制度とは異なり、社会保険庁ではなく労働組合が運営しており、業界ごとに失業保険組合が存在する（2007年1月のヒアリング時で36）。組合員から徴収する保険料だけで運営できる組合は非常に少なく、ほとんどが国からの補助を受けているものの、運営主体は社会保険庁でないことから、スウェーデンにおいては、失業保険は社会保険とはみなされないことになる。こうした状況の背景には、公的制度が整う以前（1800年代）から、労働組合が相互扶助的な制度として失業給付金庫を設立、運営、発展させてきたという歴史が存在する。失業保険組合は、第3セクターの労働市場庁（AMS）が監督する。労働組合員は強制的に失業保険組合に加入することが条件となっているが、労働組合に加入せずに失業保険組合にのみ加入することは可能である。

³ 社会保険庁は、2005年1月に再編された。これまで各県レーン（国会と政府の出先機関）ごとに設置され、独立して運営していた21カ所の社会保険事務所と旧社会保険庁（Riksförsäkringsverket）が統合され、スウェーデンで最も大きな行政庁のひとつとなった。

⁴ スウェーデンでは、1999年1月より新年金制度が開始された。新年金制度は、所得比例方式で生涯所得に応じて年金が支給される。全ての国民を対象とする老齢年金は、①所得年金（inkomstpention）、②プレミアム年金（premiépension）、③低所得者や無収入者を対象とした生活保障年金（garantipension）の3部門で構成される。国民年金の年金保険料は所得の18.5%（将来にわたり固定）で、そのうち16.0%が所得年金、2.5%がプレミアム年金に振り分けられる。なお、18.5%という数字は手取り所得に対する割合であり、名目所得に対しては17.21%となる。プレミアム年金は、自分が指定する年金基金会社に積み立てることができる。もし希望がなければ、自動的にA P（国民年金）基金の中にあるプレミアム年金基金（premiésparfonden）の年金基金会社に積み立てられる。プレミアム年金制度は、1999年の年金改革で国民の選択の自由の幅を広げるものとして新たに導入された。自分が選択した年金基金会社の運用がうまくいけば配当金が高くなり、またその逆もありうる。プレミアム年金庁では、個人が選択した年金基金会社との手続きや、プレミアム年金の運営を担当している。

3 保険料の徴収制度

(1) 徴収担当機関

1985 年以降、社会保険及び労働保険に係る保険料は、財務省の管轄下にある国税庁 (Skatteverket) が、所得税と一括徴収している。現在、国税庁が社会保険料及び税の徴収事務に携わる根拠となるのは、社会保険料法 (SFS2000 : 980)、社会保険配分法 (SFS2000 : 901)、社会保険法 (SFS1999 : 799)、納税法 (SFS1997 : 483) である。

国税庁の職員数は 9,300 人で⁵、その 82% にあたる 7,600 人が社会保険料と税の徴収、10% (900 人) が住民登録、4% (400 人) が不動産課税、3% (250 人) が犯罪抑止、2% (150 人) が不動産登記を担当している。2005 年の人件費は 55 億 2,002 万 2,000 クローナ、その他の雑費は 21 億 9,170 万 5,000 クローナとなっている。社会保険料の徴収事務は、税金と同一システムにより実施されており、社会保険料の徴収のみを扱う費用についての算出は不可能である⁶

(2) 保険料の徴収システム

使用者及び自営業者は社会保険料を納付する義務があるが、被用者は納付する義務はない (ただし、老齢年金についてのみ、被用者負担がある)。万が一使用者が保険料を納めていなかったとしても、被用者は社会保険の給付を受ける権利がある。

使用者は毎月 12 日⁷に税金と一緒に保険料を税務署に、税口座⁸からの引き落としというかたちで納付する。なお、使用者が支払う社会保険料は、暫定額でなく確定した金額である。年末になると、使用者は給与明細を被用者本人と国税庁に送付する⁹。国税庁は、被用者本人に対し、使用者から届けられた数字を既に記入した申告用紙 (別添資料) を送付する。これにより、被用者本人は、使用者が自らの給与や社会保険料を正確に支払っているかをチェックすることができる。一方、自営業者は、使用者同様に毎月 12 日 (1 月と 8 月は 17 日) に納付する。自営業者の場合、この社会保険料は暫定額で、毎年確定申告で調整される。こうした手続きは、全てオンラインでできる。

税口座から税・保険料の引き落としができなかった場合、まず当該被用者もしくは自営業者に対し国税庁から通知される。2 回続けて税口座からの引き落としができなかった場合、国税庁から強制執行庁に連絡され、その後の督促は強制執行庁が担当する。

強制執行庁は、2006 年 7 月 1 日に国税庁から分離、全国をカバーする新庁として改編された。公的請求だけでなく、私的請求のいずれの強制執行を取り扱う世界でも稀有な組織とさ

⁵ 1 年あたりの常勤換算。常勤換算とは、1 年に 210 日勤務している人を意味する。

⁶ 国税庁 Pia Blank Thörnroos 氏の回答による。

⁷ 1 月と 8 月は 17 日が納付日。

⁸ 全納税者、つまり個人及び企業は、国税庁に銀行口座と同等の税口座をもち、税金や保険料、付加価値税など全ての処理がここに登録される。

⁹ 使用者は毎月、あくまでも賃金総額に対する割合で社会保険料を支払っているため、従業員ごとの社会保険料は、年末にならなければ分からない。

れる。現在の職員数は1,800人で、そのうちの80%が徴収案件を担当している。徴収については、全国を5つに分けて事務所を設置し、対応している。

公的請求は、国税庁や社会保険庁、その他省庁からの租税、罰金、関税、保険料及びその他の賦課金などの数種類の公的請求に基づく¹⁰。私的請求は、顧客センターに寄せられた個人や企業などの請求に基づく。国税庁からの請求は、税口座から引き落とされなかった場合になされるが、その中身が税なのか社会保険料なのかは不明であり、また、区別もしていない。ちなみに、国税庁からの公的請求は、2004年が24万2,557件、2005年が24万3,165件、2006年31万7,452件（暫定）とされる。

公的請求に関して、強制執行庁は全国的なコンピューター化された強制執行登録簿（REX）を備えている。この登録簿には、公的請求と私的請求が記載されている。全ての支払いと行動が登録簿に記録されており、数多くの事件を扱う申し立て人（国税庁等）は、申し立てをコンピューターによって直接強制執行庁に送信できる。ただし、判決その他の資料は郵送される。強制執行部局が使用する多くの書式を印刷するためにREXを使用することができ、REXによってその業務の有効性と信頼性が高まった。

REXには全ての登録済み債務者が記載されており、強制執行庁が利用する中心的なコンピューター・ベースの登録簿である。この登録簿には公的請求と私的請求が含まれている。また登録簿には全ての私的請求も記載され、これらは地方当局によって登録されている。あらゆる支払い、および債務者に関して講じられた措置が登録簿に記録されている。個人番号または企業の団体登録番号を利用すれば、当該個人または当該企業が強制執行の対象となるかどうか、当該個人または当該企業の債務の種類、および強制執行庁が講じてきた措置を調べることができる。

この登録簿の扱いに関する規定は強制執行登録簿法にある。強制執行庁は、債務者がその債務に関する登録簿の誤りに関して苦情を述べるとき、事件を調査するため迅速に行動しなければならない。債務者の資産に関する基礎情報は、強制執行庁で強制執行を目的として公的請求の登録簿を調査することによって入手できる。強制執行庁は、この登録簿にオンラインで直接アクセスできる。

強制執行庁はREXを通じて、他の省庁で管理されている課税台帳、有限会社登記簿、同業者登録簿、団体登録簿、車両登録簿、不動産登記簿に記載された情報を入手することができる。他にも強制執行庁が利用できる登録簿が存在するが、コンピューターによる直接の利用はできない。なお、強制執行庁が維持・管理するコンピューター・ベースの登録簿は、支払命令・強制執行支援登録簿であり、申し立てに関する特定の情報が記載してある。

¹⁰ 公的請求とは、租税、付加価値税、消費税、社会保障負担金はもちろん、たとえばテレビ放映許可料と駐車違反罰金など、中央当局と地方当局に対する債務を意味する。ただし、外国の税に関して、強制執行庁に権限はない。強制執行事件の出訴期限は一般に、当該税が最初に支払われなければならなかった年の年末から5年である。

○課税台帳

税務当局が課税目的で維持し、管理しており、個人・法人のあらゆる納税者がこの登録簿に記録されている。強制執行庁はこれにコンピューターによって直接アクセスできる。地域の強制執行庁は、その地域の債務者の課税台帳にのみアクセスできる。この台帳には、たとえば債務者の所得源、雇用主の名前、銀行口座、および不動産の保有等の情報が記載されている。

○有限会社の登記簿

特許・登録局が維持と管理を行う登記簿であり、記載事項として、株式の公開・非公開にかかわらず全ての有限会社、当該会社の株式資本の規模、取締役会のメンバー、および当該会社を代表して署名する法的権限を与えられた者に関する情報などがある。会社の年次決算書の写しを受け取ることも可能である。全ての有限会社に関する情報を入手でき、たとえば、特定の人物が取締役会のメンバーとして、または代理人として関係している有限会社の情報なども入手できる。

○同業者登録簿と団体登録簿は特許・登録局が維持と管理を行い、記載事項は、合名会社、合資会社、個人経営の商会、経済団体、特定の財団法人、および非営利団体に関する情報である。登録簿からは、たとえば会社のパートナー、および特定の人物が関係する会社に関する情報などが得られる。年次決算書の写しも入手できる。

○車両登録簿

国家道路庁が維持と管理を行う登録簿である。この登録簿の記載事項は、あらゆる登録済み車両とその登録所有者に関する情報である。ここでは、特定の車両の登録所有者、特定の人物が所有者として登録された車両、および特定の車両の最新の3人の所有者などの情報を得ることができる。

○不動産登記簿

国家土地測量局が維持と運営を行っている。この登記簿の記載事項は、スウェーデンのあらゆる不動産および土地借地権に関する情報である。この登記簿でわかる情報は、所有権の状況、課税価額、および不動産の抵当権である。

強制執行庁には、公的請求に対して債権者機能も付与されているが、債権者機能は国税庁に移管し、強制執行庁はあくまでも徴収のみを担当すべきとの議論がなされており、2007

年秋頃に決定する予定とされる。¹¹

(3) 社会保険料の種類と料率

2006年の社会保険料の種類と料率は、以下の通りである。保険料は収入に対する定率であり、使用者は現物給付（無料ランチ、無料自動車など）を含む総賃金支給額の32.28%を社会保険料として納付する¹²。なお、自営業者には別に保険料率（30.71%）が設定されている。

使用者負担		被用者負担	
老齢年金保険料	10.21%	老齢年金保険料	7.00%
遺族年金保険料	1.70%		
傷病保険料	8.64%		
両親保険料	2.20%		
労働災害保険料	0.68%		
労働市場保険料	4.45%		
一般賃金税	4.40%		
計：	32.28%	計：	7.00%

自営業者負担	
老齢年金保険料	10.21%
遺族年金保険料	1.70%
傷病保険料	9.61%
両親保険料	2.20%
労働災害保険料	0.68%
労働市場保険料	1.91%
一般賃金税	4.40%
計：	30.71%

なお、労働市場保険料というのは、日本の雇用三事業に相当するものであり、一般賃金税については、国税庁や企業連盟等にも確認したところ、「数字をあわせるもので、特に意味はない」ということであった。

また、2006年の保険料収入は使用者負担分が35,550億クローナ、自営業者負担分が100億クローナ、年金保険料（2003年）は700億クローナとなっている。

¹¹ 強制執行庁法律顧問 Olaf Dahnell 氏のヒアリング（2007年1月）による。

¹² 使用者負担率は、1960年4.14%、1970年13.90%、1980年35.25%、1990年38.97%、2006年32.28%となっている。

第2節 社会保険及び労働保険の保険料徴収事務一元化

1 保険料徴収事務の一元化された背景

社会保険料の徴収は、1984年まで社会保険庁が担当していたが、1985年以降、国税庁が税及び保険料の徴収を担当するようになった。この税の徴収との一元化により、社会保険庁は社会保険の給付にかかる事務のみを担当することになり、スウェーデンの社会保険は、保険料の徴収機関と給付機関が分離することとなった。

徴収の一元化が求められた背景には、当時の徴収方法の複雑さ、非効率性が存在する。当時、社会保険料は社会保険庁が徴収し、同時に国税庁も数字をチェックする作業を行っていた。使用者は被用者の前年所得に基づき保険料の暫定源泉徴収額を決定し、その翌年、被用者の確定した所得金額に基づき再計算し、社会保険庁へ再申告する。その際に未納分があった場合は、さらにその翌年に徴収され、最終的に保険料の徴収完了までおよそ2年半もの期間を要した。例えば、1980年の社会保険料を徴収するには、以下のような3段階を経ることになる。

① 1980年：暫定保険料の計算・納付

事業主は、被用者の1979年の所得に基づき、保険料の暫定徴収額を決定する。その暫定保険料を、年6回に分けて源泉徴収・納付。

② 1981年：

○保険料の確定・申告

被用者の1980年の所得額が確定。事業主は、その額に基づいて、保険料を再計算し、社会保険庁へ申告

○納付額と申告額の対比

社会保険庁と国税庁は、1980年に納付された保険料と1981年の申告された額を対比、チェック

③ 1982年：調整・完了

未納分の徴収

こうした当時の徴収方法に対し、使用者側からの手続きの簡素化を求める声に加え、国としても2年半という期間の利子分の損失が問題視されるようになった。そこで、国税庁へ保険料の徴収権限を移管し、保険料と税の徴収の一元化が行われた。

スウェーデンでは、個人番号を持っていなければ銀行口座を開設できず、またクレジットカードを取得することもできない。住民登録や税金、そして社会保険は、個人番号によって全て管理されている。こうしたシステムの下、個人番号の管理機関である国税庁が、税の徴収とともに保険料の徴収も担当するということは、それほど大きな変革を必要とするもので

はなかったともいえる。

2 一元化のために行った措置

国の利子損失の逡減、手続きの簡素化及び迅速化、事業主の事務負担の軽減、効率性を高め徴収率を上げる——ことを目的として、これまでの徴収方法の抜本的な改廃と、税との徴収一元化が行われた。

一元化のためにまず、法律・行政制度の改革・整備のためのプロジェクトグループが設置され、所得税、社会保険料及び付加価値税の申告がひとつの申告書で出来るようにするなど、徴収方法の根本的な改革を実施するとともに、これらに適用される徴収手続きや延滞税の賦課基準、争訟手続き等についても同一化が図られた。

最も力が注がれたのは、IT 開発である。事業主登録、確定申告を忘れた人に自動的に督促するシステム、申告書自動読み取りシステム、申告額と納付額が合致するか自動的にチェックするシステム、使用者が被用者に送る給与明細と国税庁に提出された申告内容を自動的にチェックするシステムなど、新システムの開発・構築がなされた。

また、事業主を対象に新規則に関する説明会を開催したり、パンフレットや新しい申告書等の送付が大掛かりに行われた。国税庁の職員には、社会保険料に関する研修が実施された。研修は、まず、リーダーとなる職員に対して5日間行われ、その研修を終えた職員が講師となり他の職員にレクチャーする（5日間）という形式がとられた。

3 一元化により発生した問題

こうした一元化への移行は、あまり大きな問題もなく終えることができた。しかし、一時的ではあるが、新旧の保険料計算・納付システムが並存したため、若干の混乱は生じたとされる。また、社会保険庁から国税庁への社会保険に関する知識移転も容易でなかった。一元化から数年後には、社会保険庁から国税庁へ移った職員の多くが、新しい職場環境になじむことができずに、社会保険庁へ戻るということもあった。その背景には、職場の「業務文化」の違いが存在したとも言われている。

4 現在の徴収システムに対する評価・課題

国税庁に税と保険料の徴収が一元化されてから20年以上経過しているが、特に議論されるような問題は生じていない。この一元化措置により、保険料の徴収・納付システムが簡素化され、毎月確定額を納付するため通算調整が不要となり、事業主がコンタクトすべき行政機関が一本化されたことは、効率化という点からみて、労使ともに高く評価している。

一元化によりとられた徹底したIT化により、現在では、国税庁と社会保険庁、そして各失業保険組合が、個人のデータ（勤務記録、納付記録、各種保険の請求・給付記録、失業保険の給付記録等）の全てをオンラインでチェックすることが可能となった。このシステムに

より、社会保険の保険料徴収機関と給付機関が分離していても、特に大きな問題は生じていないとされる。

しかし、国税庁では、さらに効率化させるため、社会保険料の給付事務についても国税庁に移管するように求めている。

国税庁が最も主張するのは、「効率性の追求」であり、財務省に対し税制規則の簡素化を提案したり、事業主が24時間国税庁との連絡がとれるようなホームページや電話サービスの実施、インターネットによる納税及び社会保険料の納付・申告書の提出システムを開発するなど、現在でも「効率性」の視点にたった徴収システムの改善に力を入れている。

なお、国民は、もはや「税」と「社会保険料」と区別して考えてはおらず、全て「税」と捉えている傾向が強く、社会保険料については「雇用税（雇用にかかる税金）」と認識されている面もある。

<参考資料・サイト>

Pia Blank Thörnroos “Socialavgifter i Sverige”（スウェーデン国税庁プレゼン資料）

Olof Dahnell “Verksamhetsområdeexekution”（強制執行庁プレゼン資料）

<http://forsakringskassan.se/sparak/eng/>（スウェーデン社会保険庁 HP）

<http://skatteverket.se>（スウェーデン国税庁 HP）

<http://www.kronofogden.se/>（スウェーデン強制執行庁 HP）

Svenskt Näringsliv “Statutory and collective Insurance Schemes on the Swedish Labour Market 2006” 2006

足立正樹（編著）『第3版 各国の社会保障』 法律文化社 2003年

井上誠一 『高福祉・高負担国家スウェーデンの分析—21世紀型社会保障のヒント』 中央法規出版、2003年

健康保険組合連合会（編）『社会保障年鑑 2006』 東洋経済新報社、2006

厚生労働省編『世界の厚生労働 2003 海外情勢白書』 2003年

中村有一、阿部志郎、一番ヶ瀬康子（編）『世界の社会福祉年鑑 2002』 旬報社、2002年

萩原康生、松村祥子、宇佐美耕一、後藤玲子（編）『世界の社会福祉年鑑 2006』 旬報社、2006年

別添資料： 保険料申告用紙

Senast tisdagen den 2 maj 2006 ska deklarationen finnas hos Skatteverket.

Läs först i "Dags att deklarera" hur du ska fylla i blanketten.

Kontrollera belopp som Skatteverket fyllt i. Om en uppgift är fel, stryk över den och fyll i rätt totalbelopp i vit ruta. **Ändra eller lägg till uppgifter endast i vit ruta.**

Andersson, Margareta

BADHUSPLANEN 2
123 48 VISTAD

Spara den ena som kopia!

1 Inkomster - Tjänst

Lön, förmåner, sjukpenning m.m.	250 900	03
		05
Kostnadsersättningar		14
Allmän pension och tjänstepension		15
Privat pension och livränta		16
Andra inkomster som inte är pensionsgrundande		19
Inkomster, t.ex. hobby, som du själv ska betala egenavgifter för		22
Inkomst enligt blankett K10 eller K4C		

4 Kapital

Ränteinkomster, utdelningar m.m.	7 350	50
		51
Överskott vid uthyrning av privatbostad		53
Avdrag för ränteutgifter m.m.	5 900	
Avdrag för förvaltningsutgifter <i>Du får avdrag endast för den del som överstiger 1 000 kr. Fyll i totalbeloppet. (Skatteverket minskar automatiskt ditt avdrag med 1 000 kr.)</i>		61
Kapitalvinst		56
Kapitalförlust	119	57

2 Avdrag - Tjänst

Resor till och från arbetet <i>Du får avdrag endast för den del som överstiger 7 000 kr. Fyll i totalbeloppet. (Skatteverket minskar automatiskt ditt avdrag med 7 000 kr.)</i>		01
		08
Tjänsteresor		09
Tillfälligt arbete, dubbel bosättning och hemresor		06
Övriga utgifter <i>Du får avdrag endast för den del som överstiger 1 000 kr. Fyll i totalbeloppet. (Skatteverket minskar automatiskt ditt avdrag med 1 000 kr.)</i>		

5 Förmögenhet

Du fyller i din förmögenhet	Sambeskattads personnummer 500525-1599
- om du ska sambeskattas och om din, din makes/registerade partners och dina hemmavarande barns sammanlagda förmögenhet överstiger 3 000 000 kr.	
- om du inte ska sambeskattas och om din och dina hemmavarande barns sammanlagda förmögenhet överstiger 1 500 000 kr.	
Läs i "Dags att deklarera" på sidan 12 om hur barns förmögenhet redovisas.	
Tillgångar	66
Skulder	67

Allmän självdeklaration enligt lagen SFS 2001:1227

3 Allmänna avdrag

Pensionssparande m.m.	7 200	43
-----------------------	-------	----

6 Utländsk försäkring - Avkastningsskatt

Skatteunderlag för kapitalförsäkring	62
	63
Skatteunderlag för pensionsförsäkring	

7 Underlag för fastighetsskatt

Småhus eller tomt för småhus 1,0 %	80
Småhus 0,5 %	82
Privatbostad i utlandet 1,0 %	84

Observera!
Innan du fyller i ruta 56 eller 57, läs i Dags att deklarera på sidan 11. Annars är det risk att du får fel skatt.

Skriv under på baksidan!



580301-28051L060121

SKV 2000 K utgåva 15 05-10 Näsbyvägen 10 AB - IDP AB

NRV	HB	FAM	Region	Kontor	Sektion	Grupp	Person-/Organisationsnummer	Famansföretag	Tax.år
			01	21	P01	99	580301-2805		2006

Specifikation till Inkomstdeklaration 1 för inkomstår 2005

Sid 1

Namn Andersson, Margareta	Person-/Organisationsnummer 580301-2805
-------------------------------------	---

Du kan deklarera via Internet, telefon 020-567 100 eller sms till 71144. Läs i "Dags att deklarera", sidorna 3 och 4.

Din kod för identifiering **77777777** Din kod för underskrift **99999999**

Uppgifter med * har Skatteverket redan fyllt i på deklarationsblanketten

Kontrolluppgifter	Inkomst/ Avdrag	Avdragen skatt	Tillgång(T) Skuld(S)
① Inkomster - Tjänst Lön, förmåner, sjukpenning m.m. -VISTADSFABRIKEN	250 900 *	71 500	
③ Allmänna avdrag Pensionssparande -PENSIONSSPARBOLAGET	7 200 *		
④ Kapital/⑤ Förmögenhet (tillgångar/skulder) Ränteinkomster, utdelningar m.m. Ränteinkomst på konto m.m./Behållning -BANKEN	300	90	52 000 T
Ränteinkomst på värdepapper/Värde -VPC AB SVENSKA STATEN 2004:2			146 000 T
Utdelning/Deklarationsvärde -AKTIESPAR ASTRAZENECA PLC Betalad utländsk källskatt 360 HENNES & MAURITZ B -BANKENS FONDFÖRVALTNING FUTURA ALLEMANSFOND UTDELANDE	3 600 1 750 <u>1 700</u>	720 525 510	80 392 T 213 200 T 25 052 T 85 248 T
=	7 350 *		
Avdrag för ränteutgifter m.m. Ränteutgift/Skuld -BANKEN	5 900 *		125 000 S
Kapitalvinst/Kapitalförlust Försäljning (se "TeliaSoneras återköp" nedan) förlust Kapitalförlust, 70% av ovanstående förlust	171 119 *		
Förmögenhetsvärde på bostadsrätt -BOSTADSRÄTTSFÖRENINGEN			180 000 T
Summa tillgångar			781 892
Summa skulder			125 000
Summa avdragen skatt	=	73 345	

TeliaSoneras återköp: Ersättning som du fått vid försäljning av säljrätter i TeliaSonera finns på kontrolluppgift. Du behöver inte redovisa denna försäljning på blankett K4. Skatteverket minskar din skatt automatiskt genom att ge dig avdrag för kapitalförlusten. Läs mer i "Dags att deklarera" sidan 11.

-BANKEN
TELIASONERA 1 050504 135

Underlag för skattereduktion för fackföreningsavgift och avgift till arbetslöshetskassa

Avgift till arbetstagarorganisation (fackförening)
-FABRIKSANSTÄLLDAS FÖRBUND 2 000
Avgift till arbetslöshetskassa
-FABRIKSANSTÄLLDAS A-KASSA 1 000

Du ska inte själv göra något avdrag för avgiften. Skatteverket minskar din skatt automatiskt genom skattereduktion.

Fortsättning på sidan 2 (baksidan).

Preliminär skatteuträkning till Inkomstdeklaration 1 för inkomstår 2005

Sid 4

Namn Andersson, Margareta				Person-/Organisationsnummer 580301-2805	
Hemortskommun 1 november 2004 VISTAD	Län/Kom/Förs 018401	Kommunal skatt % 29,85	Kyrkoavgift: Svenska kyrkan % 0,80	Avgift: annat trossamfund %	Begravningsavgift %

Skatteuträkningen stämmer inte om du ändrar eller lägger till något belopp i deklarationen.

Sammanställning förvärvsinkomst

Inkomst av tjänst	+	250 900
Allmänna avdrag	-	7 200
Taxerad förvärvsinkomst	=	243 700
Avdrag för allmän pensionsavgift	-	2 200
Grundavdrag	-	16 700
Beskattningsbar förvärvsinkomst	=	224 800

Sammanställning kapitalinkomst

Ränteinkomster, utdelningar m.m.	+	7 350
Avdrag för ränteutgifter m.m.	-	5 900
Kapitalförlust	-	119
Överskott av kapital	=	1 331

Skatteuträkningen ska du behålla!

Preliminär skatteuträkning

Kommunal inkomstskatt, 29,85 % (varav landstingsskatt 12,27 %)	+	67 102
Statlig inkomstskatt på kapitalinkomst	+	39
Allmän pensionsavgift	+	17 600
Kyrkoavgift till Svenska kyrkan, 0,80 % (varav begravningsavgift 0,11 %)	+	1 798
Skattereduktion för fackföreningsavgift	-	500
Skattereduktion för avgift till arbetslöshetskassa	-	400
Skattereduktion för allmän pensionsavgift	-	15 400
Slutlig skatt	=	70 239
Avdragen skatt enligt kontrolluppgifter	-	73 345
Beräknat belopp att få tillbaka (exklusive ränta)	=	3 106

- Hänsyn har tagits till avräkning av utländsk skatt som du betalat på aktieutdelning enligt gällande skatteavtal. Avräkning har gjorts med 360 kr.
- Hänsyn har inte tagits till eventuell egen skatteinbetalning.
- Du har anmält konto 123-4567 för skatteåterbetalning. Du behöver bara göra en ny kontoanmälan om du vill ha dina skattepengar inbetalda på annat konto.



SKV 2000b K utgåva 15 05-10



Skatteinbetalningskort



1958030128050	5050-1055	0 0	FYLL I BELOPP
Referensnummer	Skatteverkets bankgironummer	Belopp kronor	öre

Betalningsavsändare

Andersson, Margareta

Betalningsmottagare

Skatteverket

Detta inbetalningskort kan endast användas för inbetalning till skattekontot.

Betalning kan göras hos Svensk Kassaervice, lantbrevbärare och bankkontor samt via bankernas kuverttjänster och internettjänster.

Vid betalning via dator eller på annat sätt ange
• Referensnr • Skatteverkets bankgiro nr • Belopp

I FÄLTET NEDAN FÅR INGA ÄNDRINGAR GÖRAS

AVIN LÄSES MASKINELLT

#

1958030128050 #

>

50501055 #42#

Person-/Organisationsnummer 580301 - 2805	Tax.år 2006
---	----------------

Detta gröna fält gäller enbart näringsverksamhet

8 Näringsverksamhet

Överskott av aktiv näringsverksamhet	100 Enskild verksamhet	117 Handelsbolag
Underskott av aktiv näringsverksamhet	125 Enskild verksamhet	129 Handelsbolag
Överskott av passiv näringsverksamhet	102 Enskild verksamhet	119 Handelsbolag
Underskott av passiv näringsverksamhet	126 Enskild verksamhet	130 Handelsbolag
Inkomster för vilka uppdragsgivare betalar socialavgifter	127 Bruttoinkomst	131 Kostnader
Underlag för särskild löneskatt på pensionskostnader	104 Anställdas	120 Eget
Underlag för expansionsfondsskatt	128 Ökning	132 Minskning
Underlag för avkastningsskatt på pensionskostnader		121

9 Räntefördelning

Positiv räntefördelning Belopp från kod 877 på N6 eller N3A	52
Negativ räntefördelning Belopp från kod 862 på N6 eller N3A	55

10 Allmänna avdrag (näringsverksamhet)

Underskott av aktiv näringsverksamhet som du får kvitta mot förvärsinkomst. <i>Underskott som du redovisar här ska inte redovisas i rutorna 125 eller 129.</i>	45
---	-----------

11 Nedsättning av egenavgifter

Generellt nedsättningsbelopp	140
Regionalt nedsättningsbelopp - endast nedsättningsberättigad näringsverksamhet i stödområde.	141

12 Moms

Moms som du inte ska redovisa i skattedeclarationen	109 Utgående	110 Avdragsgill ingående
---	---------------------	---------------------------------

13 Underlag för fastighetsskatt

Hyreshus, bostäder/ Tomt för hyreshus	0,5 %	86
	0,25 %	87
Hyreshus, lokaler	1,0 %	95
Industri- eller elproduktionsenhet	0,5 %	96

Samråd enligt SFS 1982:668 har skett med Näringslivets Regelrådet.

Obs! Om du lämnar N-blanketter eller blankett K10 elektroniskt ska du inte skicka samma bilagor på papper.

14 Övriga upplysningar

90

Vänta ett tag!
Har du tittat på specifikationen om du kan deklarerar via telefon, sms eller Internet i stället?
Det är både enkelt och säkert!

15 Underskrift

Namnteckning	Telefonnummer – bostaden
	Telefonnummer – arbetet



580301-2805



99999000001000001

Spara den ena blanketten som kopia!

JILPT 資料シリーズ No. 49
諸外国における労働保険及び社会保険の
徴収事務一元化をめぐる実態と課題に関する調査研究

発行年月日 2008年12月15日
編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23
国際研究部 TEL: 03-5903-6312
印刷・製本 株式会社相模プリント

©2008 JILPT

* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)